

第百五十五回国
参議院内閣委員会會議録第十一号

平成十四年十二月十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月五日

辞任

松井 孝治君

補欠選任

大塚 耕平君

十二月六日

辞任

大塚 耕平君

補欠選任

松井 孝治君

鈴木 寛君

川橋 幸子君

筆坂 秀世君

筆坂 秀世君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

小川 敏夫君

阿部 正俊君

亀井 郁夫君

森下 博之君

長谷川 清君

吉川 春子君

阿南 一成君

上野 公成君

竹山 裕君

西銘順志郎君

野沢 太三君

山崎 正昭君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

松井 孝治君

白浜 一良君

山口那津男君

筆坂 秀世君

島袋 宗康君

衆議院議員

内閣委員長

内閣委員長代理

内閣委員長代理

国務大臣

内閣総理大臣

国務大臣

国務大臣

副大臣

外務副大臣

財務副大臣

文部科学副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

財務大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣法制局第二部長

内閣府男女共同参画局長

警察庁刑事局長

力団対策部長

法務大臣官房審議官

文部科学省高等教育局私学部長

厚生労働大臣官房審議官

阿曾沼慎司君

黒岩 宇洋君

田嶋 陽子君

佐々木秀典君

熊代 昭彦君

石毛 鏡子君

小泉純一郎君

竹中 平蔵君

鴻池 祥肇君

矢野 哲朗君

小林 興起君

河村 建夫君

鴨下 一郎君

木村 隆秀君

田中 和徳君

鴨谷 潤君

中城 吉郎君

山本 庸幸君

坂東眞理子君

近石 康宏君

原田 晃治君

玉井日出夫君

阿曾沼慎司君

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働大臣官房審議官

厚生労働省保険局長

厚生労働省年金局長

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

国土交通大臣官房審議官

会計検査院事務総局第二局長

増田 峯明君

恒川 謙司君

青木 豊君

真野 章君

吉武 民樹君

松本 守君

石井 健児君

説明員

本日の会議に付した案件

政府参考人の出席要求に関する件

構造改革特別区域法案(内閣提出、衆議院送付)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る六日、鈴木寛君及び畑野君枝さんが委員を辞任され、その補欠として川橋幸子さん及び筆坂秀世君が選任されました。

○委員長(小川敏夫君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

構造改革特別区域法案審査のため、本日の委員会に政府参考人として内閣官房内閣審議官中城吉郎君、内閣法制局第二部長山本庸幸君、内閣府男女共同参画局長坂東眞理子君、法務大臣官房審議官原田晃治君、文部科学省高等教育局私学部長玉井日出夫君、厚生労働大臣官房審議官阿曾沼慎司君、同恒川謙司君、同青木豊君、厚生労働省老健局長中村秀一君、同保険局長真野章君、同年金局長吉武民樹君、国土交通大臣官房審議官松本守君及び同石井健児君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 構造改革特別区域法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松井孝治君 おはようございます。民主党の松井孝治でございます。

これまでの委員会に引き続きまして、引き続き残っている論点について、本日も鴻池大臣を中心にいたしまして御質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、これは厚生労働省の政府参考人の方にお伺いをさせていただきたいんですけれども、今回の特区法案におきまして、特別養護老人ホームにつきましてはPFI方式とか公設民営方式というような形で曲がりなりにも民間参入が認められております。しかし、同じ厚生労働省でも病院、医療機関については、この特区構想においても、これまでの委員会でも累次議論をされてきたことでありますが、民間参入が一切認められておりません。

どうして、特別養護老人ホームは一定の条件を課して民間参入を認めている、しかし医療機関は認められないのか。これは、特に事務方というのはいろんな議論をしますときに、バランスを判断をして、こちらとこちらとどういう守るべき法益があるのか、その比較考量において制度をきっちりと検証するはずでございます。それについてどう

いう理由で片方は一定の条件で認めて、どうして医療の方は認められないのか、これについて合理的な御説明を伺いたいと思います。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 今回の特区制度におきましては、特別養護老人ホームの経営につきましては特区において試行的に株式会社が行うということと認める一方で、医療機関の経営につきましては株式会社への参入は認めていないということでございます。

これは、人の生命、身体にかかわります医療は、そもそも営利を目的とすべきものではなく、医療法上非営利の原則が明記をされているということが一つ。また、介護施設が高齢化の進展に伴いまして今後更に整備が必要であるということに對しまして、病院は全国的に必要な病床の整備がなされておりました医療提供体制は既に充実しているということ等から、医療機関の経営については株式会社の参入を認めることは不適当であると判断し、株式会社への参入を認めなかったということでございます。

○松井孝治君 人間の生命、身体にかかわるという意味では、特別養護老人ホームでも重度の介護を必要とする方がいらっしゃると思うんですね。したがって、厚生労働省さんの言い分では、それは厳格な基準の下での民間参入しか駄目だ。そういう意味において、特養ホームには認めて医療機関には認めない。

同じように身体、生命にかかわるという意味では非常に年寄りでも、私も幾つかの特養ホームを見させていただきましたが、もうはつきり言ってお病院だから株式会社参入を認めなくて特養だったと認めるという意味では、やっぱり命を預かるという意味では特養ホームに勤めておられる方々も非常に厳格な倫理観を持ってお勤めだと思いが、特養ホームは生命、身体にかかわらない、そういうものだから認めるという判断ですか。もう一回ちゃんと確認的に答弁をお願いします。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 特別養護老人ホームは生命、身体にかかわるわけでございますけれども、

でも、介護分野につきましては既に有料老人ホームでありますとかケアハウスあるいは在宅介護などにおきまして介護株式会社の参入が認められているということでございます。したがって、今回一定の制限の下に特区において試行的に株式会社特別養護老人ホームの経営を行うことができるということでございますが、医療につきましては法律上非営利原則が明記をされておりまして、株式会社の参入を認めていないということでございますので、医療分野と介護分野について同一に論じることとはできないというふうに考えております。

○松井孝治君 いわゆる経緯論はいいんですよ、経緯論でこれまで認められていないというのは分かっているんですよ。それを介護の分野ではある時点で判断をして、それを民間参入を一定の条件でケアハウスなり認めるという判断をこれまでしてきたわけですね。今回も更に特養ホームにそれを拡充するという判断をしてきたわけですよ。

にもかかわらず、医療について、さつき病床数も十分でこれ以上増やす必要はないという話でしたが、これまで盛んに、参考人質疑も当然ならんになられていると思えますけれども、病院の院長さんも来られて日本の医療の質というのが不十分だ、民間であるという理由で排除する必要はないんだ、もっと質的充実を図っていくべきなんだという意見がこの委員会でも議論されている。鴻池大臣もそういう方向で議論されている。しかし、合理的に、何で特養の世界では認められて医療では認められないのか、どういうところが決定的に違うんですか。もう一回、説明していただけますか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 今御説明したことでございますけれども、更にもう一点付け加えてさせていただきますとすれば、医療は介護サービスとは異なりまして、提供側と患者側の情報の非対称性というのが大きいわけでございます。したがって、ある意味では誘発的な需要を生み出すおそれ大きいということから、介護分野以

上に慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

○松井孝治君 情報の非対称性という話はこれまでも盛んに議論をされてきました。情報の非対称性が大きいからどうして医療法人でなくてはいけなくて株式会社だつたら駄目なのか。むしろ、参事人質疑でも株式会社とあるいは法人であるとかいうことを問わずに、むしろそれは情報提供を盛んにしていかなきゃいけない、その医療の質を高めていかなければいけない、その観点において株式会社であるということが決まれば、それは株式会社だから情報の非対称性が解消できない、そういうことではないという議論が、この委員会でも私だけではないと野党いろんな議員からそういう議論が提起されて、また参考人からもそういう議論が提起されていますが、株式会社だから医療に関する情報の非対称性が解消できないというのはおかしいんじゃないですか。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 当委員会でもいろいろ議論がなされていることは私も承知をいたしておりますけれども、株式会社の場合、当然でございますけれども、売上げの増大あるいはコストの削減に努めるわけございまして、したがって医療分野に進出をいたしました場合、収益性の高い分野に集中したり、あるいは過剰診療のおそれがあるということから医療費が高騰するということもございまして、あるいはコストの削減の面から考えますと、人件費を削減し、あるいは不正な医療から撤退をするというふうなことから適正な医療が提供できないおそれもございますので、私どもとしては慎重に考えなければならぬのではないかと申し上げている次第でございます。

○松井孝治君 それじゃ伺いますけれども、今までに民間で株式会社で医療を行っている機関が何十とありますね、何十とあつて、それはどういう評価なんですか。その個別の、ほかの医療機関とどういう差があるんですか。具体的に言ってください。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 今までの我が国の株式会社立の病院でございますけれども、元々従業員の福利厚生を目的として設立されたものでございまして、現在六十二病院ございます。基本的にはそれぞれの会社の従業員の方のために設立されてきているということでございます。具体的な収支の関係は十分承知はしておりませんが、成り立ちからすれば今の株式会社病院というのはそういう会社の従業員の方のためにやるものだというふうに承知しております。

○松井孝治君 余りいい加減な答弁をされない方がいと思いますよ。会社の方だけのための株式会社の病院になつていくかどうかというのは、一杯データがあるんですから、それを、具体的にどういう問題があるのか、株式会社、そんなに慎重に議論する必要があるというなら、株式会社の六十二あるところをきちんと評価して、こういう問題があるんだ、ほかの病院に比べてこういう問題があるんだということをきちつと行ってください。もう一回答弁してください。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 個別に十分その六十二の株式会社病院の実態について全部調査はしております。したがって、一概に申し上げられませんが、スタートといたしましては、今申し上げましたように従業員の福利厚生を目的としてスタートして、その後近隣住民の方々の希望に応じまして一般の住民の方を対象としているのではないかと考えております。

○松井孝治君 ですから、従業員を対象にしているかどうかという経緯論を聞いているのではなくて、株式会社が信用できない、問題がある、慎重に検討しなければいけないと言ふんなら、株式会社の病院についてのきちんとした評価をして、こういう問題があるんです、おっしゃるようなクリームスキミング、こういう状況が起こっているんですよ。別に個別の病院の悪口をここで言うてくれと言っているわけじゃないんですよ。そういう評価もせずにこの議論を、株式会社参入の議論をしておられたんですか、今まで。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 六十二病院全体を調査したものはございません。ただ、私どもの典型的な八病院についての調査結果によりますと、かなり三病院は赤字で本社から補てんをされているというふうなことが、あるいは五病院は黒字だと、そういったようなことしか今のところ把握しておりません。

○松井孝治君 私は経営状況が赤字か黒字かという話を聞いていないんですよ。さっきも参入に対して慎重であるべき理由で別に経営状況が赤字だとか黒字だとかいうのは挙げておられないでしよう。そうじゃなくて、さっき挙げられたのは情報の非対称性とか医療の質の確保とか、あるいはクリームスキミングが起ころうとしよう、そういう話をされているわけでしょう。

だから、そういうことについて、株式会社六十二もあるんですから、きちんと評価をして、何かこの前伺いましたら、病院のある民間機関がランキング出して、その百の中に、全国で病院幾つあるのか、私、今数字、手持ち持っていないけれども、その百傑の中にその株式会社の病院も入っているんですよ。そういう優れた医療を行っている株式会社もあるんですよ。だから、それをどう評価しているのか、そこをきちつと説明しないで、これだけ委員会が議論になっている医療についての株式会社参入について、それは駄目です。福祉で、特養で一定の条件付けてでもとにかくやってみようというふうに努力はされている、これについても私は問題はなしとはしないけれども、それに対して真面目に検討しているとは思えないんですよ、もう一回回答してください。

○政府参考人(阿曾沼慎司君) 株式会社の参入につきましましては、今申し上げましたように株式会社の企業行動によります売上げの増大とかコストの削減ということを目的とする部分がございまして、そういう意味ではいろんな弊害が懸念されるというのを申し上げておるわけでございまして、具体的に現在ある日本の六十二の株式会社に

おいて具体的なクリームスキミングといいますが、そういうのが起きているかどうかということについては私ども十分承知はしております。したがって、その点については少し勉強させていただきたいというふうに考えております。

○松井孝治君 審議官が勉強させていただきたいとおっしゃいましたから、それは是非勉強させていただいて、この特区法案の対象をどうするかという議論は、また一月十五日までに第二次募集をされて更に議論をされるというふうに聞いていますから、そこは私も何でもかんでも株式会社がついていいんじゃないかという言いせん。ただ、株式会社であることと理由を排除するのが本当にいいかどうか、きちんとした議論をして株式会社の参入を今回認めないという話をされていたのならばともかくとして、今のような話だとちょっと私は納得できないと思います。

鴨下副大臣、今のお話聞いておられたと思いますけれども、政治家としてこういう議論を聞かれて、副大臣の場合はお医者様であるというバックグラウンドをお持ちでございしますが、一言御感想を伺いたいんですが。

○副大臣(鴨下一郎君) 先生おっしゃるように、株式会社が必ずしも言ってみればクリームスキミングのようなことをするというような性悪説に立っているということではございません。

ただ、やはり医療若しくは先生おっしゃっているような例えば特別養護老人ホームの介護というような問題からいいますと、例えばおむつを換えるというところから致命的なものの治療をするための手術をする、こういうような非常に段階的に様々な分野がありますから、そういう中でできる限りいろんな経営主体について参画をしていただくというふうなことで言えば、ケアの部分についてはできるだけ門戸を開こうじゃないか、ただ、最終的なところの医療の最も生命にかかわるようなところについてはもう少し議論をする必要がある、こういうような認識でありますので、株式会社必ずしも駄目だとか、株式会社だつたら

それは営利だけでとんでもないことをすると、こういう議論ではないということだけは申し上げておきたいと思ひます。

○松井孝治君 今の副大臣のお話はある程度分かるんですけども、ただ、そういう株式会社、必ずしも駄目だということではなくて、中身の議論をするという議論がなされていないということ、は、今の私の政府参考人、審議官への御質問とその答弁で私は相当程度明らかになっているんじゃないかと。要するに、最初からその評価、少なくとも六十余の実績あるにもかかわらずそのサーベイスをしていない、それで理屈を付けて株式会社参入を阻んでいるというふうに聞こえてしまふ議論であつたと思ひます。

鴻池大臣、今の話聞かれていて、これまでも委員会でも何度か答弁をいただいていますけれども、普通役人というのは、役人のいいところというの、やっぱりこつちを認めてこつちを認めないというときに合理的な理由を付けるというのが役所の基本的なトレーニングなんですよ。ましてや同じ役所なわけですよ。別に旧厚生省と旧労働省というわけでもない。

旧厚生省の同じ役所で、片方は介護について、これだつてお年寄りの身体、生命を預かる非常に大事な仕事ですよ、リスクのある仕事ですよ。それについては認めている。昔からケアハウスについてはもう以前に認めている。条件は私厳し過ぎると思ひますよ、厳し過ぎると思ひますが認めている。他方で医療については、どうも今のお話を聞いていると、まともに株式会社の参入についての具体的な株式会社のビヘービア、行動についての評価もしないで、株式会社は、いや、クリームスキミングします、こんな医療みたいな情報の非対称性がある分野には株式会社無理ですよ、いや、病床数はもう日本は足りているんですよ、老人ホームとは違うんですよ、そういう言い方をされると、これまでのこの委員会の質疑は何だつたんだという感じ率直に言つて私は持つんですけれども、大臣の御見解、御感想を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鴻池祥肇君) ただいまの鴨下副大臣の御答弁につきましては、ある意味で私もほっとしているというか、今後びしゃつと門戸を開きたくない、いろんな意見の交換しようじゃないかという、そういうふうな受け取らせていただきます。正に今後ひとつよろしくいろいろと御指導賜りたいなという感じがいたしております。

審議官の悪口をともに言うわけじゃないけれども、病院六十二のうち数個の病院を見て赤字だ黒字だ、こういうことは余り意味がないんじゃないかと私も思ひます。病院が赤字といえども都立病院以下各公立の病院みんな赤字であります。都立病院なんか年間五百億、六百億の税金が病院に注入されているという状況でありますので、その辺の議論から出発をいたしますとこの特区の議論が間違ってくるんじゃないかというふうに私は思ひます。

もう一点、私は何度も大きなお声で小さな声で申し上げておるのは、全国で株式会社やろうと言っているんじゃないんですよ、特区は。一点でやってみたらどうかと。まして、建築会社がやるんじゃない、銀行がやるんじゃない、商社がやるんじゃない。病院が、立派なお医者さんが高度な医療、研究を兼ねてやってみよう。それは日本人の命を救うためなんだ。株式会社にしたら命が危ないと言ふ、片方は。私は命が大事だということをやってみようという方をどうしても支持したいと、このように思つております。

○松井孝治君 本大臣のおっしゃるとおりだと私は思ひます。是非、この後大臣にちよつと厚生労働省とハイレベルで交渉していただいて、また次の法改正が待っていると思ひますので、そこで今の御意見、御見解を生かしていただきたいというふうにお願ひをしておきます。そして、今私若干特養の方は一生懸命やつておられて、医療はまじめに検討したのかという話を申し上げましたが、特別養護老人ホームについて同僚の黒岩議員の方から既に先日の委員会ですつ

と御議論をされているとおりであります。

確かに、特区においてPFI方式というやり方ですが参入が認められたのは私は一歩前進だと思います。ただ、その参入条件というのは非常に厳しいわけですね。これはもう既に委員会でも議論になっていきますから繰り返しませんけれども、この参入条件は、株式の東証、大証の一部、二部上場であるとか、あるいは純資産が三億円以上、税引き前利益一億以上。

今どきそんな企業どこにありますか。そういう税引き前利益が一億円以上なければいけない、あるいは上場していなければいけない、こういう条件を課されてしまうと、実際に特養をやるという方で、一杯いらつしやいますよ、私も存じ上げている方で。やってみないと、そういうことで役に立ってみたいと。だけれども、現実にはやっぱり門戸を閉ざしているとしか言いようがないわけですね。これは大臣、私、何の基準で税引き前利益一億とか、あるいは東証、大証、名証の一部、二部上場でないといけないと、何の基準で決めているかというふうに調べてみたんですね。そうしたら通達なんですよ。

よく大臣、局長通達とかなんとかいろいろ聞かれますけれども、だれの通達かというのと、これを根拠にしている通達というのは、実はケアハウスの参入に当たっての通達なんですけれども、またそれを社会福祉法人の施設設置許可の通達を援用しているとかやこしい問題はあるんですが、簡単に言えば課長さんの通達なんです、課長さんの。別に僕は課長だからレベルが低いとか高いと言いませんよ。

ただ、ここで大臣が一生懸命厚生労働大臣とも折衝をされて、どういう条件で特養ホームに民間の会社が参入できるか。しかも、PFIというやり方ですから自治体との契約なんですよ。だから自治体は、そういう意味では契約で縛っているんですよ。何重にも縛っておいて、なおかつそこに経済的な基礎が必要だと。その経済的基礎はどういうことですかと言ったら、いや税引き前利益を

一年間で一億円出さなければいけません、あるいは株式一部、二部上場せよとかいふ。これを決めているのは、それだけのハイレベルでこの法律をようやくこまごまとめ上げられてきて、その実質的な参入条件を決めているのは課長通達なんです。

政府参考人、一言だけ確認をいたしますが、私が今申し上げた経済的基礎の具体的な条件、これはもう団体事務だとか何とかかんたないですよ、そういう前振りはいいですから。厚生労働省として十分な経済的基礎を有するということは、一億円以上の税引き利益又は東証、大証などの一部、二部上場条件であるということ、何のどういう文書でそういうものを元々基準として地方に掛けられているということが、課長の通達で投げ掛けられているということについて、そういう私の理解で誤っていますか。

ちよつと政府参考人、誤っているか誤っていないかだけお答えください。これは何とかかとか、技術的なことですかあくまでも我々の指針ですとか、そういうことは要らないです。私の認識が誤っているかどうかだけお答えください。

○政府参考人(恒川謙司君) 先生御指摘の通達は、軽費老人ホームの設備及び運営についての一部改正について、平成十四年の通達のことを御指摘だということに思いますが、これは厚生労働省老健局計画課長名の通達でございます。

○松井孝治君 大臣、分かっていただけでしたか。これだけ国会で議論をしていて、しかし実際のそのハードル、これを厚生労働省が全国の都道府県とか市町村に通達を出すわけですね。これは普通の都道府県とかあるいは市町村、こういう通達というのは無視できないんですよ、それは。これは団体事務ですよと厚生労働省さん必ずおっしゃいます、それはそうなっています、団体事務です。もし、それは私は、うちの自治体は聞きませんと言っているのは自由です。でも、忘れていけないのは、こういうものについては補助金があるんですね。厚生労働省から四分の三補助がこの施設

に、ケアハウスなんか施設整備ですよ、これはまだ制度ででき上がっていませんけれども、民間参入、補助金が出るわけですよ、ある一定の要件の下で。そういう補助金握られているところが、いや、こういう条件でないといけませんよと通達出されたら、これは普通の自治体はそれは聞かざるを得ないのは当然なんですよ。

だから、我々がこうやって国会で議論をし、非常に大臣レベルで折衝をして苦労してある要件でこれを民間参入を認めようというものは、実は一片の課長通達によってそのハードルは事実上コントロールされている、それは当然国会での審議に付されているわけではない。

見直していただかないと、これは形だけ整えて事実上は入ってくるなど言っていることにほかならないと思います。そこは是非今後議論をしていただきたい、これはお願いをしておきたいと思ひます。

このことはちよつと大臣、是非頭に置いていただきたいと思ひます。大臣、もし一言御感想があれば。

○国務大臣(鴻池祥肇君) この特区の構想が出て、そして、ただいま御審議を法案としていただいているわけでありまけれども、推進のための責任者、これは内閣総理大臣でございます。私は調整役でございます。この特区の構想をとにかく相進めるのであるという決意の下に、大上段にこの構想を進めておられるのは内閣総理大臣であるということ認識をしていただきたいと思うわけでありま。

その内閣総理大臣が、できないものはどうやればできるかと。この言葉を下敷きに、我々はそれを信じながら進めてきておるわけでありま。あるいは、難しいことを折衝をしているという現実から考えれば、ただいまの委員と役所のやり取りにつきましましては極めて不快千万、このように思っております。

○松井孝治君 本当におっしゃるとおりなんです。やっぱり、私は別に役所の通達を全部なくせというわけではない。しかしながら、こういう議論をしているときに、やっぱりこの通達について、この通達を引き続き基準として今採用されるというのは厚生労働省のスタンスだというふうには私は理解しておりますが、そのスタンスは是非

入ってきたときに、社会福祉法人とか、今申し上げましたように、あるいは社会福祉法人ですね、具体的には、事業者としては。これは施設整備として四分の三の国及び自治体の補助ですが、が行われますが、今後、この特区において民間参入が行われた場合に、きちんとした同じような補助金は受けられるんですか。それとも民間企業だからこれは受けられないんですか。

○政府参考人(恒川謙司君) 社会福祉法人が特別養護老人ホームを設置する場合には施設整備費補助金が交付されるのは先生御指摘のとおりで、その負担割合も、国が国庫補助基準額の二分の一、都道府県が当該四分の一を負担し、設置者たる社会福祉法人が残りの費用を負担するというのが現行の制度でございます。今回、特区においてPFI方式の下で特別養護老人ホームへの株式会社への参入を認めることとしておりますが、これについてはこの場合でも何回も御議論させていただきましたように、憲法上の制約もあり、株式会社に直接施設整備費補助金を交付することはできないこととなっております。

しかし、厚生労働省としましては、平成十五年度予算の中で、構造改革特区において介護サービスの提供等に関する事項を盛り込んだPFI協定の下の、地方自治体がPFI事業者の建設した特別養護老人ホームを買い取った上で、これを事業者に貸しし運営させる場合、その買取り費用を新たに国庫補助の対象とするよう財政当局に要求しているところでございます。

○松井孝治君 株式会社を参入したときに、そこに対してどの程度補助をするのかという議論はあるかもしれませんが、確かに。

ただ、今、大臣ちよつとこれは聞いておいてほしいんですけど、大事なことをおっしゃって、やっぱり憲法上の制約というのがあるんですね。これはもうはつきり言つて役所ではどうにもなりません。憲法上は、憲法八十九条、公の支配に属しない慈善とか博愛の事業、教育もそうだけれども、公金を支出してはならないと、こう書いてあるんですね。

ですから、公の支配というのは何なのかという解釈の議論があります。最終的には、何らかの法人の根拠法があつて、そこを解散を命ずることができるといふのは恐らく従来の政府側の解釈だと思ふんですね。これは今の特別養護老人ホームとか、あるいは教育の問題で私立学校に私学助成金を出しているのが本當に憲法違反であるのかないのかという議論があるところなんです。ですから、例えば今の私立大学に対して本當に公の支配が及んでいるのかという議論もありますね。あるいは私立中学・高校、本當に公の支配で、じゃ文部省が言つて、はい、おまえ解散と言へるのか、という議論もあります。

ですから、憲法を今遵守する立場でいへば、その公の支配というのをどう解釈するか、これからそういうものに対して一定の行為規制を掛けた上で株式会社に対してそれなりの、例えば教育でいうとパウチャーを出そうなんという発想ありますね。パウチャーという形で利用者が株式会社に対する教育についても使えるような補助制度を作ろうなんという動きも根強くあります。だから、そういうものについてこの公の支配をどう解釈するかという議論があります。

と同時に、本當に憲法の八十九条の規定というのはこのままでいいのか。今の状況だつて、公の支配というのは、実効的に支配していないところにお金出ているじゃないかという議論があるわけですが、これは本當に大臣と副大臣にお答えいただくつもりだったんですが、余り時間もなくなつてきたので、ちよつと大臣、この憲法八十九条、公の支配の解釈論とかそういうちよつと細か

いところはいいです、この憲法八十九条の解釈というのは、解釈というか、これについて大臣自身は政治家として、今、閣僚としては余り言えないと思ひますが、政治家としてどういふ思いを持たれるか、一言感想を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 私はこの特区の推進のみに頭の中に一杯ございませう。的確な答弁ができないかもしれませんが、私はやはりこの憲法論議に、そして結論の出ないこういった論議に振り回されるということは避けていただきたいなというふうに思ひます。いたずらに論議に振り回されるよりも、公の支配というものをどう考へていくかと。公正な競争を通じて国民のニーズに合せていく、そして特区というものをもつて活力を与えていくというのがこの構想でありますので、私自身は、やはり株式会社であります。あるいは既に既存の公の支配に類するものでありまして、同じレベルのところ感覚を持っていかなければならぬだろうというところは、行為規制の範囲内でこれを見ていく、こういう必要があるのではないかと思ひます。

○松井孝治君 憲法解釈論に入つてしまつと袋小路に入つてしまつて、むしろ今の現行憲法の解釈の中で公の支配というものをもう少し幅広くとらえて現実的な解決策を見いだすべきではないかという御答弁だと私は承りました。

鴨下副大臣は先ほど御答弁いただきましたので、河村副大臣の方から、これは特に私立学校への補助金はこれに当たるのかどうかという議論がずっとございしますが、一言、もし大臣、政治家としての御見解がございましたら。

○副大臣(河村建夫君) 私も第八十九条を最初に見たときにこれはと思つたのでありますが、その後、現実に私学助成をやっているわけでありまして、から、どういふ考え方でやっているかということ調べてみますと、やっぱりこれは私立学校に対しては学校教育法それから私立学校法、さらにこれは後にありますけれども、私立学校振興助成法という法律を作りまして、これに基づいて各種

の監督規定が設けられているということから公の支配に入る、そういうことで助成は問題ないという解釈になつておるわけでございます。

○松井孝治君 もう一步踏み込んで、例えば株式会社のようものが将来参入が認められたと、教育に対して。そういうものに対してひよつとしたら、程度の差はあるかもしれませんが、公の支配の強さの度合いに応じて。当然、国公立の学校と私立学校と、またそれなりの行為規制のみが掛かる株式会社と、またそれなりの行為規制のみが掛かる株式会社の参入というのは公の支配、一定の行為規制が掛ければ公の支配と解することができると、政治家としては御判断されますか。

○副大臣(河村建夫君) これは非常に微妙なところだと私は思ふんです。それで、株式会社で学校を作つた場合の今の私立学校法とかそれから私立学校助成法、学校教育法、学校教育法はこれは教育ですから考えられると思ふんですけれども、私立学校法は入つてまいりませんので、この辺をどの程度公の支配と見るかということですから、どいういふ更に法的な支配を必要とするか、これはやっぱりちよつと検討をしなければ、今の時点でそのまゝ株式会社に助成をすることが公の支配だということとは難しいのではないかと。

さらに、これは憲法とは関係ありませんが、今経費に助成をしているわけですね。そうすると、これができるといふことになる、株式会社の配当等も含めてそういうものに税金を使うということに、形になつてしまふますから、これはかなり政策判断を要する問題ではないかと、このように考へております。

○松井孝治君 少なくともフラットリー・ノーといふか、まず入口からそういうことはあり得ないといふふうな御答弁ではなかつたといふふうに私は今解釈しますので、是非そういうことも含めて御検討を、これはもう政治家でないと無理です。これは官僚にこういうことを、憲法の解釈にかかわることを議論しろと言つてもなかなか難しいことですから、政治的にそういうことも含めて御議

論をいただきたいと思つております。

ちよつと時間がなくなりましたので、あとちよつと急ぎますけれども、前回伺つた鴻池大臣の権限、特に私は今の法律上、今の状況というのはこの前伺ひました。ただ、この法案、基本的にこの前決がついております。この法案が成立した場合において、この法律上、この前申し上げた特命大臣、内閣府設置法に基づいた強い権限を持った特命大臣といふのがあつたわけですが、この法律が施行された後に鴻池大臣が内閣府設置法上の特命大臣になり得るのかどうか。これは内閣府設置法でいふんな事務が書いてあつたりしますから、これは純粹に法律的に、政府参考人、法制局の方から、法的にそれは特命大臣となり得る要件を満たしているといふふうに判断されるかどうか、その点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山本庸幸君) 御指摘の点は内閣府設置法の運用に関する問題ですので、本来であれば内閣府の方からお答えすべき問題だと思ひますけれども、お尋ねですので、あえて私の方から申し上げます。

構造改革特別区域に関する事務は経済に関する重要な政策に関する事項にかかわるものでありますし、また閣議において決定された基本的な方針に基づく内閣の重要政策にも関係するといふふうな考えられますので、内閣府設置法第四條第一項、第二項に規定する事務に該当するのではないかとと思ひます。そうであるとするれば、同法第九條第一項の特命担当大臣の所掌事務になり得るものと考えられます。

○松井孝治君 明快な御説明、ありがとうございます。

私もそう思ひます。ですから、制度上、少なくともこの法律ができた上から、それで本部というものも法律上位置付けられておられる、その中で恐らく一定の位置付けを鴻池大臣は担われるといふことはもう事実上固まつていふと思ふんです。が、そうなつてくると、法律上はこれはもう十分

特命大臣としての要件は満たしている、あとは法制局の方から今御答弁いただきましたようにその法律の運用をどうするかという判断になつてくると思います。

そこで伺いたいんですが、今日は特区室の審議官もおいでいただいておりますけれども、これは内閣官房として、本当はこれ御担当は内閣官房でも別の部署なのかもしれませんが、内閣官房としての、組織としての意向として審議官の方からお答えをいたしますということでございます。審議官の方に確認をさせていただきたいんですが、今法制局の方から法制上は適用可能だと、特命大臣発令可能だと判断すると、あとは運用の問題ということですが、この特命大臣を鴻池大臣に発令するかどうかというのは、事務方として何か問題がありますか。それとも、これはもう内閣総理大臣の意思において、内閣総理大臣がそれを発令するというふうには言え発令されると考えてよろしいでしょうか。

○政府参考人(中城吉郎君) お答え申し上げます。

私は構造改革特区担当大臣の下の事務方ということでございますので、この御質問に答弁することが適当かどうかという問題はございますけれども、一般論として言えば、任命権者である総理大臣の政策判断というふうに承知しております。

○松井孝治君 これは鴻池大臣にお伺いしても自分の権限を強めてくれみたいな話です、そうではなくても政治家としてのリーダーシップがあり方だというふうに私も認識しておりますので、そういう権限によらなければ仕事はできないみたいな議論は、恐らく美学からいっても余りお好みにならないと思いますから、あえて大臣には伺いませんが、今の話を総括してみれば、法的にも十分それは、今回のこの法律の施行を担当する事務というのは特命大臣の事務に足る事務であるというふうには、一般的に言えば内閣法制局というのとはなかなか硬い解釈をされるところなんです、そういう内閣法制局も法的にはそれは十分

分可能ですというお話でしたし、今事務方も内閣官房を代表してそれはもう総理の政策判断だと言われたということは、私はこの場で確認しておきたいと思ひます。

時間がなくなりましたので、最後の御質問を大臣にさせていただきたいと思ひますけれども、これはもう以前からお話をしているところでございますが、やっぱり各省との関係の調整というのは難しい。ですから、今、特命大臣の話も申し上げた。ここで最後、個別には通告をしておりませんけれども、やっぱりこの法律の特例規定を見直すということについて、今法律上、個別の各省が見直すということになっていっているんですね、法律の三十六条は、「関係行政機関の長は」という主語になっている。総理大臣を位置付けるとしたらその他ということに位置付けられないという状況になっていいます。

これは私、次なる法律改正のときには必ず改正をして、やっぱり政府全体の観点から、あるいは内閣総理大臣を補佐する鴻池大臣が政府全体の観点から、おい、この規制はもう特区だけじゃなくて全国に及ぼすべきじゃないかという議論を提起できる、そのときにやっぱり各省をないがしろにしてやれということではありませんが、そういう法制に私この法律を作り変えていただきたい。やっぱり各省だけに任せると、個別で特区で認められたものについても、それをいろんな形でバリアを高くする、あるいはそれを全国に広げるのなんかはとんでもないという話になってしまう。ここはやっぱり政府全体として、鴻池大臣のリーダーシップあるいは総理大臣のリーダーシップでそれを全国に広げるような仕組みに是非改善をしていただきたいと思ひますが、最後に鴻池大臣の決意を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 野党第一の方から私の立場について随分御心配をいただきました、有り難いことだと存じております。

前回も御答弁申し上げましたように、いろんなタイプがあると思ひますけれども、役職によって

仕事ができるタイプ、なくても頑張れるタイプと。私はどちらかというと後者の方でございますので、人事にしましては、一切関係者、総理を始め皆さん方にお任せをするところでございます。

しかし、先ほどの御議論の中で私もまた声を荒らげてしまったわけでございますが、一課長を侮辱するわけではございませんけれども、どうやればできるか、できないことをどうすればいいかという総理の大変重要な決断という指導に對して、役所の課長さんがどうやったらできないようにしようかという御判断をいただくということは極めて不愉快なことであるというふうに私も先ほど答弁を申し上げたわけでございます。そういったところを排除しながら、ほとんどの国民、ほとんどの政党の皆さん方が、この規制改革ということをやらなければ、構造改革をやらなければ日本の国に活力は戻らないという同じ視点からこの特区という構想も出てきたというふうに思えるわけでございますので、今、松井委員からの御提案というものの、極めて重要なことだと存じております。十分耳を傾けながら今後に對処していきたいと存じております。

○松井孝治君 終わります。

ありがとうございます。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

社会保険労務士法の特例について、まずお伺いたします。

構造改革特別区域法案では社会保険労務士に労働契約の締結、変更及び解除に係る求職者又は労働者の代理業務を認めるとしてありますけれども、現在、弁護士にしか認められていない業務を社会保険労務士に認める理由は何でしょうか。

○政府参考人(青木豊君) 今回の特例措置は、求人数は相当あるけれども求人数が就職者が増加しないのでせつかくの求人が無駄になっているという地域におきまして、社会保険労務士の業務を規定している社会保険労務士法の規定の例外を設けて、一定の要件に該当する社会保険労

務士は求職者や労働者の求めに応じて労働契約の締結、変更、解除について代理を行えることとしているものであります。

この特例措置によりまして、労働問題の専門家である社会保険労務士が求職者や労働者の代わりに労働契約の締結等について企業と交渉を行うことができるようになります。これによりまして円滑な労働契約の締結等が促進されまして、雇用のミスマッチの解消に大きな効果を発揮できるというところで、今回このような業務の拡大をするということにしたものでございます。

○吉川春子君 この法律の改正につきまして日弁連等から反対意見が寄せられておりまして、中間搾取を禁じた労基法六条の例外を認めることへの疑問、果たして需要があるのかという反論。また、自由法曹団は、民法の禁じる双方代理になるおそれがあるのではないかと、こういう意見を述べております。双方代理あるいは利益相反行為等を弁護士法では禁止しているのに社労士法では今回規定しなかった、その理由はなぜですか。

○政府参考人(青木豊君) 今御指摘になりました双方代理は民法百八条によりまして禁止されておりますので、今回の法案においてもその特例を設けておりませんので、社会保険労務士が労働契約の締結等に際して双方代理を行うことは違法となるわけでありまして、

今回の特例措置により認められる業務は労働者本人に直接大きな影響を及ぼすものであるということから、一定の能力を有した適正な職務執行を行っている社会保険労務士の方に今回の特例業務を認めるということにいたしました。また、都道府県労働局長の認定を受けることを検討しているところでございます。

そのようなことで設けなかったということでございます。

○吉川春子君 今、こういう業務が行える弁護士法には禁止規定があるんですね。もちろん民法に大原則の双方代理禁止という原則があるのは当然なんですけれども、それを個別の法律に設けてい

るんですが、今の御答弁では、なぜ社労士法にはその禁止規定が設けられなかったのか、またその担保があるのかということについての答弁としては非常に不十分だと思います。

それで、大臣、鴻池大臣にお伺いいたしますが、今度のこの社労士法の改正は、社労士会からの要望があったわけではないんです。それから、弁護士会の方は反対している。国民の利益を守る立場から、やっぱりこれまでやってきたように、社労士法の、社労士の業務の拡大というのはしてきているんですけれども、その場合も、両方の意見を聞いたり十分検討したりして法改正を行ってきたんですね。

ところが今回は、夏休みに地方公共団体から特区の要請が上がってきた、それを受けて、どちらの意見も聞かずに、十分検討せずにこういう法律の改正をしてきたというのは私はちょっと拙速ではないかというふうに思うのですが、この件について大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 吉川委員、もう既に何度も御理解ある発言をいただいておりますように、この特区の提案というのは、地方公共団体、地方からの提案であるということでございます。この自発的な計画を作成をされたものを私も評価をし、そして実施するものでございます。

本件につきましても、特定事業の実施主体から意見を聞くと、いわゆる地方公共団体がですね、そういうことにも相なっておりますので、法案を提出するに当たりまして必ずしも社会保険労務士や弁護士会との調整が必要であるとは思っていないところであります。

○吉川春子君 地域経済の活性化ということは私たち非常に必要だと思っております。そのためにいろいろな法改正を行う場合に、私としては、これまでのしがらみをもう断ち切るんだというお考えは伺っていますけれども、やっぱり慎重にやるべきことは慎重にやって、法改正を、諸般の比較考量、そしてその住民の利益を守る、労働者の利

益を守る、そういう立場からは是非進めていきたいということをお願いしたいと思っております。

続きまして、パートタイム労働者の社会保険適用基準について、被保険者の資格、その根拠について伺います。

千二百万人のパート労働者のうち、厚生年金、健康保険の未加入者は六四・四％というふうに言われておりまして、約三分の二の人がこれに当たるわけですね。社会保険の適用基準、すなわちパート労働者が健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得するための要件は何ですか。そしてまた、その根拠は何によっているんでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 健康保険及び厚生年金の被保険者は、適用事業所と常用の使用関係にある者ということになっておりまして、それぞれ健康保険法三条なり厚生年金保険法九条に被保険者の定義がございます。

この常用の使用関係の有無ということでございますが、労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を総合的に勘案し、個別事例に即して認定をするという取扱いになっております。

具体的には、一日又は一週の所定労働時間及び一月の所定労働日数が、当該事業所におきまして同種の業務に従事する通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のそれぞれおおむね四分の三以上である就労者を原則として常用の使用関係にある者というふうにして取り扱っているところでございます。

○吉川春子君 その根拠は何でしたっけ。

○政府参考人(眞野章君) 根拠、被保険者の定義そのものは先ほど申し上げたとおりでございますが、今申し上げました具体的な取扱いにつきましては、昭和五十五年の六月に保険局の保険課長、それから社会保険庁の健康保険課長、厚生年金保険課長が出しました文書でございます。

○吉川春子君 通達ですか。

○政府参考人(眞野章君) 文書の形態は、発翰文書でございますので、通達ではございません。

○吉川春子君 ちよっと、時間もないので端的に

答えてください。内簡でしよう。

○政府参考人(眞野章君) 通常、内簡とされているものでございます。

○吉川春子君 先ほど、一片の課長の通達というお話がありまして、これは、パート労働者の社会保険適用基準が一片の課長通達でさえないということをやまず指摘しておきたいと思っております。

それで、内簡というのは大変古い日本語で、パソコンでも一発では出てこないんですけれども、内容も非常に問題があります。まず、その加入要件、社会保険の適用基準を事業所単位で考えるというふうになっております。同じ労働時間のパート労働者でも社会保険に加入ができる場合とできない場合が出てくるんですね。

それは、例えば一日五時間半働くパート労働者であるとして、ところが、所定労働時間が七時間の事業所では社会保険の適用がありませんけれども、八時間の事業所では適用がない、こういう矛盾になるわけですね。このことについて、その四分の三という基準を当該事業所単位で考えていくということによって、そういうパート労働者の間に不公平が生ずるということについてはどのように思いますか。

○政府参考人(眞野章君) 当該事業所におきまして同種の業務に従事する者ということで、事業所の同じ現場で、現場といいますが、同じような業務を行っている方々と比べて四分の三と、おおむね四分の三ということが判断として常用労働者ということになるということでございまして、先生の御指摘な部分もございしますが、逆にまた画一的に時間で決めますとそれぞれの事業所なり現場で異なるということもございまして、私どもとしては、当該事業所のよく似た業務というものの比較というのが今のところ取扱いとしては適当ではないかと思っております。

○吉川春子君 この社会保険の適用基準なんというのは画一的じゃないと困るんじゃないですか。A事業所に五時間三十分勤めているパート労働者は社会保険の適用がある、B事業所に勤めている

パート労働者は同じ五時間三十分勤めても社会保険に適用がない、これは非常に同じパート労働者の間に不公平を生みますよね。こういう事業所単位の適用ということは問題だとは思わないんですか。

○政府参考人(眞野章君) 先ほど来申し上げておりますように、事業所との常用的雇用関係にあるかどうかということと判断するわけでございまして、事業所との関係において判断すべきものというふうになっております。

○吉川春子君 答弁になっていませんよ。常用労働者ということとはもう前提で聞いているんですよ。そして、四分の三ということを言っている。

ところが、Aの事業所とBの事業所で所定労働時間が八時間と七時間というふうに違えば、それぞれ五時間三十分働いているABのパート労働者が、一方では社会保険の適用がある、一方では社会保険の適用がないと、常用労働者で、そういう差が生ずるということについてどうですかと聞いているんですよ。

○政府参考人(眞野章君) 常用労働者という部分において、私どもとしては、当該事業所のよく似た業務に従事する者との関係でおおむね四分の三というのを行っているということでございます。

○吉川春子君 私の質問分かっていただけますか。

その所定労働時間が八時間のところと七時間のところだと、四分の三の値が違ってくるじゃないですか、算数で計算すれば。だから、五時間三十分それぞれ働いている労働者でも、七時間と八時間では四分の三という基準をクリアできる事業所とできない事業所が出てくるんですよ。所定労働時間ということでやるわけですからね。事業所単位の所定労働時間ということですからね。そういう差が出てくるけれども、それは不公平ではないのかと聞いているんです。常用労働者ですよ。

○政府参考人(眞野章君) 先生の御前提の常用労働者

働者という場合に、私どもはそれぞれの事業所の四分の三ということが常用労働者かどうかのメルクマールだということを申し上げているわけでございます。確かに、所定労働時間が八時間と七時間の事業所があれば、実際に業務されておられる方の時間数によってその適用が分かれるというのはその御指摘のとおりでございますが、その当該事業所におきます当該事業所との常用的関係かどうかという判断を、当該事業所をよく似た業務との関係の四分の三という基準をもって私どもは判断をしているというふうに申し上げているわけでございます。

○吉川春子君　よく似た業務とかそういうことは今は関係ないでしょう。それはもう当然の前提で聞いているんですから。

この内簡、課長の通達ではないお手紙、拝啓から始まるんですからね、この文書は、大臣。拝啓から始まるんですから、何かと、こういうのが始まるんです。そこに基準が示されているんです。そして、それが当該事業所ごとに判断するのですね。で今のような矛盾があります。

それから、もう一つ申し上げますけれども、今、パート労働者は掛け持ちで二つ以上の事業所で働く労働者が増えています。それは、使用者の方々が社会保険の企業負担、使用者負担を払いたくないと思えば、四分の三以下で切るわけですね。そうすると、それではお給料が生活を維持するのに足りませんから二つ以上働くと、これがダブルパートの労働者が増えている理由です。

それで、その場合に、これはもう完全にその四分の三ということはクリアできません。ある事業所で十九時間、もう一つの事業所で深夜また十九時間と、三十五、六時間働いても結果としては四九時間分の三に当たらないので、この方々も社会保険の適用から外れるわけですね。これはやっぱり非常に、老後の生活とか、あるいは社会保険、健康保険とかそういう適用を除外されるわけですから、大変な問題ですね。

こういう問題について、私は、結論的には労働

時間を合算して社会保険の適用基準というものを決めるべきではないかと思いますが、その点については改革の意思はありますか。

○政府参考人(眞野章君) 今申し上げておりますように、厚生年金なり健康保険の被保険者かどうかというのは事業所との常用的雇用関係があるかどうかということに着目して適用するという事になっておりまして、今、先生御指摘のように、複数の事業所で先ほど来問題になっておりました四分の三という基準をクリアしていないという場合には、これはなかなか今までのことからいえますと適用するというのは非常に難しいんではないかと。また、実務的にも、それぞれの事業所、事業主が就労者の他の勤務時間その他をどういうふうに把握するのとかというような実務的な問題もございまして、なかなか難しい点が多いんじゃないかというふうに思っております。

○吉川春子君 やっぱりこういうところを本当に改革いたしませんと、こういうところは是非構造改革という形でやっていただきたいと思うのですが、パート労働者で母子家庭で、そして昼間だけ働いたのでは生活できない、子供を寝かし付けてまた夜勤くと、そして四十時間近い労働をしても健康保険も年金も入れない、こういう悲惨な状況にあるわけで、それは今の制度自体に非常に大きな原因があると思うわけです。

それで、続いて伺いますけれども、百三十万の壁ということがよく言われますけれども、パート労働者の社会保険適用基準としてこの百三十万ということが基準になるのでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 百三十万円ということでございますが、これは被扶養者の認定要件といまして、主としてその被保険者により生計を維持する者に該当するかどうかという判断でございます。まして、パート労働者が健康保険なり厚生年金の被保険者かどうかというのは、先ほどの議論で、おおむね四分の三ということで判断をする。そして、それに該当しないという場合には、国民健康保険や、年金でいきますと国民年金の第一号

の被保険者になるわけですが、国民健康保険や第一号の被保険者になるのかどうか、それから健康保険の被扶養者になるのかどうかと、そういう場合のメルクマールでございまして、百三十万円未満の場合には健康保険や厚生年金の被扶養者になりますし、百三十万円以上の場合、今申し上げました国民健康保険や国民年金の第一号の被保険者の適用を受けるということでござい
ます。

○吉川春子君 端的に言えば社会保険の適用基準にはならないと、百三十万は、そういうことです
ね。

それで、会計検査院 おいででしょうか。会計検査院はパートタイマー等の短期労働者の健康保険及び厚生年金について徴収額が不足しているという指摘を毎年しておりますが、その基準、根拠は何によつていますか。また、この三年間の徴収不足額、金額は幾らに達しているでしょうか、年度別でいいんですけれども。

○説明員(増田峯明君) 私どもの検査の中で常用的な使用関係にあるか否かの判断につきまして、先ほど厚生労働省の方から御答弁がありまして、取扱い基準に基づいて判断をさせていただいております。

指摘の結果でございますけれども、過去三年、十三年度まででございますが、まず十一年度につきましては千八百七十四事業主、五十九億一千六百二十八万余円、十二年度は一千七百六十七事業主におきまして五十四億九千五百八十三万余円、十三年度は千五百十八事業主につきまして四十三億二千二百二十万余円の徴収不足を指摘いたしていただいております。

○吉川春子君 確認いたしますが、内簡の基準によつてこの会計検査を行つて不足額を徴収しているという理解でよろしいですか。

○説明員（増田峯明君） おっしゃるとおりでございます。

○吉川春子君 一九九六年十月三十一日の社会保険審査会裁決について伺いますが、会計検査院が

今のような検査を実施されまして、社会保険に加入していなかった市役所の臨時職員、仮にXとしますが、加入漏れであると指摘されて、茨城県知事が健康保険、厚生年金保険の被保険者資格の取得を確認する処分をいたしました。つまり、今までは入っていないかったけれどもこれからは社会保険に入りますよ、あなたは被保険者ですよという確認処分をしました。そして、Xは二年分の年金等の保険料を負担しなければならなかったのです。資格確認処分を不服として社会保険審査会に審査請求をいたしまして、知事の確認処分は妥当性を欠くとして取り消されましたね。この理由は何だったんでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) 平成八年十月三十一日の審査会の裁決でございますが、おおよそ先生おっしゃるとおりでございます。それにつきましましては、裁決書の中で請求人の主張がもっともであると思われるような記述があつたにもかかわらず、著作物、新聞記事が出されたも保険者がこれを訂正するための措置を講じたと認められないと、したがつてというようなお話、それから先ほど先生御指摘がありました内簡という形態が通達とは違つたというようなこともありまして裁決が行われたというふうに承知をいたしております。

○吉川春子君 要するに、パートタイム労働者が百三十万ということが社会保険適用の基準であるかのように誤解したのは無理からぬ理由があると、それは新聞、マスコミの報道でもあるしということも書かれておりました。そして、保険者の取扱いを示したと思われる内簡は、今答弁がありましたように、通常、責任ある官庁が出す通達の種類とは異なったものと、内容も、おおよそでしたっけ四分の三というような具体性に欠けた、おおむね四分の三以上というあいまいな表現があったりして実務的な判断基準としては使えるか疑問だと、こういう裁決の内容で、最後に、パートタイムイマ―に対する社会保険適用の問題は社会的にも大きな問題であるので、当審査会としては明確な基準の下にその適用を行うように切望すると、こ

うい意見が付されましたが、このことについて
どのような対応を取られたのでしょうか。

○政府参考人(眞野章君) そういう会計検査院の
指摘、それから裁決その他等を受けまして、私ど
も、従来からの指導ではございますけれども、先
ほど来お話の、おおむね四分の三以上の場合の社
会保険の適用をきちとするという指導をいたし
ておりますし、新規の適用事業所の事業主説明
会、事業主に対する定期的な指導など、機会ある
ごとにその周知徹底に努めているところでござい
ます。

○吉川春子君 一般のパートタイム労働者がそ
ういものを誤解するような内簡の内容だといふこ
となので、当該事業所に徹底するだけでは足りな
いのではないですか。そして内簡という、課長の
通達でもない、お手紙です。拝啓時下ますます
御清祥のこととお喜び申し上げますと、こうい
うところから始まって、パート労働者の社会保険
の適用基準は以下ですというお手紙なんです
よね。だから、この裁決が指摘するのとおり、実務
的な判断基準として使えるかどうか疑問だとい
ふに言えると思うんです。そして、しかもこの
内簡は、今となつてはこれは廃止しなくてはなら
ないものではないんですか。地方分権一括法が通
りまして、この内簡というものは廃止されたの
ではありませんか。

○政府参考人(眞野章君) 先生御指摘の内簡は、
確かに都道府県の民生部局の保険課長あてでござ
いますけれども、これは、この業務は地方事務官
制度の廃止に伴いまして各都道府県社会保険事務
局が引き継いでおります。それから、厚生年金な
り健康保険の適用というのは、その事務として
現在もございまして、そういう意味では判断の
基準として今も私どもとしては当然有効だとい
ふに思っております。

○吉川春子君 もう地方分権一括法が成立して機
関委任事務も廃止されて、だから内簡というの
も、通達でもないものでいかうかという議論
を最初に申しましたけれども、それに加えて、

これはもう法律の改正によつて廃止されちゃった
もの、それがいまだに基準として、一千万人以上
いるパートタイム労働者の社会保険の適用基準と
して生きていて、しかも、いろいろ指摘しま
したように、事業別に個別に判断するとかいろ
んな問題点があるわけなんですけれども、こう
いふものを今後もあまい内簡のような形の基準
をそのままずっと維持していくつもりなのかど
うか、これについての改革というか、きちと基準
を示していくとか、そういう意図は、そういう取
組というのはいかなるものか、きちと基準

本当に私としてはもうあきらめるばかりと。お役
所というのは文書に文書を積み重ねてやってい
くでしょう。そういう初歩すらないということに
対して、非常に怒りすら、パート労働者の立場に
立つたら怒りすら感じるんですけれども、どう
でしょうか。

○政府参考人(吉武民樹君) 委員御質問にござい
ます短時間労働の方々の、私どもの年金の関係で
申しますと、厚生年金適用についてでございます
けれども、昨年末に女性と年金の検討会の報告書
が取りまとめられまして、これを踏まえまして、
平成十六年の年金改革に向けて社会保険審議
会の年金部会においても御検討をいただいている
ところでございます。

その御議論の検討過程におきまして、特に女性
と年金の検討会の検討過程におきましては、厚生
年金等の社会保険の適用基準につきまして、通常
の就労者の方の就労時間の二分の一以上、ある
いは二分の一以下であっても年収が六十五万以
上の方について適用してはどうかというよう
な提案もなされております。この提案を一つの
ベースとして検討が進められております。

いずれにしても、就業形態が多様化して
おりますので、そういう状態の中で短時間労働者
に對しまして被用者にふさわしい年金保障の充
実を圖るといった観点から、短時間労働者の方
に對します年金給付と負担の在り方、それから
現実には、これは適用拡大をいたしますと事業主の保

料負担の問題がございまして、それから御本人に
とりましても厚生年金の保険料負担の問題がござ
いますので、その負担の影響等の課題にも留意
しながら今後検討していく必要があるというふう
に考えておまして、適用基準の在り方につきま
しても平成十六年の年金改革に向けてこれから幅
広く議論してまいりたいというふうに考えてお
ります。

○吉川春子君 もう一つ申し上げたいのは、国家
行政組織法の十二条四項におきまして、「法律の
委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、
若しくは国民の権利を制限する規定を設けるこ
とができない」ということは明確にされてお
ります。

これは法律の根拠もなしに、会計検査院が入れ
ばこれは違法だということ、その二年分さかの
ぼつて取り立てられる。これは会計検査院がい
けないといふに私言っているんじゃない、そ
の内簡という不明確なものに基づいて厚生労働省
の方がやっている、その会計検査という形でお
やりになっているんだらうとは思いますが、そ
ういふ強制力が働くという結果になるわけ
です。そういう非常に法律的に不備だとい
う問題が一つあります。

それで、大臣、いろいろ細かい法律的な解
論をお聞きいただいたわけですが、これか
らは先はちよつと大臣に質問をいたします。
今、パート労働者の社会保険の適用問題とい
うのは非常に深刻な大問題でございまして、や
つぱり一生懸命働きながら保険の適用がない、
社会保険の適用の条件から漏れてしまふ、こ
ういふパートタイム労働者がたくさんいるわけ
です。例えば、三十五時間、四十時間働いて、
そしてやつぱり老後のためにも、あるいは自
分の健康を害したときにもそういう社会保
障の恩恵を受けられないということが与えられ
ないかと思ふんです。

明確な社会保険の適用基準、短時間労働者
に対する適用基準について、こういうところ
を是非構造改革で、本当に弱者、こ
ういふ方々のために構造改革をして
いただきたいと、パートタイム労働者
の問題について大臣の御所見をお伺い
して、私、持ち時間が少なくなりました
ので、終わりたいと思ふいます。いかが
でしょうか。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 私の身の回りにも
パートで働いておられる奥様方、たくさん
おおいでございまして、ただいまの御議論を聞いて
おまして、いろんな問題があるんだな
というように思ひました。勉強させて
いただいたわけでございまして、大
変そつけない返答で恐縮ですが、私
自身に与えられた任務と違ふ議論の
こととでございまして、答弁は控
えておきたいと思ひます。

○吉川春子君 そうですか。
地域経済の活性化といふことを考えた
ときに、やつぱり働く人たちの処遇を
どうしていくか、賃金とか社会保
障とかそういうものをどうしていく
か。そして、将来に不安のないそ
ういふ生活の中で初めて消費も需
要も喚起されて消費も拡大してい
くのではないのでしょうか。

そういう中で、今パート労働者は真
つ先に解雇されますし、雇止めとい
う形で解雇されますし、雇用保険も
同じような問題があるわけですね。
今日は雇用保険の問題に触れる余
裕がありませんでしたけれども、
やはり雇用保険に入っていない
パート労働者も多数います。そ
ういふ中で、社会保険の適用の
問題について今様々な議論が行
われているわけですが、是非
パート労働者の権利を守ると、
そういう立場に立つた構造改革
あるいは年金改革が行われます
ように私は強く要望をいたし
まして、質問を終わりたいと思
ひます。

○島袋宗康君 国会改革連絡会の島袋宗康
です。まず、大臣にお伺いいた
します。小さく産んで大きく育
てるといふ言葉がござい
ます。私は、今回の構造改革特
別区域法案は、名前前は非常に
堂々としておりますけれども、
体質はどうもひ弱な構造では
ないかという感じが

しております。そこで、国の援助なしでうまく立ち上がっていくのか、歩いていけるのかというふうなことがいささか危惧をしておりますけれども、これに対する大臣の御自信のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 鳥袋委員の絶えず御心配の御発言、十分承知をいたしておるところでございますが、特に、財政措置がない、パンチ力がないよという思いも根底におありというふうにも、続いております御質問にかいま拝見できるわけでございます。

この特区の構想そして推進に当たりましては、まず試したということの御認識をちょうだいしたいと思っております。やってみようじゃないかと。財政措置、あるいは法的な、税制の措置もないと。地域から、沖縄県から、秋田県から、こういった地域からの思いというものを十分受け止めて、そしてできるものからできるだけ早く、できないものはどうすればできるかということ規制の中で考えていくということでもあります。そして、御心配に至らないようにフォローをしていかなければならないと、このように考えておるところであります。

○鳥袋宗康君 試しにやってみたいという方向性は分かりますけれども、やっぱり地方の財源というのは非常に厳しい状況でありますから、これから質問いたしますけれども、この法案については地方の自主性あるいは自発性、主体性というようなことが強調されているようであります。何事をするにつけても先立つものというものが、やっぱり物事はなかなか成立しないというふうなことが世間の常識となっております。今、地方には自主財源が乏しいということが現下の状況でありますので、国から地方への財源の移譲を行って、地方に先立つものを渡してあげないと地方は特性を発揮できないのではないかと思います。この点についてどのようにお考えになっておるか、再度お伺いいたします。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 地方への財源の移譲に

つきましては、構造改革特区の取組とは先ほど申し上げましたように別問題でございますけれども、現在、国庫補助負担金、交付税、税源措置を含む税源配分の在り方を三位一体で今検討いたしておるところでありますので、御承知をいただきたいと思います。

○鳥袋宗康君 その三位一体の改革というものを、これからやはり地方が期待できるような方向性が見いだせるのか、あるいはこのまま推移していくのか、その辺の状況はどんなものですか。

○国務大臣(鴻池祥肇君) その件につきまして、正に委員御指摘のように議論をいたしておるところでございます。

○鳥袋宗康君 緩和の対象となる規制の範囲にかかわる問題についての話になりますが、国があらかじめメニューを示しておいて、その範囲内では緩和してよい、これは緩和してはいけないというような規制の緩和、撤廃なら、地方の自主性といってみても、やはり地方は国の掌中で踊らされているにすぎないというふうなことが言えるのではないかと。それで果たして地方の自主性が発揮されて本場の意味での構造改革あるいは規制の緩和に結び付くことになるのかどうか、その辺についてお尋ねいたします。

○国務大臣(鴻池祥肇君) メニューをあらかじめ示すのではないかと御指摘でございますが、これに關しましては、この特区構想は全くそういうこととはしない、あくまでも御提案を地方からいただくと、こういうことでございまして、八月三十日に締め切りました、そして本法案を御審議をいただいております過程におきましても、メニューを示したということは一切ございません。あくまでも地方からの提案、提言というものを受け付けさせていただいて、これをいい意味で精査をいたしながら本日に至っているというところでございます。

ただ、委員の御心配、御指摘の中には、そうであっても、省庁の方からある意味での抵抗があるのではないかとということもお含みであろうとい

うふうに拝察するわけでございますが、これに關しましては、先ほどの質疑、御議論の中にございますように、正に総理が、できないことはどのような指針を逆に覆して、いかにすればできないような指針を逆にかき、こういう役所もこれありというふうなこともかき見えてきておりますので、こういふことにつきましては委員と同じ心配をするものでございますし、これをできる限り排除をいたしまして地方からの提案を十分受け止めなければならぬという覚悟を新たにいたしておるところでございます。

○国務大臣(鴻池祥肇君) ありがとうございます。この法案を成立させていただきまして、そしてこれを生かす殺すというのはやはりまず政治家の認識であろうと思ひますし、私もこれを担当いたしております者のいい意味での迫力ではないかというふうにも思っておりますのでございまして、小さく生まれるかもしれないけれども、是非とも、いいものが一つ、いいものがまた一つ、いいものが三つ目、これが今申し上げましたように燎原の火のごとく全国に広まっていき、そして沈滞をいたしておりますこの日本列島に明るいものが生まれることを期待をいたしておるところでございます。

○鳥袋宗康君 今の決意をお聞きいたしましたして少し安心しましたけれども、是非その方向で頑張っていたいただきたいというふうに思います。

○鳥袋宗康君 まだちょっと時間がありますけれども、沖縄は自由貿易地域とかあるいは金融特区とかあるいは情報特区とかいうふうなことが政府によって指定されておりますけれども、大臣として、今度の構造改革特別地域において、沖縄の立場から、あるいは沖縄の現状を、この特区ができることによってどういうふうな形で、担当大臣ではありますけれども、この法案の担当大臣として、沖縄の今の状況というものを、どのようにこの特区ができることによって方向性が見いだせるのかというふうなことが、何かありましたら御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 衆参の御議論の中で、やはり強烈にそうすべきであるという政党あるいは委員もおいでございました。ただ、それは大変理想でございますけれども、規制の中には歴史もあり、それなりの意味する理屈、理由もこれありということ、全国的な規模で一挙に規制改革というのはいけません。それゆえに、この特区というところで、地方の提案を受けながら、一点集中し突破口を作っていくというのが特区構想でございます。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 先日、沖縄県に対して、沖縄というところは、東京との距離から見ればアジアの非常に重要な地域、都市と等距離にある、そして正にきれいな空気、海、こういった自然環境に恵まれたところでございます。そういった中で、沖縄県の過去の歴史、そして現状をかんがみした場合に、我々としては、いかに沖縄県が本土と同じレベルで御活躍できる県民が多く生まれることを期待をしながら、いろんな各省それぞれが努力を今までいたしてきたところでございます。

○鳥袋宗康君 最後にいろいろ難癖を付けたような質問をいたしましたけれども、小さく産んだこの法案が大きく育つように念じつつ、再度大臣の御所見を、御自信のほどをお聞かせ願いたいと思

ひます。ただ、残念ながら、失業率始め、経済的にも効

果が本土並みには表れていないというのも現状でございませう。それゆえにいろいろな施策が講じられていて、その中でございませうが、特区からいへば、どうかひとつ、逆に、このような規制というものは、あるいはこのような提案を受け入れてくれれば沖縄県は、沖縄県のこの地域は活性化するという御提案をどうぞひとつ沖縄県の、特に若い県の職員、あるいは市の職員、村の職員の皆様方、また経済界の皆さん方の御提案をちょうだいをするということをお願い申し上げ、そしてともに沖縄県の発展を図っていきなさいと、このように思っているところでございませう。

○島袋宗康君 非常に大事なことを発言をさせていただいて、本当にありがとうございます。

私も、いわゆるその立場でこれから一月の十五日に向けて相談してみたいというふうな決意を申し上げて、大臣のますますの沖縄県に対するいろいろな考え方を県民に本當に伝わっていくような体制を作っていくには有り難いというふうに思っていますので、御努力をお願いして、終わります。ありがとうございます。

○田嶋陽子君 無所属の田嶋陽子です。よろしくお願ひします。

私は、特区のことについてなんですけれども、大臣いらっしゃいますが、私がこれから質問することは、この間の十一月二十八日の質問のときにもそうだったんですけれども、答弁としては否定的な答えをいただきました。ですけれども、私は、この特区の成功、地方自治の経済を活性化するということは、その土地に住んでいる人々の自由度が高まらないとこれは成功しないと思ひます。特に、地方で働いているのは、女性たちはパートの女性で既婚女性たちです。その人たちが地方経済に活力をもたらすかどうかの力を握っている私は考えています。

一般論になりますけれども、女の人たちは男の人たちがやることに表舞台では参加させてもらえない状況が戦後何十年と続いてきました。例えば、女性の生き方は結婚が一番の幸せだと言われ

て、女性の場合は戸籍婚をすれば配偶者控除とか配偶者特別控除の税制上の優遇措置があったり、あるいは年金保険料を支払わなくても第三号被保険者として年金を受給できるというような、そういう制度上の特典が与えられました。

ですけれども、それは裏を返してみれば、その特典、優遇措置と言われているものは実はサラリーマン男性への優遇であって、女性の立場に見ると優遇イコール女性の自由を抑圧するものであった。女性はその制度内で、働けば不利になるから、女性は自分の経済能力を実現できないままこうやって何十年もたつてきた。

確かに、戦後五十年、女性はずうやって男性を補助的に助けることで日本の経済は活性化してきましたけれども、時代が変わりました。今、男性たちは仕事が多くなり、いろいろな意味で不景気のおおきくを食らって仕事が多くなつて、自殺する男性も増えてきたと言われています。今この時期に女性の足を縛る様々な制度、規制を解かなければいけないと思ひます。そして、特にもう子育ての終わった既婚中年女性の足を縛るかなんかといかないと思ひます。その足が配偶者控除であり配偶者特別控除であり、そしてまた若い女性たちにとっては夫婦別姓の問題もあります。あらゆる、頭の先から足の先まで、女性は男性中心社会の中で、法律的に、社会慣習上からも規制を受けているんです。その規制をまず、鴻池大臣は、ほかの大臣方とも話し合つて、解放する方向に持っていくながらこの特区をやつていただきたいと思ひ思つております。

先月、十一月二十八日の私の質疑に対して、財務省の加藤治彦審議官はこうおっしゃいました。特区において、国税に関するものは国民の平等権からいって難しい、地域によって差を設けるということとは国税として適当ではないと言わざるを得ないと、中抜きしましたけれども、このような答えをいただきました。ということは、特区において配偶者控除とか特別控除廃止に関する試しはできない、しにくいということですね。

ですけれども、もう一度考えていただきたいということですね。この配偶者控除と配偶者特別控除は、これは先ほど財務省の加藤治彦審議官がおっしゃつたような国民の平等権からいって平等ではないということですね。なぜなら、フルタイムで働いている妻を持つ男性はこの配偶者控除を受けられないわけですね。それからまた、その制度内にいる女性も専業主婦で働いている人と働いていない人がいて、働いていない専業主婦の夫は控除を受けられるけれども、百三十万円以内で、働いていない人は控除を受けられないという、またその制度内でもいろいろな差別が生じているわけですね。ここで税制をすつきりさせていただきたいと私は思つています。

私の考えとしては、一九八六年に男女雇用機会均等法が施行されたその時点で、この配偶者控除と配偶者特別控除は廃止の方向に向かつて進むべきだったと思ひます。もしその方向に向かつて進んでいたら、十六年後の今はもう少し解放されて、女性が活性化されている日本になつていたと思ひます。この責任は一体だれにあったんでしょうか。官僚ですか、政治ですか。

私は、この機会均等法が施行された時点で官僚の方たちがどんなふうにお考えになつていたのか、お答え願ひしたいと思います。財務省の加藤審議官、よろしくお願ひいたします。加藤さんではなくて……

○委員長(小川敏夫君) 財務省は田中政務官ですか。

○田嶋陽子君 失礼しました。よろしくお願ひします。

○大臣政務官(田中中和君) お答えをいたします。今日は加藤審議官は来ておりませんので、田中大臣政務官、答弁を申し上げます。

男女共同参画社会、今はもう議論の余地のないそういう社会が到来しておりますし、またそのことをやはり政府挙げて取り組んでいかなければならないわけではございませう。

た。今の考え方についての責任というのは、これはいろいろと考え方、受け止め方があると思ひますけれども、やはりうまくいっていないところは、当然のことながら、私たちが今後政治の中にあってそれを促進するために、推進をするために努めていくということが私は責任を果たしていくことだと、このように認識をしております。

これは政府全体のことでありまして、決して財務省という一省の問題ではなかつた、このようにも思つておるところでございませう。

○田嶋陽子君 それでは、一九八六年以降、段階的にこの二つの控除を廃止しなかつたということは、官僚と政治家、両方の責任というふうには受け止めました。

ということは、早速にこの件は、もし特区というところであるのが不都合であるならば、私は、これは即刻全国展開してくださるよう配慮してくださるよう、そこに力を出していただきたいと鴻池大臣にお願ひしたいんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(鴻池祥肇君) ただいま大臣政務官の御答弁、正に私もそのように思つております。

委員おっしゃいましたように、特区になじめない御提案でございます。政治家として御意見を拝聴させていただき、私なりに解釈をしながら、政治家として時あるところにお話をしたいと、このように思つております。

○田嶋陽子君 十二月になつてから、固い自民党ですら男女共同参画の立場から配偶者特別控除は廃止した方がいんではないかという意見になってきました。それは大変喜ばしいことだと思ひます。

私も去年から、決算委員会や内閣委員会でのことをしきりに質疑してまいりました。ですけれども、配偶者特別控除だけの廃止ではこれは不十分です。配偶者控除も一緒に近いうちに、二〇〇四年の税制の改革のときに実行していただきたい。それでなければ日本の経済は活性化しない。急がば回れだというふうには私は考えています。日本

の国民の半分を占める女性の力をもっと信頼して活用する方向に行く。女性一人は専業主婦になれば男一人のために尽くすようになっていますが、その女性たちが国民のために一人の社会人として働けば二・七兆円の税収入があるんですね。女性を一人の人間として扱う制度に早く進めていっていただきたいと思っています。

それからもう一つ、配偶者特別控除を廃止した場合のその税収入七千億円は、これは企業に回すとか、新聞の報道ではそういう言い方がされています。私は、財務省としてはそういう言い方を報道にさせてはいけなと思います。それから、男女共同参画社会の局長さんもこういう言い方をさせてはいけなと思います。

前にも言いましたけれども、女性からはぎ取った、あるいは女性を妻として持っている男性からはぎ取ったそのお金は、子育て支援あるいは弱者、今子育てをしている若者が弱者なんです、その人たちは子育てで大変苦しんでいます、その子育てをしている若い夫婦の弱者たちにあらゆる形で回すとか、いわゆる手当を出すというその方針を、ビジョンをはっきり国は出していただきたいと思っています。

その点に関して、男女共同参画局長の坂東さん、どんなふうにお考えでしょうか、あるいはどのような方策を持っておいででしょうか。

○政府参考人(坂東眞理子君) 配偶者特別控除、配偶者控除につきましては、男女共同参画会議の影響調査専門調査会の方から、男女共同参画の観点から見直す、また負担がそれによって増えることがないように調整をするという言い方で御意見をいただいております、それを専門調査会の大沢会長の方から政府税調の石会長の方に申入れをしていただいておりますが、その後の動きについては担当省庁の方で御検討していただいているというふうに思っております。

○田嶋陽子君 私は、坂東局長の方から、そのことも担当大臣福田官房長官を通してあらゆるところでこれまでも発言してくださったと思います

が、これからの発言もいっていただきたいと思っています。

次に、また皆さんは、何だ、これは特区とは関係ない男と女のこととおっしゃるかもしれないですけれども、経済を活性化するためには、既婚女性の活性化ということ、その人たちの足の鎖を解くということ、それが大事だというふうに私は信念を持っております。

最近、児童虐待が増えています。児童虐待というのは、多くの場合、母親による、子供を殺すこと、いじめることです。母親がどれだけのストレスを受けているかということ、それから、母親はもう子供に向かわないで、路上で人を刺したり、それから介護している人を殺したり、殺人にまで至るようになってきました。

これは、女が特別ひどくなったんではなくて、たまたま解放され掛かってきた女性の向くエネルギーが、自分を解放するためにうまく働かないでそういう方向に動いているということなんです。これは急に世の中が変わったことでも何でもありません。その殺すエネルギーを、子供を殺すエネルギー、近所の人を殺すエネルギーを仕事に向けたと思います。それを仕事に向けていくのが政治だと思ふんですね。それが今の日本には欠けていると思います。

そして、若い女性たちが今結婚しなくて事実婚をしています。その大きな理由の一つが、これが夫婦別姓です。夫婦別姓のことにに関して、私はまたこれを特区でやりたいと思います。

もし特区でこれをやりたいという、そういう応募があった場合に、坂東局長はどのように対応なさいますか。

○政府参考人(坂東眞理子君) 選択的夫婦別氏のことをおっしゃっていただけると思うんですけれども、その選択的夫婦別氏制度につきましては、今、大変いろいろな立場からの御意見がございまして、政府として検討している最中ということで、一部の地域、特区で先行的にこの別氏制度を行うということは難しいのではないかなと思

います。また、その特区の中でだけそれが認められたといたしましても、それ以外の全国的な部分では認められないということだと、かえって不自由といえますか、不便さが増す、社会生活の上においていろいろなそごを生ずることになるのではないかなというふうに考えております。

○田嶋陽子君 法務省の原田審議官にお伺いします。

この夫婦別姓を特区でやるということに関して、もしそういう申出があったとしたらどのような対応なさいますか。

○政府参考人(原田晃治君) 夫婦別氏制度を特定の地域のみを導入するということにつきまして、二つの観点から検討すべき問題点があるかと思っております。

一点は、まず特区制度の基本的な考え方にかかわるものでございすけれども、特区制度というのは、やはり当該地域の特性、それから規制の趣旨、目的に照らして、当該地域についてのみ規制の特例措置を講ずる、この合理性が説明できるといことが前提になっていると思われすが、夫婦が同一の氏を称するか別の氏を称するかという問題につきましては、構造改革特区が否かによって区別をすべき地域の特性が存在する問題ではないのではないかと考えております。

それからもう一つ、特区における特例措置を設けることがこのようにその地域の特性と結び付いているということからいたしますと、特区制度の対象とされる事項は、規制改革による直接的な影響の及ぶ範囲が特区内で完結するということが一応の前提になっていると思われすが、例えば、構造改革区内に本籍を定める夫婦が特区の外に居住する場合というのがございすし、特区以外の地に本籍地を定めている夫婦が特区内に居住するという場合もございす。さらに、本籍地を特区内に定めた夫婦が本籍地と住所を特区の内から外へ移すという場合もございす。こういうことを考えますと、夫婦別氏という制度を特区制度の中で実現するというについてはやはり基本的

に問題があるかと考えております。

むしろ、夫婦別氏制度につきましては、特定の地域の住民だけでなく、広く国民にかかわる問題と認識しております、国民一般に平等に適用されるべき制度として全国的に一律に導入するか否かを検討すべき事項であると、このように考えております。

○田嶋陽子君 それでは、原田審議官にお伺いします。

全国的に平等にということ、それでは法務省の今後の姿勢を教えてください。どのような考えで、どういう計画で、どういうふうにおやりになりたいとお考えですか。

○政府参考人(原田晃治君) これまでの法務省の取組も併せて御紹介いたします。

選択的な夫婦別氏制度の導入の問題につきましては、法務省としても平成八年に、これは法務大臣の諮問機関でございすが、法制審議会での導入するという方向での答申をいただいております。その答申の内容を踏まえて、少しでも多くの方々に御理解を得られるよう努力を続けてまいりました。しかしながら、なお、これを政府として法案を提出するということにつきましては、国民一般の多くの方の理解を得ることが難しい状況にあると言わざるを得ないというのが現在の状況であると認識しております。

この問題でございすが……

○委員長(小川敏夫君) 答弁、簡略にお願いします。田嶋さん、質問時間過ぎております。

○政府参考人(原田晃治君) 分かりました。

婚姻制度とか家族の在り方と関連する重要な問題でございすので、国民各層や関係各方面で議論を進めていただき、なるべく早く結論を得たいと、このように考えております。

○委員長(小川敏夫君) 田嶋さん、簡略にお願いします。

○田嶋陽子君 時間がなくなりました、四十分までなんですけれども、これは国民全体になじまないではなくて、自

民党の人たちが反対しているんですね。国民は半数以上の人たちが、特に若い人たちはこれに賛成しているんですね。そのことを今日は、途中になつてしまいました。それから、自民党の人たちが言っている、夫婦別姓にすると家族が崩壊するという考え方は全く間違っているということも今日申し上げたかったんですが、統計上あるいは社会現象上ですけれども、時間がなくなつて残念ですが、ちよつとここで終わります。また続きます。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋でございます。

今まで、本当に長きにわたつて特区法案についての論議がなされました。大変有意義な議論であつたと私は感じております。途中、阿部理事の熱弁に与野党から拍手が沸き起こつたり、松井委員の御質問、まるで私、講義のような感じで聞き入らせていただきました。その中で、この特区法案そのものにとどまらず、様々な法体系や役所の権能も含め、この国の形というものがうつつらと見えてきた、そんな気さえたします。

そのような高論の中で恐縮ではございますけれども、大変小さいことなんです、一つだけ聞き忘れていたことがございました。それは、私の住んでいる新潟県南魚沼郡大和町の出した特区の提案についてです。新潟県百一十市町村のうち六市町村から提案がなされていますが、そのうちの貴重な一つの提案です。

これは、都市公園法及び施行令に特例を設けて、大和町にある県営公園である都市公園内に浴場を施設とした日帰り温泉施設を造れないのかどうかという、こういうものなんです。ちなみに、この都市公園というのは私の家から二百メートルぐらいのところにあるんですけれども、私の町は大変に雪深い地域で、冬になると、単なる公園ですと雪に覆われてだれもそこに行かないんです。ですから、この地域特性を考慮して、どうか日帰り温泉施設を都市公園の有効活用にしたいたと、こういう提案なんです。

ここで国交省にお聞きします。簡潔にお答えく

ださい。

今、都市公園内に日帰り温泉施設というのが設置できるか否か。そして、できないとしたら法文上の根拠を端的に教えてください。そして三つ目、今後設置できるようにするのか。このことについてお答えください。

○政府参考人(松本守君) お答え申し上げます。

都市公園はいろんな機能を持っているわけでございます。先生御指摘のように、都市公園にできます施設につきましては、都市公園法及び都市公園法施行令で具体的に列挙しております。

この中で、浴場施設につきましては、運動施設、宿泊施設、休養施設などに併設される場合については設置できるわけでございますけれども、銭湯のように、公園の利用とは全く関係なく、専ら入浴だけを目的とするような施設については現行制度上は設置できないというふうになっております。

ただ、一方で、全国各地で地域の多様な資源を生かした特色ある公園造りというのが進められておりまして、国土交通省といたしましても、こういった各地域の意欲ある公園造りについては更に推進すべきであるというふうになっております。

そうした中で、お尋ねの温泉施設につきましては、都市公園で様々なレクリエーション活動を行うというようなニーズの高まりの中で、施設を設置したいというような動きがあることについては私も承知をいたしております。

したがって、豊富な温泉の活用、あるいは福祉施設と公園を一体に整備するというような中で、こういった地域の実情によって温泉施設の設置が公園の利用の活性化、あるいは地域の振興に寄与することも想定をされるというふうになっておりますので、今後必要な見直しを行いつつ、全国の公園の中で、先生御指摘の温泉施設も含めまして必要な見直しを行いたいというふうを考えておりまして、今後とも多様な施設が設置できるように検討してまいりたいというふうに考えて

おります。

○黒岩宇洋君 私、これ聞いたのは、こういう答弁を聞いたからなんです。私はレクでなぜできないか、そして今後できるかについては理解しているんです。ですけれども、今回、私は大和町の担当者に聞いたんですけれども、このことで二つの重要な問題点を指摘したいんですけれども、やっぱり今、一つの担当省庁と地方公共団体及び事業者の意思疎通というのが今後きつくりとできていくのかという、これ大変懸念しているわけですね。

結論として、役所での書面の回答、この件についてでもそうなんですけれども、私は前回、中山間地、棚田のあるところの保全目的でどうだという、これが私、再々回答までですから三回、特区推進室とあのときは農水省のやり取りを見ているんです。特区推進室というのは本当に市町村の意見を酌み取っているんです。何がしてほしいかということを書きつちり文書で書いているんですね。それについて返ってくる役所の答えというのは完全にずれているんです。どうなっているの、これどうしてというところに、もうずれてずれてほとんど答えていない。こういう状況では、法案が作られてからも今後の二次募集でほとんどんはねられるんじゃないかという懸念があります。

この懸念は、やはりノアアクションレターにも私、通ずると思うんです。機関についてとか、あとは書面とか方法について議論されましたけれども、やはり内容、質も重要なんです。今回、役所の担当者、町役場といても行政の担当者に聞いたんです、本当にこれできるようにするのと。それで、どう理解しているのと、さっぱり分からない。こういう状況ですから、今後、自治体と民間業者の間でもこのノアアクションレターというのはあるわけですから、結局は、何にも分からないんじゃない、機関も方法も関係ないわけですよ。

今回、私考えている、思っているのは、この法

案が通るかどうかが重要じゃなくて、今後の運用というのが大変重要なわけですから、その点で、今、審議官がおっしゃったようなそういう表現では多くの国民は全く理解できないですし、役所の人間も理解できない。そうすると、特区構想が本当に私は進んでいくことに対して懸念が生じております。これ第一点。

第二点目なんですけれども、これは余り今詳しく説明ありませんでしたが、まず二点目について申し上げますけれども、いわゆるポジティブリストの限界というのが実は今回の都市公園法で新たに私は見えてきたと思うんです。これは先日の参事人質疑でも議論されましたけれども、やはり規制改革というのはポジティブリストからネガティブリストに変えていくんだと、これが一つの目的だというのが議論されたんですけれども、今回、実は都市公園法と施行令で百何十もの、こういうものは作つていいとあるんです。もう細かくて読みませぬけれども、細かく、これは作つていい、だけれどもこの限定列挙以外は駄目ですというポジティブリストなんです。

そこに、今、銭湯と言いましたけれども、銭湯なんてないですよ。今、日帰り温泉というのはすごくはやっているわけですし、人が集まるんですよ。そういうものが漏れているんですよ。一々このことについて議論しなきゃいけない。私、聞いたら、この施行令に条例でも対応という一文を入れて、施行令改正で、一々今度は各自自治体が条例を作つて日帰り温泉入浴ができるという、こういう仕組みなんです。こんなんじゃない、これは規制改革だとも何とも思えないという、これは二点目の指摘なんです。

それで、私、こういったことをかんがみて、改めてこの特区構想の機能というものを考えてみました。繰り返しますが、目的はあくまでも官から民へ、そして国から地方へということですね。しかし、私は、今回いろんな議論をする中で、この特区を進めることによって法律の虫干しができるんじゃないかと、そのことを痛感しているんです。

ね。これこの前も申し上げました社会福祉法の五十年前の、脱税その他の不正の目的云々なんて、そんな業者駄目だとか、大臣、こんな概念はもうやつぱり一回虫干ししてきれいにしてほしいんですよ。

そのほか、今回も都市公園に料理店を作っている、飲食店を作っているという書いてあるんですけど、括弧で、料理店、カフェ、バー、キャバレーその他のものを除くと書いてあるんですね。じゃ、何が飲食店かというと、風俗営業法と出てくるわけですよ。何かとにかくそこら辺ごちゃごちゃしちゃって、飲食店だけれども料理店を除く、こんなのがまだ通用している法律なんですよ、これ都市公園法施行令ですよ。

だから、こういうものが私、実は本当にこの特区構想というのがきつちり進めば、このような不具合な規制や条文というものをどんどんどん正せろと思うんですよ。長年、各省庁という、たんの奥にしまっている、もう湿った、ともすればカビが生えたような法律、条文、規制、これをこの特区構想の中で、特区法案で見直したい機会だと思っています。そして、その機能がこの構想には備わっていると思うんです。

私は、鴻池大臣がリーダーシップを発揮されて、各省庁ときつちり横断的にこの特区構想に取り組んでいただけたら、今までは絶対に手が付けられなかったような奥の方に眠っている法律まで手が届くんだと、私はそう思っております。そう考えると、本当に構造改革特区担当大臣の仕事というのは、しかも力というものは物すごいものになるんですね、これはしつかりと構想どおりいけば。そして、そういったことに本取り組んでいただきたいというこれはお願いなんですけれども、加えて申せば、先ほど申し上げたとおり、とにかく運用というのが大事です。ですから、こういったものにきつちりと目を光らせていただきたいんです。

そこで、あえて木村政務官にお聞きいたします。

木村政務官、本当に長い時間、座っている時間が長かったんですけれども、本当にお疲れさまでございました。今回、今私が申し上げたお願いなんです、運用とかに目を光らせていただきたいと。大臣はきつちりと切り込んでくださると思うんですよ。ただ、振り返った後、だれもいなかったじゃ困るわけですね。そういう意味で、木村政務官がきつちりと補佐していただきたいんですが、この規制改革を進めるんだというその御決意をお聞かせください。

○大臣政務官(木村隆秀君) 質疑の中でも大臣の熱意ある答弁はもう御理解をいただいていると思います。特区室、室長以下二十七名の職員がおりますけれども、この法案を上程をいたしましたから今日まで各役所との交渉の姿を見ておりまして、大臣の意向を酌んで一生懸命みんなが一丸になって今日まで進んでおるように理解をしております。私も、大臣を微力でございましてけれども補佐をさせていただきながら、みんなが一丸になって、どうしたら地域の要望が、民間の方々の提案が実現できるのかと、そんな思いで一生懸命頑張っているかと思っております。

○黒岩宇洋君 木村政務官、その心意気で本当に頑張っていたかといふ私もお願いしておきます。

では最後、トリを今、木村政務官に務めていただいたんで、大トリを鴻池大臣に務めていただきます。とにかく、今までいろんな議論あったんですけども、私は初回の質問で、大臣御記憶でしょうが、第四条の八項で内閣総理大臣の認可基準というのがあります。三つありますけれども、特に重要なものは二つ目です。経済的社会的効果を及ぼすものであることとありますが、これは各委員からも指摘で、経済的でないといけないんですかと、こう表現したときに、大臣は、これは明文で言っているにもかかわらず、いや、そんなことじゃないんだと。私、ここまで大胆に切り込まれる大臣というのは初めて拝見したんで、その意味

も含めて期待しておるんですが、どうか大臣、この規制改革という、そして我々がわくわく、そして自由に潤達に生かされる社会を作る、そのことに對しての大臣の意気込み、もう改めてなんですけれども、お聞かせください。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 御指摘や励ましや御注文をたくさんちょうだいをいたしました。ありがとうございます。

意気込みは今なお衰えておりません。この法案を成立していただきまして、その後も非常に重要な仕事私が私どもに課せられていると思いつながら、今後もこの特区の構想について充実をさせていきたいと思っておりますのでございします。

ただいま都市公園にすばらしい温泉を造つていくという、これについて、嫌みじゃありませんよ、私はここへ座つていて何かよく分からなかったんですが、委員はよくお分かりになりましたか。

○黒岩宇洋君 全然分かりませんでした。

○国務大臣(鴻池祥肇君) できるんですか、できないんですか。お分かりになりましたか。

○黒岩宇洋君 一応できるらしいんですね。

○国務大臣(鴻池祥肇君) それじゃ結構なことだと存じます。

できるかできないかといったことも含めて、私も今後、例えばの例でございしますけれども、絶えずチェックをしながら、決して先ほど松井委員から御指摘いただきましたように強い権力のある閣僚ではございませぬけれども、声だけは大きい、そして体型は木村政務官とよく似ておりますので、ともに手を携えて頑張つてまいります。委員の皆様方の御指導を心からお願いを申し上げる次第であります。

○黒岩宇洋君 そうですね。本当に実は私も不安なんです、できるかどうか。私の何せ徒歩二百メートルのところ、日帰り温泉……

○国務大臣(鴻池祥肇君) できるの、できないの。

○黒岩宇洋君 結論、できるんですか。

○委員長(小川敏夫君) 直接の会話はやめてください。

○政府参考人(松本守君) お答え申し上げます。できる方向で検討させていただきたいと思っております。

○黒岩宇洋君 済みません、駄目そうです。これ大臣、頼みますね。できる方向で検討、こんな言葉では私はできるとはちょっと思えないんで、どうかその点も含めて、これはたつた一つ、枝葉末節ですけれども、ただ一事が万事ということがございますので、大臣の方できつちりと運用の方目を光らせていただくことをお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○委員長(小川敏夫君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時開会

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、構造改革特別区域法案を議題とし、これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野沢太三君 自由民主党の野沢太三でございます。短時間、十分ではございますが、小泉総理に御質問をさせていただきます。

小泉総理には、御就任以来、構造改革なくして成長なしとの旗印の下に聖域なき構造改革を提唱されまして、民間でできるものは民間へ、地方でできるものは地方へ任せるとの方針でこれまで改革を進めてこられたわけでございます。

特に、特殊法人の關係につきましても、百六十三ほどありましたものがこれまでに既に六十九が整理済みとなっております。残る九十四につきましても、今国会で四十九法人について特殊

法人化あるいは独立行政法人化若しくは民営化というところで、法律もほとんど成立を見ているような状況でございます。百十八法人がその意味では既に改革の見直しを受けておる。三分の二以上の法人がここで整理をされまして、要員の見直しなり、あるいは天下りの防止なり、さらには財政資金の投入を大幅に減らすと、こういう方向で動いているわけでございます。

その中で、まだ対象になっておらないものも幾つかあるわけですが、大変大物でございます。道路関係四公団民営化の委員会が、六月から大変御苦勞をさせていただきまして、百五十時間以上の御審議と伺っておりますが、先ほど、六日の日ですか、答申をちょうだいしたわけでございます。

この答申を、膨大なものでございますが、私も拝見をいたしますと、大変大事なことが幾つか盛り込まれているわけでございます。四十兆円に及ぶ借金の返済をこれからどうするか、これがまず第一課題になるわけでございますが、今後の効率的な運営を考えまして、組織を、四公団を五つの民営会社に分割をする。しかも、道路資産の保有並びに借金返済のために保有機構を設立して効率良くこれを進めること。また、将来の問題を考えまして、建設につきましては、作られた民間会社の自主判断を尊重する中で新しい建設方式を幾通りか御提言をいただいております。これが、最後の段階で今井委員長が辞任されるという出来事があったわけで、残された委員の皆様は多数意見ということで、御答申出たわけでございます。

この答申を受けまして、総理の所感若しくは今後の取組について伺いをいたしたいと思います。が、よろしく願います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 道路民営化推進委員会の七人の委員の方々には、この六か月大変精力的に熱心に議論をしていただきまして、心から感謝を申し上げております。特に、合宿ということまで一時期はされて、膨大な資料を持ち寄りながら熱心に多くの国民が関心を持つこの道路の

問題を討議していただいたということは、我々議員としても敬意を表すべきものだと思っております。最終的に、七人全員が一致した意見にまとまらない点もございましたけれども、よく見てみますと、かなり多くの点で七人が共通した認識を持つ点が出ています。私は、多くの成果が上がった委員会だと思っております。

最終的に、委員会の結論は多数決という手法によりまして答申が出されたわけであります。具体的には、建設費の削減とかあるいは債務の返済そしてファミリー企業の問題等、かなりこうすれば見直しできるんだ、いい方法があるんだというところで一致を見る点もあります。また、まともなかつた対立点も多少ありますが、私は基本的にこの委員会の結論を尊重して、どうしても最後まで七人の方々がまとめることができなかった点、これを今後自民党内、与党内の方々の意見も踏まえながら政治の場でまとめていくような調整、努力が必要ではないかと思っております。

これにはかなり時間が掛かると思いますが、私は、政治家の責任として、あの七人の委員会の皆さんが一生懸命出してきた結論というものを基本的に尊重しながら対処をしていきたいと思っております。

○野沢太三君 御苦労が多いかと思いますが、ひとつリーダーシップを発揮していただいて、よろしく願いたいと思います。

次に、構造改革特区の本题の質問に入りたいと思いますが、この特区の法案は、私拝見いたしますと、今年の四月二十四日に経済財政諮問会議で提案されて、もう本日採決しようかというスピードアップされた改革になっておるわけでございます。これはやはり地方の熱意と、これを促していただいた総理のリーダーシップが非常に大きな力は力になってきたかと思っております。特に我が参議院から担当にお出になっております鴻池大臣のリーダーシップ、誠に水際立ったものがありまして、同僚として大変うれしく思っております。でございます。

そこで、ひとつこれからの進め方としまして、地方、民間からの御意見を十分に拝聴する中で、是非これを具体化するために各省庁あるいは関係法令を相当整理していかなくやいけない、相当その意味では政治のリーダーシップが重要ではないかと思うわけでございます。

特区の推進本部長としての総理の御決意をお伺いしたいと思っております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 構造改革特区というものは、全国一律に規制改革をしようとするとなると多くの問題なり反対があると、そういう点も踏まえまして、特別の区域に限っては思い切った規制を改革して、今まで中央一律という考えの発想から転換して地域の特色なり地域の個性を出していこうじゃないか、また、民間も規制が改革されれば今までできなかった事業も展開できるということによって新しいサービス展開ができるのではないかと、その意欲を国としても受け止めるようじゃないかということで、まず国がこうやれということじゃなくて地方が手を挙げてくださる、どのぐらい意欲があるかどうか見てみましょうというところで始めてみたわけであります。

実際、始めてみますと、各役所、強い抵抗もございました。このような改革はできない。しかし逆に、そこまでやるんだらば一地域、特別の区域だけじゃなくていい、全国で、じゃやりますよという思い掛けぬ反応も出てきたわけであります。これはかなりそういう面で効果はあったかと。

鴻池大臣、精力的に各役所、説得をさせていただきました。また地方からの意欲をどうやって取り上げていこうかということで努力をしていただきました。今回で終わりではありませんので、今後、第二段階、この進展を見ながら、さらに、特区が地域の活力を引き出し、そして同時に多くの国民が、ああ、このような規制改革しても心配ないなという形でこの特区を見習っていたら、ば、特区じゃなくて全国的に規制改革が広がっていくものも今後かなり出てくるのではないかと私は思っております。

は思っております。

○松井孝治君 民主党の松井孝治でございます。今日は総理をお迎えしてということで、総理あるいは内閣全体のリーダーシップに私強く期待をして、一連の質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初、鴻池大臣からこの委員会である御答弁をいただきました。私も四回質疑に立たせていただきました。そのたびに、この特区の構想を規制改革の突破口にするんだ、それについての鴻池大臣の非常に強い意気込みを感じてまいりました。

しかし、これ総理に聞いていただきたいんですが、鴻池大臣、非常に強い意気込みを持っておられるんですが、今日も各省の方が見えただいておりますが、各省は必ずしもそうじゃないんですね。むしろ私が見る限り、随分鴻池大臣とごとのある答弁をされております。私は、これは思い切った、与野党を問わず、この特区を使つて全国的に規制改革を前に進めようという意欲のあるこの委員会の委員たくさんいます。それが非常に明らかになったのがこの一連の委員会質疑だったと思っております。

今日は、是非総理に、それを更に総理のリーダーシップで、各省にも、いろんなその背後にも抵抗勢力が一杯います。それはひとつとしたら与野党を通じているかもしれない。それを突破していくんだという是非強いリーダーシップのある御発言を期待したいと思っております。

まず最初に、この委員会でも随分議論になりました。これは医療とかあるいは教育についての株式会社への参入問題です。これは大臣と事務方の答弁が百八十度違うと言っているぐらいのことがしばしばございました。これをちょっと総理にも聞いていただきたい。

まず、これはじゃ教育からいきたいと思います。学校への株式会社への参入の問題について、大臣は非常に意欲的な考え方をもちだした。しかし、事務方はことごとく理由を付けて反対をしておられ

る。これは事務方がいいです、かえって。副大臣だと上手に答弁されますから。事務方に、何で学校に株式会社参入できないのか、文部科学省として反対なのか、端的に御答弁願います。

ちよつと風邪がみでして、薬飲んでいます。この薬は全部民間の企業が作っているんですね。それから、私もよく飛行機に乗ります。この飛行機は人の生命を預かっているものですね。民間の航空会社が使っております。

年間で上げていることですよ、税引き前の、あるいは東証、大証、名証で一部、二部上場であること、こういうことが、民間で特別養護老人ホームをPFI方式という自治体と契約を交わしてやるようなやり方でもその条件を満たさないと入れませんという答えなんです。

そういうことなんです。ですから、先ほどおっしゃったように、公共性が理由、あるいは人の身体、生命にかかわるものは株式会社によだねてはいけないという理由、あるいはそれよりは一步は進んでおられるかもしれない、特別養護老人ホームについては一步進んで、ある条件の中で条件を満たしたら民間の株式会社の参入も認めるよ。ただ、その条件は、法律上の条件以外に、課長通達で東証一部、二部上場でないといけない、あるいは年間一億円以上の税引き前の利益がなければいけない、そういうことを決めているのが今の現状なんです。

教育はやはり公共性が重要でございますので、そういう意味で我が国は、民間活力を特に生かす形から学校法人という形を通じて私立学校が大きな役割を果たしているわけでございます。したがって、株式会社を直接学校を設置するのはいかたがであるかというのを申し上げてきたわけでございますが、ただ、申し上げておりますのは、今回の特区で、せっかくの御提言でございますので、それができるだけ実質的にできるやうにといいことで、学校法人の設立要件を大幅に緩和させていただいているわけでございます。

もう一つ、今日午前中の質疑で、総理は認識しておられるかどうかあれですが、特別養護老人ホームは一定の条件の下に民間の参入を認めたんです、今回。それは特別養護老人ホームも人の命を預かる。お年寄りややっぱり重度の方もいらっしゃる。それは認めて病院はどうして認められないんですかということについて、正直言つて私は納得できる答弁を得られなかった。恐らく、隣にいらつしやる鴻池大臣も表情を見ている限りにおいてはどうも釈然としないという表情をしておられました。

これは、じゃ法律上どこに書いてあるんですかという話を申し上げました。いや、それは法律ではありません、この法律が認められたら通達でやるんですよ。実は、それに類似のケアハウスみたいなものに民間参入を認めたときも通達でそういうふうな条件を作っています、同じこととおっしゃる。じゃその通達でどういう根拠で出しているんですかと言いましたら、いろいろな引張り出してみたら、私は資料要求してみましたが、大証あるいは東証の一部、二部上場企業でなければ民間参入できないという条件は、実は厚生労働省の課長の通達なんです。そういう通達をこの国会で議論をして、鴻池大臣も御苦労されて各省と折衝されて法律を作つて、どういう条件で民間参入を認めるかという議論をしているときに、課長通達で一部、二部上場企業でない特別養護老人ホームに入れない、そういうことを実質上のバリアを設けておられるということが明らかになったんです。

その中で、鴻池大臣が実は非常に獅子奮迅、この委員会では、委員の皆様方がずっと参加しておられますから皆さん見ておられることですが、それと対決する姿勢をとっておられます。これ、鴻池大臣、ちよつとこの際、締めくくり総括ですから、ちよつと今の部長あるいは審議官の答弁、あるいは事実上の参入障壁、そういうことも含めてこれどう考えられているか。株式会社医療、教育あるいは福祉の分野に対する参入についての従来の各省あるいは行政の取組についてどう思っておられるか、是非率直な御意見をいただきたいと思ひます。

○松井孝治君 公共性がある、したがって株式会社には任せられない、これは基本的な論理なんです。これ、総理よく聞いておいてください。それから、じゃ厚生労働省、医療、病院の分野に株式会社参入できない、これについての端的な理由、午前中にも言つていただきました。あの理由を端的にまとめておっしゃってください。

例えば、特別養護老人ホーム、これPFI方式という自治体と民間が契約するやうなやり方です。非常に縛りが掛かっています。その特別養護老人ホームに参入するときに、経済的な基礎を有することというのが法律にも条件が書いてあるんです。経済的基礎を有するとはこれ何だろうということと同僚の議員からも御質問があつて、私もそれに刺激を受けて調べて役所の方から聞いてみました。そうすると、東証、大証、一部、二部上場であること、又は直前の一年間で一億円以上の税引き前利益を上げていること、こういうことを要件とするというのが厚生労働省の答えなんです。しかも厚生労働省の、一億円以上の利益を一

これちよつと、私が意外なことを言っていると思われたら困りますから、政府参考人、午前中も御質問をいたしました、私の認識、課長通達にのつとった基準、これは正確に言うところのケアハウスの話ですが、それをまた今回応用しようとしておられるという意味で、私が言っている課長通達に基づいてそういう経済的基礎、上場基準みたいなものを参入要件に位置付けられているということは間違っているか正しいか、それだけお答えください。

○政府参考人(恒川謙司君) 午前中お答えしたように、この通達は厚生労働省老健局計画課長名で出されているのでございます。

○松井孝治君 こういうことなんです。私、今日

医療は人の生命、身体にかかわることでございますから、特区の制度の対象とすることには課題が多いというふうに考えております。

○松井孝治君 ありがとうございます。

株式会社医療経営への参入につきましては、株式会社はできる限り多くの利潤を追求するということを本質としておりますので、これを実現するためには、経費の減少でありますとか、あるいは売上げの増大による利益の確保等を目的とするわけでございます、適正な医療を提供できなくなるおそれがあるのではないかとということから不適当ではないかと考えているところでございます。

○松井孝治君 こういうことなんです。私、今日

○松井孝治君 ありがとうございます。

○松井孝治君 ありがとうございます。

ない。我々が推進しよう、また委員の皆さん方が大変な議論を重ねてこの日本列島に活力を生んでいこうという中で、極めて不愉快な行為であるというふうに私は言わざるを得ません。

全国一律ではなく、大変多くの国民の多様化したニーズをどう受け止めていくか、しかし全国的な規制というのは難しいから、一か所で一度試みにやってみようというのが医療の分野であり、また教育の分野であると心得ておるところであります。

○松井孝治君 総理にお伺いしたいと思います。

今、大臣がおっしゃったようなことを大臣は実はもう何回も何回もずっとおっしゃっています。しかし、各省の答弁、部長さんとか審議官とか局長さんとかの答弁、今日に至るまで全然変わらないうです。公共性だ、人の命にかかわることは株式会社には任せられない。株式会社には全部やれと言っているわけじゃないんです。規制なしにやれと言っているわけじゃないんです。株式会社で医療をやったって、それはお医者さん、きちっとした医師免許を持った人が命を預かってやるわけですよ。それを、しかも全国の一点でまずやってみようということに対していまだにこれだけ抵抗がある。これ、総理のリーダーシップ。大臣がこれだけおっしゃっていても答弁変わらないんです、各省の。

是非ちょっとこれ、今回の法案は法案として、また次に法改正を検討しておられるというふうに聞いています。総理のリーダーシップで、株式会社をやったって医療とか教育に参入する。総理のモットーですよ、民間でできることは民間でやらせると。必要な規制を僕は全部撤廃しろなんて言っていないですよ。それについて総理、是非強力なリーダーシップ、御答弁をいただきたいんです。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今回の特区に関しては、まず地方から手を挙げてくれということが一つの趣旨であります。地方から手を挙げたことについては検討していこうということでありま

すので、私は、今言われたように、株式会社だから公共性がないという議論には全く賛同はできません。株式会社でも十分公共的なサービスなり公共的な商品を作って、あるいは提供して社会的な公共活動をしている株式会社たくさんあるわけですから、心配な点はどこやって防ぐかということを考えれば、株式会社だって、教育だって医療だってやっておかしくないはずであります。

今の御質問の趣旨等を含めまして、今後、特別な地域でそういう手を挙げてくる地域が出てくるかどうか、また株式会社、特別な地域に教育なり医療なり参入して、多くの国民もこれならおもしろいな、心配ないなというものが出てくるかどうかよく見守りながら規制改革特区構想を進めていきたいと思ひます。

○松井孝治君 ありがとうございます。もう総理が明確に株式会社だという理由で参入を否定しないというふうにおっしゃいましたので、是非、総理のリーダーシップでやっていただきたいと思ひます。

ちなみに申し上げておきますと、総理も認識を新たにさせていただいたんですが、株式会社で教育や医療をやりたいというものはもう提案出てきていますので、そういうものが出てきているということ踏まえて、是非検討していただきたいと思ひます。そこは恐らく、ちよつと衆議院の議論を見ましたけれども、総理、ちよつと誤解をされてるんじゃないかなと思ひました。

それで、そういうふうな各省と大臣だけでは前に進まないことがあるんです。これだけの剛腕大臣で前に進まないんだから大変なものだと思ひますよ、各省の抵抗というのは。

それで私、総理に是非ちよつとこれ理解していただきたいのは、鴻池大臣の肩書は担当大臣なんですよ。これ、総理は認識しておられないかもしれないけれども、各省に聞いたんですよ、内閣の事務方、総理の部下にも。担当大臣です、特別の権限はないんです、普通のほかの大臣と並びなんです。

ところが、実はこれ、行革の一環で、内閣府で総理の特命を帯びた大臣については強い権限を与えられるという規定が法律上あるんですよ。法律上あって、この法律が成立したら鴻池大臣を特命大臣にすることができまつかというのをあの頭の固い内閣法制局に聞いたんですよ、午前中に。そして、法律的にできますと。総理の部下の特区的担当の方とかあるのは内閣官房に、そういうことはじゃ法律の運用上できるのかというふうに聞きましたら、いや、これは総理の判断さえあればできますと。

特命大臣は何が違うかというと、各省の普通の大臣はよそ様の権限について口出しできないというものが今の内閣の法律的な整理なんです。権限の整理なんです。特命大臣になれば、きちんとかつて、それで勧告、言うことを聞かないときには、最後、総理の裁断を仰げると。総理の内閣法六条に基づく指揮監督権の発動を求めることができるというところまで実は権限整備してあるんですよ。それは総理の後ろにいらつしやる秘書官が昔、行革を担当しておられたときにそういう法制を作っておられますよ。そういうものを作つて、やっぱりこれ各省と大臣が幾らリーダーシップあつても、みんな後ろで舌出すような人がいるんですよ。

だから、これは法制的にできるということですが、もう運用だけの問題ですから、私はこの法案が通りました時点では、是非、総理の判断で、力の強い人ですよ、力も強いし声の大きい人だけれども、やっぱり権限の後ろ盾、伝家の宝刀で抜かなくていいんですから、その権限の後ろ盾は特命大臣に与えなければいけないと思ひますが、総理の御見解いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは法的な問題じゃないと思ひます。役所が反対するというのは、役所だけの反対じゃないんですよ。背後に多くの関係する団体、議員、付いているんですよ。だから、大臣の権限とか以上に、もう鴻池大臣やっていますから、そういうのをよく踏まえてや

れば、法的な権限を与えるかどうかという問題じゃなくて、いかにそういう反対を説得していくかというむしろ政治的な問題だと思ひています。その点については、余り私は法的な権限とかいうものにはこだわっておりません。

○松井孝治君 いいます、法的な権限こだわらなくてもいいんです。とにかく実質を与えてください。ただし、今、特命大臣でないと、自分のスタッフも内閣官房の間借りであるとかいろんなことが、実は総理が御存じないようないろんな制度的な縛りにつながっているんです。だからこそ私は申し上げているんです。

ですから、そういうことも含めて、きちんとか大臣の下に、総理が後ろ盾になつて、各省と思ひ切りやってくれと、構造改革やつてくれという指導力を僕は発揮していただければいいと思ひます。その意味で、ひとつこれもお願いしたいんですが、この法律上、極めて巧妙なことになっているんですよ。法律の評価で、特区における規制改革の評価、例えばさっきの特養老人ホームに民間参入を認めるというような特例ができますね。これを特区だけじゃなくて、じゃ民間、もう全国にこの判断を広げていっていいじゃないかという規定があるんですよ、法律上。ところが、その判断をするのは結局だれかというと、鴻池大臣じゃないんですよ。個別の各省がそれを認めて、全国に広げてもいいと思つたときに初めてその規制改革は、規制緩和は全国的に広がるということになっているんですよ。

私は、これはまず運用でもいいですよ、できれば法改正してほしいけれども。そういうものを個別の各省に認めさせるということではなくて、政府全体の判断として、内閣総理大臣が最終的に責任を負うような形で規制改革を全国に及ぼすというような仕組みを作っておかないと、各省の大臣があるいは各省の役人が反対している限り、いつまでもたつてもその特区の中の特例的なものにしかならない。それだったら、改革の突破口としてこの特区制度を導入した意味がないんです。

ですから、私、総理にお願いしたいのは、それを全国的に規制改革を広げるかどうかの判断は内閣全体として、総理大臣がヘッドになって内閣全体として、せっかく本部も作ったんですから、判断を行うと、そこを明言していただきたいんです、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは現在でも内閣全体で当たっていますから、鴻池担当大臣の指導の下に、最終的にどこが問題かまともないという場合には私に意見を仰ぎますから、内閣全体として当たればいい。私はしっかりとやってくれと鴻池大臣に指示を出しているんですから、私は今の現在の法体系でも十分可能だと思っております。

○松井孝治君 それができないから言っているんですよ。

今回の質疑を見ても、鴻池大臣と平然と食いついた答弁をみんな事務方がされます。鴻池大臣が繰り返して前に進みません、政府側の答弁が。だから、これはもう一段強いリーダーシップ、総理が、別に法律に基づかなくてもいいですよ。ただ、節目節目で総理指示を出して、さつき総理が踏み込んで答弁されたように、学校や病院に対する株式会社への参入、これはいつまでも抵抗しているんじゃないと。むしろ参入する前提で、じゃどういう条件だったら参入できるのか、そういうことを議論しろという指示を節目節目で総理が出されないと、そういう形でバックアップを鴻池大臣にされないと、この役所の仕組みというのはそんな簡単に変わるほど甘いものではない。

だから、その意味での総理のリーダーシップを是非御発言で期待したいと思えます。御答弁をいただきたいと思えます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 既に鴻池大臣に指示出していますから、鴻池大臣は、さらに今回が終わるじゃない、これからやると言っていますから、その指導力を期待しています。そこでどういう返答が出てくるか、それを見て判断するべき

問題だと思っております。

○松井孝治君 もう私に与えられた時間は切れますので、是非、総理それから鴻池大臣、これ各省任せにせずに総理自身の判断として、あるいは鴻池大臣は総理を補佐される、できれば僕は特命大臣としての位置付けぐらいは簡単なことですから与えていただきたいと思いますが、各省の縦割りの、しかもその背景にはいろんな関係団体やあるいは議員だっているかもしれない、そういうものが付いて鉄壁の守りをしてるのを崩していただくために一段のリーダーシップを発揮していただけてお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

問題だと思っております。また、これは、道路は造らない、本当に明確に無駄な道路は造らないという大原則、これを変えないという御決意かどうか、伺いたいと思えます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 誤解があっちゃいけないんですけど、私は道路を造らないと

○岡崎トミ子君 はい。そうです、分

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そうですね。マスコミの報道を一部見ていますと、道路を造らないことが善、造るのは悪、もう偏り過ぎて

た、この法案については、最初、民営化するということが大反対だったんですよ、民営化なんかができるわけがないじゃないかと。それがもう今や民営化は当たり前になっているんです。そして、民営化の段階でいろいろ議論をしていただき、そして民営化になった暁にはどういう形で道路を造っていくかというのがこれから大きな問題になっていくわけです。

その中で私は、今余り結論めいたことを言うのは誤解を招くかもしれません、民営化されま

今後は大きな問題になってまいります。しかし、この七人の委員会の六か月にわたる熱心な議論によって、まず必要性の乏しい道路とい

心な議論によって、まず必要性の乏しい道路とい

規格を変更するとか工法を変更するとか、あるい

は入札方法を改革することかという方法で今までのコストよりもはるかに、一割以上あるいは二割ぐらひは削減できるというようなものも分かつてきた。あるいはまた、道路公団に関連するファミリー企業の在り方も問題があるんじゃないかという点も分かつてきた。かなり成果は出ているんです。そして、今後民営化した暁に、民営化でできる部分と、そして民営化会社の独自の判断でこれは無理だという部分についてどういう形で国と地方が必要な道路を造っていくかというのはこれからの私は問題だと思えます。

だから、民営化になったら道路を造らないという考えはこれは誤解だということをよく認識の上でこれは議論しないと、道路を造らないのは善、造るのは悪という取り方をして対立はあおりますが、決してそうじゃない。よく議論する必要があります。そして、私は答申を尊重して、これからのまともな点、対立した点をどうやって政治の場で、政党的意見、地方の意見、道路必要だという意見を聞きながら調整していくのが政治の役割じゃないかというふうに考えているわけです。

○岡崎トミ子君 最後の言葉だけでよかったかなんて思っちゃいましたけれども、済みません、もう時間がだんだんなくなってきました。

それでは、本当に丸投げなんというふうに言われたのは実はそうではないという御答弁なども、ずっと決算委員会の方も、私もちゃんと読ませていただいてよく理解しているつもりでございますので、どうぞ最初におっしゃられた大原則を守って、しっかりと無駄な道路は造らないというところできちんとお金も返していく、孫子の代まで借金を残さない方法を考えていただきたいというふうに思っております。

それで、構造改革特区、次の目玉でございますけれども、ここで私は二つのことをお聞きしたいと思えますが、一つは、今回の特区制度の設計過程におきまして半年間で二百件以上の規制緩和が

進められてきた。これは許認可などは一万二千件ぐらいいつて、どのくらい規制緩和ができるかというふうに言ったら、もう何か気が遠くなるほどなんです。そのうちの今回の二百件以上の規制緩和ということで、小泉総理がずっと言われてきた、聖域なき構造改革というふうに叫び続けられていた総理としては、この二百件程度というのは突破口として打ち出しても甘い評価はできないなというふうに私自身も思っているところなんですけれども、私は、今回のこの特区は実験の場として、挑戦する実験の場としては是非利用していただきたいなということで、お願いなんです。

そのいい例がNPOの移送サービスの問題なんです。高齢者と精神障害者とそして体に障害を持つ人々についての移送のサービス有償化を認めるというこの特例措置なんですけれども、国土交通省の方は全国実施を行う前の三か月程度先行で実施するという条件を付けておりますけれども、これは本当おかしないうふうに思っています。三か月程度で全国実施するということを言うのはなくて、これは全国的に展開する仕組みをまず考えて、ここからはみ出さない形で試行してみようという、こういうやり方に聞こえるんです。

そうじゃなくて、もう既にNPOの皆さんたちは一九七〇年代から始められているものでありますので、この皆さんの行っていることに關して、NPOの皆さんたち、たくさん安全性と信頼を確保できる仕組みを考えております。これを生かしてこれをまずやらせていただきたいということで、皆さんが出されております要望を読んでいます。

これ、国土交通省の方は二種免許を取得することを義務付けるといことについてかなり固いらしいんですけれども、こちらは一種免許を取ってから一定期間の運転経験のある方に限る、研修を義務付ける、それから運行管理をするコーディネーターの人を決めて無理のないスケジュールで

運転をしていただく、任意保険にちゃんと入っていただく、さらに、営利で移送サービスを行っている会社等の邪魔にならないような工夫として、非営利とする、それから会員制か登録制にする、利用者は移動困難な方に限ると、こういう提案を出されております。

こういう提案はそのまま全国に通用すると思えますけれども、少なくとも特区で試してみ、挑戦してみる。この議論の分かれるテーマにつきましては是非総理の方から、思い切った実験の場にしていいんじゃないかと。NPOの移送サービスについて、この考え方前向きに行っておりますので、ここに明快な答えを出していただいていいんじゃないかと思えます。

というのは、一九七〇年代から始めましたNPOのボランティア精神で始めた方はもう既に三千五百台走っています。それから、介護タクシーというふうに言われているプロの運転手さんの方は二千三百五十台ですから、圧倒的に、NPOのこのサービスがなくなったら今パニックになります。大変なことになるんです。これはなくなっちゃいけないものなので、この人たちの努力を買いうという意味でも、総理の一言、これが大変大事だと思っておりますので、よろしく願います。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 岡崎委員のたいまのお話について、大変貴重なことだと存じます。ただ、私の所管外でございますが、国土交通省としてもやはり事故等のことを考えて、いろんなことについての、規制ではありませんが、時間を掛けておるのではないかと思います。

私もまたいたしますれば、やはり先行的に特区で実施をいたしまして、いい意味で、全国的にいい意味の副作用が流れていくということについては大変重要なことであると認識をいたしているところであります。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今、鴻池大臣が答弁されましたけれども、これも検証段階だということのようであります。私は、岡崎議員の質問

の趣旨、意義のあるものと考えておりますし、今後このボランティア輸送についても特区としてやっていく価値あるものではないかと思っておりますので、どういった先行の準備期間が必要とするか、初めて何だったわけ、実情はまだ詳しく分かりませんが、初めから、既に非常に多くの皆さんが喜んでいられるという実態があるならば、規制改革の一つの手段として十分実施に向かって努力する価値があるものではないかと考えております。

○岡崎トミ子君 積極的な御答弁と受け止めました。まずは、本当にやってみてみる。挑戦する特区だということについてNPOの皆さんたちが励まされたのではないかとというふうに私は思っておりますが、やってみてみる評価というものをおそらく角度からきちんとやる。その結果、試してみたい結果すべてを取り入れて全国展開する必要はないわけなんですけれども、そのアプローチの方が関係省庁とか関係者の皆さんたちはやりやすいですし、建設的だろうというふうなふうに思いますが、もしこの挑戦する特区ということを実験するとしますと、今の移送サービスのことに關しまして、影響を受けやすい住民それから消費者、そしてこのNPOで利用される方、こういう現場のNPO、こういった視点を取り入れた評価というのを行うべきだというふうに考えますけれども。

この評価が大事なことです。その点に關してはいかがでしょうか。こうした市民の目線ですとか消費者の目線ですとか、NPO自身ですとか利用者、この観点で評価もしていただくということが大事だと思っておりますけれども、総理、御答弁をお願いします。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 評価の件でございますが、本法案、成立をしようだいをいたしました時点から、その評価の方法、システムについて考えることを着手するつもりでございます。

そして、その評価の方法、中身についてでございますが、衆参を通じましての評価の体制につい

ての御提案がございました。また、岡崎委員からのたいまの非常に評価が重要であるということをお勧めをいたしまして、評価のシステムを作りたいと考えております。

○岡崎トミ子君 ありがとうございます。よろしく願います。

総理、先週、私はこの構造改革特区に關してどぶろく特区に關して質問をいたしました。実は、この第二次募集以降に公共団体などから再挑戦の提案があった場合には改めてきちんと対応するということを鴻池大臣とそれから森山財務大臣政務官から御答弁をいただきました。前向きだというふうに思っております。

グリーンツーリズムの目玉の一つとして農家の民宿で自家製でどぶろくを提供できるようにするといふものなんですけれども、このどぶろく特区構想を総理、面白いと思いませんか、わくわくすると思いませんか、お答えください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もうちょっとどういうことか、もうちょっと説明してよ。

○岡崎トミ子君 農家の方が今グリーンツーリズムで、民宿に皆さんおいでくださいという運動を全国で展開しております。

これは岩手県でどぶろく特区をやりたいというふうに言っているわけなんです。そして、私は、本当に新鮮で安全なものを直接農家の人たちが食べ物で提供する。話も弾む。夜になつたら、実はこれ私のうちで作った自家製のどぶろくよと言つて会話が進んでいく。私のところにメールも入っているんですよ、いやあ、おじいちゃん、おばあちゃん作ってくれたのどぶろく、とてもおいしかったよ、リンゴのワインもおいしかった。これ大丈夫なんです。こういうことを特区ならば可能だということで、面白いものだ。

鴻池大臣、面白いものがこの特区にはいいというふうにおっしゃっているんですから、ここで総理、一言言つてくださったら、次の第二次締切り、一月十五日でございます。正月のさなかと言つてもいい、そのときが締切りですから、是非

とも総理の御答弁を聞いております。総理。時間ないんですよ、あと二分しかない、二分しかないんです。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 確かにお話を聞いていると面白いなど、思わず乗り気になるような御質問であります。地方で特色を出したいと。では、問題点まだいろいろ伺っていませんけれども、問題点があったとしても、どうしたら実現していけるかという視点で私は検討してみたいと思っております。

まだはつきりした答弁できないのは残念であります。では、これを実現していただくためにはどういふ問題点があるのかという形で、阻止、駄目だというんじやなくて、どうやったら実現できるんだろうか、どうやったら面白くなるんだろうか、特色が出るんだろうかと、そういう視点で検討してみたいと思います。

○岡崎トミ子君 これは今まで財務省が言っているのは、地域の作物を集めて既存の業者に作ってもらえばいい、これ農協とかそういうところで作ってもらいたいと言っているんですよ。私は個人の農家が自分の自家製を出すという、ですから、その人たちの思いと全然違っている、この間のギャップを埋めていただくのが鴻池大臣と小泉総理でございますから、二人が本当に力を合

わせてこれをやろうとすると、これできるようにするものですから、是非ともこの現行の対応で可能というふうに言っているものと、いやそうじゃない、今新しく特区の中でやっていきたいというこのギャップ、こういうものが三百十一ぐらいも今回もあるんですよ。多分そうなんです。

だから、このギャップを埋める努力、最後に聞きたいと思えます。鴻池大臣と小泉総理にお伺いしたいと思います。違っていることについてのギャップを今のように埋めていくという御答弁を是非伺いたいと思っております。

○国務大臣(鴻池祥肇君) 前回も岡崎委員から同じお話がございました。私は、単純明快に面白いと、このように申し上げました。

私も民宿へ行ったりしますと、おばさんがうちで造った酒よといつて梅酒を出してくれたり、いろいろしてあります。その範囲でなぜいけないのかという委員のおっしゃる溝というものに思いが正に法律の間あるいは規制の間にあるというふうに思います。しかし、民宿あるいはお百姓屋でも宿泊してもいいという、そういう特区の方向付けの中で、梅酒はいくらでもどぶろくは駄目よという発想は、私は変えなきゃいかぬのではないかと思います。思いでございます。

そういつた中で、法律あるいは規制と私どもの特区推進の考え方との溝につきまして、総理の御指導をいただきながら十分埋める努力をしていきたいと、このように考えております。

○岡崎トミ子君 総理はここに聞いていらつしやいましたから、前向きだということを確認して、私は終わりたいと思います。これができるかどうか構造改革特区が本当にすばらしいものであるかどうかを確認していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。

今回の特区の規制緩和の特例措置について当委員会では一番問題になりましたのは、教育や医療の分野で株式会社等の参入を認めるべきか否かという点であります。

私は、この参入を殊更排除する必要はないと、このように考えております。御答弁を聞いておりますと、担当の鴻池大臣はかなり積極的な御意見をもちのようでありますが、文部科学省あるいは厚生労働省がそれぞれ掲げる参入排除の根拠というものは、私にとつてはとも説得力のあるものには思えませんでした。

そこで、ちょっと違った視点から私、幾つかの例を挙げたいと思えます。

教育や医療に携わる人々というのは、知識、技術を提供できる一定の資格を持った人々ということで資格制度になっているわけです。医師あるいは教員の免許制度というものであります。

ところで、弁護士という職種もこれもまた資格制度でありますけれども、この弁護士の業務の場合、破産をした場合、これは弁護士の資格を失います。欠格事由になっております。それはそれでしよう。経営のアドバイスすべき人が破産をしているようじゃ、これはとても信頼を得られませんか。ですから弁護士の資格がなくなるわけですね。

ところが、医者は破産しても欠格事由になりません。それはやっぱり、破産するか否か、経営できるかどうかという能力と医療サービスを提供できるかどうかという能力、これは別のものだと、こ

うやって現行法は考えているからなんです。教員はどうでしょうか。これも免許状、あるいはその業務をするに当たって、破産したからといって資格を失う、免許を失う、こういう制度は現行法にはありません。この分野でも、教育サービスを提供するということと経営の問題は切り離されて別に考えられていることとでありまして、先ほど来いろいろと株式会社にとサービス

の質が変化して良くないと、こういうことを並べられておりますけれども、この現行法ですらその資格という面から見ると、これは経営とサービス提供は別に考えているということなんです。それからもう一つの例を挙げます。

弁護士の分野あるいは税理士の分野でよく行われることでありますが、かつて法人化が認められていない時代に、施設とかあるいは設備とかあるいはマンパワーとか、こういうサービスの提供を会社を作つて、株式会社、有限会社を作つて弁護士、税理士に提供する、そしてサービスだけを受け取る、その対価を払う、こういうやり方がかなり広く行われておりました。

これもまた会社方式によつて、その施設やあるいは設備やあるいはマンパワー、この維持が安定する、経営が安定する、そして、それらのサービスを提供するための資金集めにこの会社というものは非常に便利であるから、そういう理由で実際に広く行われていたわけでありまして。そんなこと

を考えますと、私は、株式会社の経営に持つ力、あるいは資金調達をする力、これはもともとこの特区構想で生かされていいと思うんですね。それで、各役所の言うことで唯一実質的な理由があるなと思われたのは、これは既存の経営主体が株式会社に参入されては困る、もう今でさえ手一杯だから新規参入は困ると、そういう政治的な力が働いているということが背景にあるように思われます。それは、いみじくも総理が先ほど政治的な問題であると、こうおっしゃられたとおりだと思います。

しかし、特区という限られた地域で株式会社の参入を認めたとしても、それは地方自治体が提案してくるわけでありまして、もう既に、その地域の中でどういう医療サービスが提供されるべきかというその在り方については、もう地方自治体のフィルターというものを一度通っているわけですね。また、株式会社の形態ができたとしても、それは株主の目というものもあるでしょうし、利用者の目というものもあるでしょうし、利用者の利益を犠牲にして利益を得るような経営だった

ら、それはもう成り立ちませんよ。ですから、そういう様々なフィルターも掛かっているということを前提にすれば、私は、それでも参入したいと、そういう株式会社等の経営努力というのには認めるべきだと、そういうふう思うんです。そんな中で、仮に利益を出すことができれば、それはむしろ他の経営主体がそれを見習うべきことなんであつて、とてもそれは排除するという理由にはならないだろうと私は思っております。

そういう中で、政府の中でも考え方が食い違ふところがあります。この提案された法案ではそこまで書かれておりません。是非とも、これから新たになされる提案も出てくるでしょうし、また法改正も視野に置いてこれから検討されると思われ

ぞ総理のお考えをお述べいただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 御指摘の趣旨こそこの構造改革特区構想に出ているわけですので、今、山口議員の言われている趣旨が生かされるようにこの特区構想を進めていきたいと思ひしております。

○山口那津男君 次に、このたびアメリカのアーミテージ国務副長官が来日をされました。関係閣僚と総理も含めていろいろ会談をされたようであり、ここで、イラクの状況に対して、万が一の場合の対応の準備を進めている、こういう発言があったと伝えられているわけですね。これは武力行使も選択肢になり得る、こういうことと受け止められているわけであり、

しかし、もしアメリカがイラクを攻撃するような事態になっても、我が国を始めとして国際社会が協力していくためには新たな国連決議を必要とすることも示唆したというような伝えられ方もある中で、総理として、そのような場合に新たな国連決議があった方が望ましいと考へていらっしゃるかどうかについてお答えをいただきたいと思ひます。総理に伺っています。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今、イラクが国連安保理決議を誠実に履行するかどうかが問われているところであり、まだ攻撃が始まっていないのに、始まったかどうかというのを私が話すべき時期ではないと思ひております。

○山口那津男君 また、関係大臣との間で、そういう場合に、我が国として、憲法の範囲内で新たな立法措置、あるいは難民の支援、あるいは給油範囲の拡大、そしてまた周辺国の支援等について検討するやの伝えられ方もあるわけであり、これらの場合も、事が起こってから検討するではかつての愚を繰り返すことになりかねません。ですから、いろいろな選択肢を検討する必要は私はあるだろうと思ひております。

そういうこれからの在り方について検討する用意があるかどうかについて、お考えをお聞かせい

ただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 日本としては、いかなる国に対しても武力行使はできない、そういう前提でアフガニスタンに対しても復興支援、国づくりなどのような支援ができるかというところで支援をしているわけであり、あるいは東チモールでもそうです。当然、中東、イラクに対しても、将来イラクの復興、国づくりには何ができるかというところは当然検討していくべきでしょうし、これからのような国際情勢が変化するか分りません。ある程度の予期できる点は予期しながら対応を考へていくというのは政府としても当然だと思ひておりますが、どういうことをやっているかということについて、今この時点で私が言うべきものでもないと思ひております。

○山口那津男君 先ごろ、政府はイージス艦の派遣を決定されたわけであり、これに対してアーミテージ副長官は賛意を表し、高く評価したと、こう伝えられているわけであり、ここで米側から感謝の意が伝えられるということは、やはり米国の利益にかなうところがある、ひいては国際社会の利益にかなうところがあると、こういう判断をしているんだらうと思ひます。

一方、我が国の世論調査、ごく最近に行われた世論調査によりますと、この派遣決定については賛成よりも反対の方が上回っている、こういうデータも出ているわけですね。ですから、私は、国民に対してこのような派遣の決定がどのような利益にかなうのか、それは国際社会に対する利益ということもあるでしょうし、また我が国にとつての利益ということもあるかと思ひます。そういうことを国民に対してよく説明をする必要が政府にはあると思ひております。

この点について、総理の率直なお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) イージス艦は護衛艦なんです。何かどこか戦闘行為に参加すると誤解している国民もあると聞いていますが、まず護衛艦だと。今までの護衛艦の交代期に來て

いる。現在出ている護衛艦よりも性能が高いという点において、私は、よりテロ対策支援活動が円滑にいくという点で派遣をしたわけであり、このテロ特措法とかあるいは派遣計画に反対した人とは全く、賛成した限りは何ら特別なことをやっているとは思ひていないんです。ふだんの支援活動を円滑にするための行動をしていると。

この一年間やってみて、性能のいい護衛艦が出てくれた方が活動している自衛官のためにもいい、連帯して協力して活動している外国の方々にしてもこれは喜ばしい、歓迎すると。性能が悪いものよりも性能がいい、居住環境が悪いものより居住環境がいい、だれでもそうでしょう。普通のものであるというふうに考へております。

○山口那津男君 国内の自衛隊員の活動に好ましい影響を及ぼすと、これはこれで理解できるわけであり、それがそれだけだったなら何もアメリカの副長官が謝意を表するということまで至らないだらうと思ひます。やはりアメリカにとつて、あるいは国際社会にとつてこれだけ利益があるということが背景にはあるだらうと思ひます。その点について、総理からもう少し御説明があつてしかるべきかと思ひますが、いかがでしょう。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それはもう性能の点についても、レーダーの情報についても、あるいは、私は能力等について専門家ではないから詳しいことは分りませんが、レーダーの把握する範囲、これも今までの護衛艦よりも広い、探索能力というんですかね。それから、今までの護衛艦にない、一遍にいろいろな情報を処理できる、処理能力も高い。

そういう点に見れば、いつテロ対策が起こるか分らない、しかも補給、日本の自衛艦が外国艦に補給、給油していますけれども、これは六時間走りっぱなしで給油するということですから、止まって給油できないというんですから、しかも、その給油最中、しているほど一番防衛体制が弱く

なるときだと。そういうことを考へれば、探索能力も高い、処理能力も高い、そういう性能が高い護衛艦がそばにいてくれるということは隊員の活動している職員なり隊員なりの意識というものが格段に安心感に違ひと思ひますね。

だから、性能の悪い護衛艦をよこすよりも性能の高い護衛艦をよこしにくれた、自衛隊員の能力も練度も高い、質も高いと感謝されておりますけれども、更にはいい護衛艦を派遣してくれたことによつて隊員としての士気も高くなるし、隊長の方におきまして、悪い居住環境よりいい居住環境で働いてもらう方が隊員の健康のためにもいい、歓迎するということは私は十分理解していただけるものと思ひております。

○山口那津男君 そういう理由だけだったら私も反対をしないわけでありまして、十分な説明にはなっていない。もう少し説得的な説明を加えるべきだということをお伝えしまして、私の質問を終わります。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

私は、本会議でも質問いたしましたけれども、景気の悪さに加えて、今政府が進めている規制緩和と万能主義ですべてを市場原理にゆだねる、これは弱肉強食をもたらすものであり、働く人たちの労働条件を悪くして、生活と仕事の安定が奪われています。私は週回数回タクシーに乗るんですけども、タクシーの運転手さんとの会話を通じて、本当にこの人たちの生活が大変だということを感じています。今日は、タクシーの労働者の例を引きながら、総理にお伺いしたいと思ひます。

不景気でお客さんが大減減っている。それで、規制緩和でタクシーの台数が増えて一層過剰になっています。実車率が四二・九%、二〇〇〇年度ですが落ち込んで、一日の一台当たりの営業収入が三万八千八百二十八円に減少、それがタクシーの場合は全部賃金にそのまま跳ね返ってくるわけですね。

総理、お手元にも表をお渡ししましたが、ちよつと、このパネルと同じものです、見ていた

だきたいのですが、(図表揭示)この青い方は男性の労働者の年収の平均です。そして、このグリーンの方が、ちょっと見えにくいかもしれませんが、一段下にあるのが、これがタクシードライバーの賃金です。この表は厚生労働省の資料と、それから労働省のセンサスによって作りました。このように、一般の労働者、九一年でいいますと五百三万、タクシードライバーは三百八十二万、これだけ差があったんですけれども、今、二百九十九万、三百万円を年収で割っているところまで賃金が落ちていくんですね。

この実情をごらんになって、どんなふうな総理としてはお考えなんでしょうか。御認識というか、印象をお伺いしたいと思えます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私も総理になる前はタクシードライバーをよく利用していた方です、選挙になりますとタクシードライバーさんがよく応援してくれまして、知り合いもタクシードライバーさん、私は多い方だと、国会議員の中では、思っております。

タクシードライバーの労働状況も厳しいものだと認識しておりますし、今仕事がない、あるいは乗客が少ないにもかかわらず台数が増えているというところで、タクシードライバーさんの勤務状況、大変だということに思っております。こういう景気の悪いときにはなおさらではないかと心配しております。

いずれにしても、こういう過酷な条件が少しでも緩和されるように経済状況を好転させていかななくてはならないと思っております。

○吉川春子君 景気が悪いということも非常に大きな要因なのだと思います。同時に、景気のいいときから、バブルのときからこれだけ格差があったんですが、規制緩和がずっと進んで来まして、今年の二月に更にタクシードライバーの台数を大幅に増やしたということがあります。

需給調整の廃止、そして自由参入、増車も減車も原則自由になったんです。これが、例えば仙台では増車が相次いで、二〇〇二年の九月末で一〇%タクシードライバーの車が増えた。二百台以上増えて、

そしてタクシードライバーの運転手さんの収入に、営業収入に跳ね返り、一日一車当たりで三万七千三百五十円、これが二〇〇二年には三万四千二百九十二円となつて、三千五百八十八円減少しています。これを年間に直しますと二十四万円ダウンになるわけなんです。

規制緩和ということが、不景気だけではなくて、規制緩和ということがこれだけ賃金のダウンをもたらししています。全国的には、申請状況を見ますと百六社が参入いたしました、五千台余りタクシードライバーの台数が増えたわけです。そうしますとどうなるかというところ、お客さんを奪い合う、そして長時間働く、過密労働になる、過労運転を招くと、こういうことになるわけですね。大体不景気で収入が減っているところにもつてきて、今年の二月のそういう更なる規制緩和、なぜこういうことをおやりになったのか、その点についてお伺いします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 物事には常にプラスとマイナス、両面出てくるものだと思います。規制緩和についても、プラス面もあればマイナス面も出てくるでしょう。タクシードライバーの場合におきまして、規制緩和することによって、意欲のある事業者にとってはいろいろ今までのできなかったことも創意工夫によってできるようなことになる、今まで禁止されたサービス、いろいろあれこれ工夫しながら提供できる面もあるかと思えます。

一方、運転手の皆さんにとつてみれば、労働条件が今までよりもきつくなるという面も出てくると思います。今御指摘のように、今まで規制された台数がどんどん入ってくる、仕事を奪われちゃう、同じような給料を稼ぐためには長時間労働しなきゃならないと、寝ての暇はない、体を壊す。ふだんでもタクシードライバーの皆さんというのは徹夜で働いて、そして朝帰ってきて朝寝するという、一般の方に比べてみると不規則な生活を余儀なくされているわけですね。そういうきつい条件が更にきつくなるんじゃないかという心配される

のも私は無理ないことだと思っております。そういうことを考えまして、一方で規制緩和と今までのできなかったいろいろなサービスが展開されるいい面と、それによってし寄せられるような面というものをどうやって緩和していくか、あるいは直していくかということをやつたり労使一体となつてよく考えていくべき問題ではないかなと思っております。

○吉川春子君 忘れてはならないのはタクシードライバーは公共交通機関であるということなんです。それ、もちろん御存じのとおりですけれども、それで、こういう公共交通機関のドライバーが低賃金で働いているのかという問題があるわけです。ほかには低賃金でいいという意味では決まっていますけれども、公共交通機関。

そして、二十代、三十代のタクシードライバーの運転手さんというのとはほとんどいないんですね。五十代以上で記録を見ますとなっています。それは生活できかないからなんです。そして、こういう長時間やらなきゃならないというふうなところ、いろいろあります。やっぱ公共性を損なう、安全性を損なう、こういう面が出てくると思うんです。

先ほどのパネルをもう一度出しますと、賃金がいかに下がっているかという点、総理。そして、この赤いグラフは何かという点、事故率なんです。タクシードライバーの事故率がすごく上がつておりまして、ごらんのように賃金の低いのと事故率が上がつていくのは、何というんですか、逆になつていくわけですね。

そういうことを考えますと、やっぱタクシードライバーの労働条件というのをきちっとしないと安全性が守られない、このようになると思うんです。総理。簡単にしてください。

○政府参考人(石井健児君) 恐れ入ります。先生御指摘のタクシードライバーの事故状況でございますけれども、御指摘のとおり、交通事故件数全体は増加しております。一方で、死亡事故につきましては、平成元年と比較をしますと六割程度に減

少しておるという状況でございます。これらの事故増加の要因でございますけれども、自動車交通全体の事故件数がこの平成元年から十三年に至ります過程では同様の増加傾向を示しておりますことから、基本的にはやはり全般的な交通量の増加などによる交通環境の悪化というのが背景にあるものと考えております。

ただ一方、先生おっしゃいますとおり、この規制緩和に伴つてこうした安全面で障害が生じることがあつてはなりませんので、私どももいたしましても、規制緩和後のタクシードライバーの安全確保につきましても、適切な労働時間などの確保に引き続き努力をしておりますが、本年二月の改正道路運送法施行に当たりまして、運行管理者試験制度の導入による運行管理者の資質向上など、その徹底を図ることとしておりますし、また監査体制の強化、違法行為に対する一層厳正な行政処分など、事後チェック体制の充実を図ることとしております。

○吉川春子君 総理、是非この事故率がどんどん上がつていくというふうな、そういうところに追い込まれていくようなタクシードライバーの労働条件というものは、これはもう是非避けていただきたいと、最後にまとめて御答弁いただきたいと思ひます。

時間が限られておりますので、もう一つ総理にどうしても質問したいことがあります。それは、事業者に対する監督という問題なんですけれども、タクシードライバーには基本給というものがほとんどないんですね。自分が稼いだ水揚げで、それで六割と四割とか、五五%対四五%とか、こういうことになりましたので、今のように入数が増えてお客さんが少なくて水揚げが少なくそれに伴つて自分の給料が減つていくと、こういう賃金体系になつていきます。

それで、そこも一つ問題ですけれども、それに輪をかけて累進歩合制というのがあります。例えば、売上げが三十万だとその労働者の取り分は三〇%、売上げが四十万になると労働者の取り分

も四〇%、売上げが五十万超すと、労働者の取り分も五〇%ということで、水揚げの多さに比例して歩合も高くしていくという、こういう累進歩合制というところを取っている会社がありますが、これははつきりとした厚生労働省が通達で禁止している、違法な制度なんです。

ところが、これは労働省が毎年監査にも入っていますけれども、五%程度の事業所でこの累進、累進課税はいんですけれども、累進歩合制というものが取られておりまして、それで、それが是正されないで放置されているんですね。

それで、私は五%という数字ではなくて、タクシートの運転手さんとの会話を聞いていますと、まづいろいろな形であれ累進歩合制というのはほとんどの社が取っていると思うんです。しかし、こういうようなことをやれば、ますます働く人たちの賃金が劣悪になります。会社はある意味では損しないけれども、全部そのしわ寄せが労働者に来ると、それで労働省も禁止していると思うんですけれども、総理、是非こういう違法行為はきちっと、見逃さないで、きちっとした賃金が労働者に保障されるように、こういう点では規制を強めてタクシードライバーの生活を守っていただきたい。

それが本当の意味での構造改革にもつながるんじゃないかと思えますので、その二点について、最初の事故率と、その二点について総理に御答弁をお願いします。もう時間が来ているんです。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 時間ありませんが、事故はそれはどういう状況でも、ないように努めなきゃなりませんし、いろいろが高じたり、体の状況悪いと事故にも影響する面は多々あると思っております。

また、賃金体系とか水準については、基本的には労使間で決めるべきものだと思いますが、タクシードライバーさんについては労働基準関係法令で最低賃金は下回ってはならない、また歩合給制度についても一定の保障を定めなければならぬとされておまして、政府としてはこの労働基準

関係法令の違反がないよう監督指導に努めてまいりたいと思えます。

○島袋宗康君 国会改革連絡会の島袋宗康です。私の時間はたった五分で限られておりますので、多くの質問はできませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

沖縄には招かざる客の米軍が主人公のような顔をして、沖縄本島の二〇%を占拠して五十七年間も居座り続けております。沖縄は、在日米軍基地の七五%が集中する米軍基地押し付け特区となっております。私は、太平洋戦争の負の遺産とも言ふべきこのようなマイナス特区、不利益特区は早々に返上した方がよいと思っております。私は、日米安保体制下において、在日米軍基地の七五%が沖縄に偏在していることは日米安保体制のゆがんだ構造であると考えております。

小泉総理は、真つ先に沖縄への米軍基地の偏在という日米安保体制のこのゆがんだ構造を改革していただきたいというふうには私は思っております。総理は、その部分、いわゆる沖縄の負の問題について聖域と考えておられるのかどうか、お伺ひいたします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この在日米軍基地の整理縮小、これは当然進めていかなくやならないものと思っております。特に、今御指摘されましたように、沖縄には七五%の基地が集約されている、集結しているという状況、沖縄県民の皆さんに多大の負担を掛けているというのも事実だと思ひます。本土に復帰して以来、米軍とのいろいろな問題についても頭を悩めることも多いのが実情だと思っております。

そういう中で、政府としては、SACO等を通じて、沖縄特別行動委員会、これの沖縄の基地をどうやって縮小していくかということについても懸命に取り組んでいるところでありまして、普天間の移設問題もその一つでございます。また、この基地等にある、多大の負担を掛けている沖縄の振興策をどう考えていけばいいか、これについても常日ごろから特別な配慮がなされなければ

ならないということ、この振興策についていろいろな案が出てきております。これをどうやって取り上げていくかということについても、小泉内閣としても懸命に取り組んでおります。

非常に多くの問題が基地の存在することによって出来ておりますが、日本政府でできることと、それからどうしてもアメリカとの協議、協力を要することの問題、いろいろあると思ひますが、私は、沖縄県当局の意向を重く受け止めて、今後とも沖縄の振興のために、そして基地整理縮小のために、小泉内閣としても一段の努力をしていかなければならないと思っております。

○島袋宗康君 時間がありますので前に進みます。沖縄では、またもや米軍兵士の犯罪が発生いたしました。しかも、今回は一兵士ではなく海兵隊少佐という幹部兵士による強姦未遂事件です。沖縄県警は、凶悪事件として逮捕状を取り、容疑者の身柄を引渡しを要求いたしました。また、米軍は日米地位協定を盾に取ってこれを拒否いたしました。外務大臣は、このような事態になっても、再度身柄の引渡し要求はしないと明言をしております。

沖縄県民は、日米地位協定は米軍優位の不平等条約だと思っております。それは、もはや運用の改善程度では納得できないほどフラストレーションがたまっております。抜本的な改定が必要であります。小泉総理は、これを聖域とせずに、断固改定要求をすべきと考えますが、いかがですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今回の事件につきまして、アメリカ側より拒否回答がなされたということは大変残念だと思っております。

しかしながら、この事件に関してはアメリカ側も捜査へ、日本側に全面協力するということを約束しております。今後とも、この事件についてアメリカ側の捜査協力を求めながら、事件の解明を進めて厳正な処理を実現していきたいと思っております。

また、日米地位協定についても、この問題はそ

の時々の問題についていろいろ沖縄県民の憤慨を買っている問題でもございます。この沖縄県民の憤慨というものを、これを厳しく受け止めながらも、現時点においては運用の面で改善できる点、これについて努力をしていき、今後、この運用の改善が十分効果的でないという場合には、この地位協定の改定も視野に入れて折衝しなきゃならぬなと思っております。

○島袋宗康君 時間ですので終わります。○田嶋陽子君 無所属の田嶋陽子です。五分です。小泉総理には二つのことをお願いいたします。

経済特区構想のことでは規制緩和という流れに沿ったものと理解しておりますけれども、私がこのことでずっと言い続けていることは、女性に対する規制を緩めてほしいということです。この特区法案では、地域の活性化と自主性に任せるとあります。この地域の活性化と自主性を担うのは地域の一人一人の住民なんです、その住民の半分は女性です。しかも、その地域の経済活動を担っている女性たちはパートの人がほとんどですが、その人たちは子育てを終え掛けた中年の女性たちです。その中年の女性たちはいろいろな目に見えない鎖があつて、十二分に働けません。それが何かというと、その女性の規制とは、一つは配偶者控除と配偶者特別控除です。それから、第三号被保険者の年金制度の件です。それからあと、若い人も含めて夫婦別姓ということなんです。これは本当は戸籍制度の撤廃ということにつながりますが、いずれにしろ、この三つが女性を取りあえずは自由になるための羽を折っている制度です。

まず、この特区構想と同時に、早急に足並みをそろえて全国区でこの女性に対する規制緩和をやってほしいと思ひます。首相、イエス、ノーで答えてください、決意のほどを。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これ、イエス、ノーで答えられる問題じゃないんですよ。今、それは配偶者控除をなくせ、配偶者特別控除をなくせと言ったとしても、恐らくこの中にも絶対反対と

言う人いますよ、これやったら。

だから、こういうのはイエス、ノーじゃなくて、今、税制調査会で検討していますから、その論議をよく見極めて多くの国民の理解を得るような努力もしなきゃいかぬと思っております。

○田嶋陽子君 こういうところにも反対があるとおっしゃいますが、小泉総理は構造改革を強力に推し進めていらっしゃる。この意見も聞かないこともあると思います。ですから、この件でも、小泉首相はもし男女平等ということがこれからの日本を作る大事なことでと判断なさるなら、強力に推し進めてほしいと思うんですね。

小泉総理にお願いします。小泉総理の構造改革は、私は基本的には賛成して応援しております。

ですけれども、小泉さんは片足立ちのフラミンゴみたいなものです。なぜかという、小泉さんのおっしゃる構造改革のイメージは経済財政ばかりのイメージです。ですけれども、経済財政改革と同時に社会生活改革をやらなくと駄目なんです。国民に対して、こういう生活が待っているのかをイメージできるようなメッセージを送ってほしいんですね。

ですから、新年に、もし小泉総理は演説をなさるときには、こう言ってほしいんです。男の人たちよ、働きバチになつていないで家庭に帰って子育てをせよ、老人介護をせよ、今まで十二時間働いていたその四時間分を女によこせ、ワークシェアリングをせよ、パートの賃金、同一価値労働同一賃金にせよ、そういういろいろなことが全部あるんですけれども、あらゆることを変えないと女にまつわることは日本国変わらないですね。小泉総理は、フラミンゴをやめてその二つのことをきつちりと、こういう生活を私たちはよしと思っているのか、そのことを言ってほしいんですね。

先ほどタクシートの運転手の話が出ましたが、私は朝晩タクシードライバーに乗っています。そうすると、タクシードライバーはこう言います。もうバブルはないよ、景気回復なんかないよ、でも、おれたちはこれでいいんだ、だから生活を守りたいんだ、自

分の身の回りにいる人間と仲良くやりたいんだ、こういうことを言うんですね。

だから、ばか働きしなくてもいい、ばか景気もいい、だけれどもやっぱり今の生活を守るような量から質へのそういう生活になるということをお小泉首相はメッセージとして新年に流してほしいんです。国民に向かって。今みんな国民はおろろしています。そういう国民に対して安心と安定を与える首相の言葉が必要だと思えます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 男と女、仲良く暮らしていくように、仕事も家事も育児も分かち合って仲良くやっていくのが一番だと思います。

○委員長(小川敏夫君) 田嶋さん、もう時間が来ていますので。

○田嶋陽子君 はい。

総理、では、そのように新年におっしゃってください。よろしいですね。イエスとおっしゃってください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 仲良いことが一番いいことだと思います。

○黒岩宇洋君 無所属の黒岩宇洋です。

私も時間ありませんので一問だけお聞きいたします。ちょっと通告と違って、最後、医療の株式参入について触れるので、総理、お聞きになられてください。

私は、総理のおっしゃる官から民へ、そして国から地方へという構造改革の理念には全くもって同感です。その理念を達成するための一つの挑戦がこの構造改革特区法案であると、そう私は理解しております。しかし、今回の質疑を通してこの法案の様々な不備が露呈された、私はそう感じております。

私は、第一回目の質問で鴻池大臣にこう申し上げました。この法案をこれを料理店に例えると、私はこの料理店に入りたくない。なぜならば、先ほど申し上げた理念という看板はいいんです、看板はうっかり入りたくないんですけれども、ど

うもここに十一條から並べられた十五條ですか、メニューが少ないんですね。そして、メニューの中身も、わくわくするようなものが載っていないんです。これは、鴻池大臣がよくおっしゃる英語での授業というこういうメニューも載っていないんですね、ここには。加えて、レシビがまわっているんですけど、それ以下の条文で、もうしつちかめつちかめに、このメニューができそうもないというそういう調理法が書かれているんですよ。ですから、私はこういう料理店にはなかなか入りたくない。ただ、ここで私が期待しているのは調理人の腕前。そうです、鴻池大臣という調理人がきつちりと腕前を発揮して、そしていい料理を作っていたらいい、そう申し上げました。

しかし、その後の質疑をまた重ねていくと、どうもこれは料理人の腕だけでは難しいんじゃないかという懸念が生まれてきました。鴻池大臣は本当に、さすがに総理が任命された大臣ですから、すぐ腕であることは当委員会でも証明されているんです。しかし、料理人一人の料理屋ならいざ知らず、多くの省庁の役人という店員と共同作業して、そして無数の法律というこの素材を料理しなければいけないんです。そこで必要なのはやはり料理店のオーナーの力なんです。そうです、総理の力なんです。総理が経営者としてきつちりと経営の腕、すぐ腕を私は見せていただきたいと思っております。

私、今日の総理の御発言を聞いておりましていささか心配しておるんですが、今まで当委員会では、お役所の方にこの改革に対する抵抗ぶりをおっしゃっていただいて、その後鴻池大臣にばつさりと切り捨てていただいて、我々盛り上がってきいてたんですけれども、それを更に私は総理にばつさりと切つていただきたかったです。が、どうも水を差されているような、そんな感じがしております。

これは先ほどの医療なんですけれども、私が聞くところによりますと、日本医師会は医療に関連する規制改革特区対策委員会なるものを設けて、全国津々浦々の医師会に指示を出してこの医療分野の提案を出すことに圧力を出している、そのように私は聞いております。例えば日本医師会のホームページによりますと、現在関係各方面に働きかけている、医療に関する特区は取り下げられたので一定の効果はあったと思う、ただ構造改革特区推進本部では再び提案を受け付けようとしている、警戒を緩めてはならないと、こう書いてあるわけですね。

これは、明らかに圧力を掛けた成果を誇示して、今後もそのような圧力を掛けたいということを宣言しているわけですよ。そうした中、勇気を振り絞って幾つかの病院やそして大学がこの医療特区の提案を出してきているわけです。そして、鴻池大臣も、この国を良くしよう、そして構造改革を進めようという強い政治信念の下に既得権益からの圧力を覚悟して闘っているわけです。

今地方そして民間というのは本当に先ほど総理が認めた団体からの圧力におびえているんです。ですから、私は、この医療の分野においても、抵抗勢力に屈することなく、地方や民間からの株式会社参入の声や、そして構造改革の声を上げる勇気を与えるような総理からの明確なメッセージを発していただく必要があると思っております。総理だって闘いを挑まれているんです。そして、総理が任命した鴻池大臣は必死で闘っているんです。まさか鴻池大臣を見殺しにしたりはしない、私は総理、信じております。

今申し上げたこの医療の分野への明確なメッセージを御発言ください。お願いいたします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この特区構想というのは、今まで反対できなかった分野に穴を空けていくこと、だから特区構想なんです。今言われた反対というのはもう承知しております。その反対の海を泳いでいかなきゃならないのが鴻池大臣でありますし、その反対をどうやって説得し

て協力を求めていくかという面において今苦労してもらっているわけであります。

まず、反対される方々の心配をなくして特区で試してみようということでありますので、その心配を除外する努力と、特区によって国民がどのようなサービスを今よりも受けることができるかという面を考えながら私は進めていかなきゃならない問題だと思っております。

○委員長(小川敏夫君) もう時間が来ています。

○黒岩宇洋君 とにかく今回の質疑で本当に具体の提案がどうもできそうもないどころか、まずできそうもないというのが我々の感想なんです。ですから、先ほど総理のおっしゃられた荒海を総理も鴻池大臣もちゃんと渡り切ってほしいんです。鴻池大臣がおかれて総理が元の岸にいたなんというところがないように是非よろしくお願いいたします。

終わります。

○委員長(小川敏夫君) 以上で内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。

内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございます。

他に御発言もないようですから、本法律案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、構造改革特別区域法案に対し反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、これまでの経済的規制緩和に加えて、国民の生命、健康、環境などを守るための規制を構造改革特区を突破口に緩和、撤廃しようとしていることです。

法案は、株式会社の農業経営への参入を認めています。これは小規模農家を優良農地から締め出し、価格競争によって農業経営を苦境に追い込むものです。日本農業の困難は、政府が進めてきた

農産物の輸入自由化、価格支持政策の廃止などにあります。

また、特別養護老人ホームに株式会社参入を認めていることは、入所者のサービス低下につながります。

病院や学校への株式会社参入を進め、刑法の賭博罪に当たるカジノ特区まで検討しているというところが明らかにあります。国民の生命、身体、健康、公序良俗、消費者保護の規制まで緩和、撤廃しようとしていることは重大であり、到底認めるわけにはいきません。

第二は、構造改革特区は、関連分野として従来の公共事業を一体で進め、新たな浪費、地方財政危機を深刻にするものとなるからです。

国際物流特区構想は、規制緩和と関連する大水深パースの建設、関連道路などの基盤整備などを行うことになっていきます。政府は、特区には財政措置を講じないとしています。政府は、国土交通省の来年度予算概算要求では、構造改革特区を支える基盤整備のために必要な連携事業を強力に進める費用として二千五百億を要求しています。このように特区構想の関連分野の事業に予算が配分される仕組みを作り、見直すべき公共事業も推進されることとなります。これでは新たな公共事業の浪費を作り出し、地方財政危機を一層深刻にするものです。

最後に、構造改革特区は地域経済の活性化につながるばかりか、住民への負担と犠牲を一層強めることになるからです。

政府は、構造改革特区を設けて規制緩和を行うことが地域経済を活性化しデフレ対策になるとしています。しかし、小泉内閣の総合デフレ対策の中心は不良債権処理の加速であり、地域経済を支えてきた中小零細企業の倒産、リストラ、失業を一層増大させ、地域経済に大きな打撃を与えるものです。日本経済を疲弊させている原因は、規制緩和の遅れにあるのではなく、医療始め社会保障の連続改善など、国民負担を増やす小泉構造改革そのものにあります。

私は、規制緩和万能主義ではなく、国民生活や中小企業の営業を守るための民主的規制は逆に強化するなど、今の社会に合ったルールを確立することを求め、反対討論を終わります。

○委員長(小川敏夫君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

構造改革特別区域法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小川敏夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長谷川清君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川清君。

○長谷川清君 私は、ただいま可決されました構造改革特別区域法案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

構造改革特別区域法案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法の施行に当たり、抜本的な規制改革及び地方分権の推進の観点から次の諸点に留意し、適切な措置を講ずべきである。

一、本法の適用状況について、少なくとも年一回以上、その効果、影響等を評価し、その結果、当該規制の特例を全国的に展開すべきとの結論に達した場合には、速やかに所要の措置を実施し、規制の特例措置が特定地域の既得権益とならないよう十分な配慮を行うこと。

二、本法成立後においても、講ずべき規制の特例措置の項目について、これまでの間において地方公共団体及び民間事業者等から提案がなされたものについて更なる検討を行うとともに、追加の提案を定期的に受け付け、次期常会への所要の法律案の提出を含め必要な措置を講ずること。

三、追加の提案を募集するに当たっては、地方公共団体及び民間事業者等に構造改革特別区域制度の意義、目的、進め方等を十分に周知させるとともに、地方公共団体及び民間事業者等からの相談を幅広く受け付け、これらに対して真摯に対応すること。

四、政令、主務省令、訓令及び通達に係る規制の特例措置の内容及び構造改革区域計画の認定等に係る関係行政機関の長の同意の基準については、関係行政機関の長の裁量の余地を極力小さいものとするよう、構造改革特別区域基本方針において明確な基準及び方向性を定めること。

五、構造改革特別区域で講じることができるとする規制の特例措置の追加の決定に当たっては、内閣総理大臣及び担当大臣が指導力を発揮するとともに、関係行政機関の意見等をすべて公開するなど提案に対する政府の対応の明確化に努めること。

六、構造改革特別区域において実施される規制の特例措置の効果等の評価に当たっては、これを関係行政機関の長のみ委ねるのではなく、民間事業者、消費者等第三者の意見を踏まえつつ構造改革特別区域推進本部において政府全体として行い、全国における規制改革を推進するため必要な措置を講ずること。

七、地方公共団体から構造改革特別区域において実施し又はその実施を推進しようとする特定事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律等の規定の解釈について確認を求められた場合は、関係行政機関の長は、速やかに書面又は電磁的方法により回答すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員会の各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(小川敏夫君) ただいま長谷川君から提

出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川敏夫君) 多数と認めます。よって、長谷川君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

鴻池国務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鴻池国務大臣。

○国務大臣(鴻池祥肇君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法案の実施に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○委員長(小川敏夫君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

鴻池国務大臣は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(小川敏夫君) この際、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案審査のため、本日の委員会に政府参考人として、警察庁刑事局暴力団対策部長近石康宏君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(小川敏夫君) 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院内閣委員長佐々木秀典君から趣旨説明を聴取いたします。佐々木秀典君。

○衆議院議員(佐々木秀典君) 衆議院内閣委員長

の佐々木秀典でございます。

ただいま議題となりました特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本案の趣旨について御説明申し上げます。

現在の我が国社会において、民間非営利団体、いわゆるNPOは、多様かつ先駆的でも人間味のあるサービスを提供することで、行政や企業では満たされない社会的ニーズにこたえ、重要な役割を果たしております。二十一世紀の我が国においては、行政、企業、NPOが相互に連携しながら活動を行い、安定的で活力のある社会を築くことが期待されております。

平成十年十二月に施行された特定非営利活動促進法は、社会貢献活動を行うNPOが法人格を得る道を開きましたが、同法の附則において、特定非営利活動法人制度については、法施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとしておられております。

また、特定非営利活動を推進し支援する観点から、法を更に幅広くかつ適切に活用できるようにすべきであるとの指摘がなされております。

そこで、今回、特定非営利活動の一層の発展を図るため、その活動の種類を追加し、設立及び合併の認証に係る申請手続を簡素化するとともに、暴力団を排除するための措置を強化する等の改正を行う本案を提案した次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

まず第一に、本法別表に掲げる特定非営利活動の種類に、新たに情報化社会の発展を図る活動、科学技術の振興を図る活動、経済活動の活性化を図る活動、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動及び消費者の保護を図る活動を追加することとしております。

第二に、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に係る申請書類の簡素化を図ることとしてお

ります。

第三に、暴力団等を排除するための措置の強化を図るため、特定非営利活動法人の設立及び合併の認証基準を強化し、役員の名格事由を追加するとともに、所轄庁は、特定非営利活動法人が暴力団等であるとの疑いがあると認めるときは、警察庁長官又は警察本部長の意見を聞くことができること等としております。

第四に、租税特別措置法に定める、いわゆる認定NPO法人に対する寄附又は贈与を行った者に係る寄附金控除等の特例について、本法に明記することとしております。

第五に、特定非営利活動法人の理事等が、所轄庁に対して必要な報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁による検査を拒んだ場合等の罰則規定を追加することとしております。

なお、本案は、平成十五年五月一日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び内容であります。

本案は、去る十二月四日、衆議院内閣委員会提出の法律案とすることに決し、同月六日、衆議院本会議で可決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長(小川敏夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

この際、本法律案に対して、委員長から、各会派の御意見を踏まえながら、確認の意味も込めまして、法案提出者、竹中国務大臣及び警察庁に対して若干の質問をいたします。

その第一は、今般、法改正に至った背景、理由についてであります。

NPOを含む民間非営利団体は、我が国において、行政でも営利企業でもなく、第三の主体として国民の多様化したニーズに効果的かつ機動的にこたえとともに、個々人の自己表現の意欲を生

かすことのできる仕組みとして、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されております。

その一方で、現行法は、制定の過程におきまして、民法に基づく公益法人制度の問題等様々な論点が指摘されておりましたが、早期の法制定の要請を踏まえて成立した経緯もあり、法制定が制度完成ではないという理解も成り立ちます。このような成立の経緯もあり、同法附則には、法施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ぜられるものとする、このように規定しております。

今般の法改正はこの附則の規定を受けてのものと理解いたしますが、現在の特定非営利活動法人制度についてどのような検討が行われたのか、その際、既存制度に対しどのような認識、評価をされたか、併せて伺いたいと思います。

○衆議院議員(石毛鏡子君) 民主党の石毛鏡子でございますが、御答弁申し上げます。

ただいま御指摘をいただきましたように、特定非営利活動促進法は、その法の附則において三年以内に検討を加えることとしておりました。法施行後、超党派の議員から構成されるNPO議員連盟、その議員連盟を中心に活発な議論、検討を重ねてまいりました。この過程で、昨年の十月一日に、税制度に関しまして認定NPO法人制度がスタートをしております。

もう一方で、活動分野についての見直し等々の御意見も踏まえて今回の改正法案に至りましたが、現行のNPO法制度の下では法施行後NPOの認証数は増加の一途をたどっております。現在では約九千法人を数えるに至っております。近年、毎月ほぼ三百程度のNPO法人が成立、活動をするようになっており、活動は確実に定着しているものと認識をしております。

そこで、本改正法案では、法施行後のこうしたNPO法人の実態を踏まえて、更に市民の自由な社会貢献活動を促進するとともに、NPO法人の健全な発展のために必要な見直しを検討し、取りまとめたものでございます。

どうぞ、よろしく願います。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 法案の元々の提出者として少しだけ補足をさせていただきます。

今お答えになったとおりでございますけれども、法律そのものについての評価は、一つは徹底的な規制改革、今の言葉で言えば規制改革をやりまして、基本財産がゼロでいい、基本財産というのは要らないと、一億とか三億とかいう話から来ましたが、それを要らないと。それから収入要件、一千万ぐらいなければ駄目だとかいうものを徹底的に改革しましてゼロにいたしました。それから、一つだけ問題点としましては、準則主義というんです、要件が合えばもう登記するだけで準則で成り立つと、そういうことにしてくれという話でしたが、それはそれに非常に近い認証ということにいたしました。この問題につきましては、今検討されております非営利法人法、民法、公益法人そのものを改正する非営利法人法の中で検討されております。これは今回の改正でも未解決でございます。

そのほか、法の要件に合えば必ず認証しなければならない、しかも四か月以内にしなければならない、不認証にする場合は必ず文書で理由を付けなければならないというのを付けたら、情報公開とセルフガバナンスを徹底するということがやりましたので、その限りでは大変喜ばれて大変成功であったというふうに思っております。

そのほかの現在の問題点というのは、今、石毛先生が御報告があったとおりでございますけれども、法律の制定そのもの、そして徹底的な規制改革というのには大いに評価されてきたのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○委員長(小川敏夫君) 第二は、既存のNPO法人への影響の有無についてお尋ねします。

今般の法改正により既存のNPO法人が事務的に対応しなければならなくなるのでしょうか、あるとすればいかなる事項なのか、明らかにしたいでございます。まず提案者に確認いたします。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 結論的に申し上げますと、今回の法律改正で、既存のNPO法人は定款などの事務的な対応が求められることは基本的にはないという認識をしております。改正法案が成立いたしますと、定款に事業年度を定めていない場合は定めなければならぬ。それから、従前に収益事業のほかにその他の事業を営んでおりまして、かつその事業内容の記載が定款上不明確な場合というのは、例えば収益事業と書いてあればいいんですけれども、収益事業のほかにその他の事業と書いて中身が書いていないと、こういうときは若干問題でございますので、一年以内に定款を定める必要があります。しかし、ほとんどの法人はこれを既に定めております。そういうことで、定款変更の必要のある法人というのは本当にまれであるというふうに考えております。

なお、改正法案では、特定非営利活動事業とそれ以外の事業を明確に区分することとしなければならぬと、それから収益事業という文言が法律からはなくなりましたけれども、これまでの定款に収益事業というふうに書いてあるものは、それは当然その他の事業として解釈されますので、それをそのまま残しておいて直す必要はないと、このように理解しているところでございます。

○委員長(小川敏夫君) ただいま提案者から答弁をいただきましたが、ただいまの点については本法の担当である竹中国務大臣からも答弁を求めます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 本日、御審議をいただいております改正NPO法案は、市民の自由な社会貢献活動を更に促進するとともに、NPO法人の健全な発展に寄与するものでありまして、政府としても極めて重要なものであるというふうに考えております。

担当大臣として御指摘の点にお答えさせていただきますが、先ほど提案者が、熊代議員がお答えになりましたとおり、ごく一部の例外を除きまして、既存法人は定款変更等の事務的な対応が求められることはないものと認識をしております。改正

正法案が成立すれば、周知活動も含め法的確な運用を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長(小川敏夫君) 第三は、特定非営利活動の種類を追加についてお尋ねします。

現行法第二条が規定するNPO法人の活動分野は十二項目となっております。この規定は例示列挙ではなく限定列挙であるため、NPO法人格を得ようとする団体は、この十二項目のいずれかをその目的としなければなりません。

しかし、NPO法審議の際、十二項目の各項目の理解に当たっては、できる限り柔軟に解釈して、広範な活動を取り込むことが立法趣旨であるとの議論が行われております。特に、衆議院内閣委員会はその趣旨を附帯決議で明確にされております。

ところが、本法案は、NPO法人の活動分野を「情報化社会の発展を図る活動」、「科学技術の振興を図る活動」、「経済活動の活性化を図る活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」及び「消費者の保護を図る活動」と五項目を追加し活動範囲を拡大しておりますが、依然として限定列挙のままであります。

NPO法人の活動分野は社会経済情勢の変化とともに今後更に拡大していく、活動分野を限定するということとは適当ではないとも考えます。立法趣旨の原点に立ち返れば、限定列挙ではなく例示列挙にすべきではなかったかと考えるのであります。列挙にすべきではなかった理由をお伺いいたします。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 法案を作成する段階では、委員長御指摘のように例示にいたしました。最後に、前項各号に準ずる公益活動を行うものというところで付け加えた原案を書いたこともございます。

しかし、いろいろ検討してまいりましたら、やはりこれは民法というのが公益活動の根本法でございますので、これとそうすると全く同じになつてしまふんですね。ですから、特別法であり

ますのでやっぱり民法とは、少し限定されたものでなければいけないということで、できるだけ厳選をしまして十二項目に収めたという経緯がございます。

しかし、御指摘ございましたように、附帯決議におきまして、別表十二項目については多様な特定非営利活動を含むように広く運用するように努めることという附帯決議もいただいておりますし、我々いろいろ検討しましたけれども、これで相当程度読めるんじゃないだろうか、ほとんど読めるんじゃないだろうか、ひよっとして読めないのは、今回付け加えました消費者保護がちょっと難しい面もあるかなというようにございまして。

そういうことで、形式的には極めて限定している、しかし実質的には相当に広いということでございまして、今回、今御指摘いただきました五項目を加えましたのは、特にこれもできますよ、できるだけこういう活動は積極的にやっていただきたい、そういう積極的な意味を込めて加えたというふうなものでございます。

○委員長(小川敏夫君) 第四は、予算準拠原則の削除についてお尋ねします。

現行法第二十七条第一号では、会計原則の一つとして予算準拠の原則を規定しておりました。この規定は、資金面におけるNPO法人の透明性を確保するために置かれたもので、NPO法人は、この規定に基づき、予算に基づく収入や支出を行うことになっておりました。

本法案では、この予算準拠の原則を削除しておりますが、その理由を御説明いただきたいと思っております。

規定はないということから、NPO法人だけが、他の法人とは異なり、いったん成立した予算に法人運営が過度に制限されると理解される可能性もあるということ、それからまた、社会貢献活動に携わるNPOの特性として、新しい事業、例えば災害などが起こった場合に突発的に災害支援などに携わる必要性などが生じてまいりますが、予算準拠の原則がシビアに理解されておりますと機動的な対応に支障を来すということが問題として認識されるようになりました。

このため、今回の改正では予算準拠規定を削除することとしたものでありますが、当然のこととして、決算においてきちっと説明責任を果たし、透明性を確保するということは当然のこととございまして、これからは法人としての適切な運営がなされるものと理解しているところでございします。

○委員長(小川敏夫君) 第五に、NPO法人に対する税制上の措置についてお尋ねします。

今日、国民全般の生活水準の上昇や価値観の多元化に伴い、国民が行政や企業に求める財やサービスが総じて多様化、高度化してきております。それに伴って、行政や企業が対応し切れない領域が拡大しております。

NPO法人は、行政や企業が対応し切れない領域、例えば老人介護や障害者支援、地域に根差した環境保全、災害救援等、社会的に重要な役割を果たしております。しかしながら、NPO法人には財政基盤の脆弱なものが多く、NPO活動を実施していくためには財政基盤の強化が必要であり、そのためにはNPO法人に対する税制上の支援策が必要ではないかと考えます。

法制定当時においても、NPO法人に対する税制上の支援の必要性につき議論が行われたのでありますが、まず社会貢献活動を行う団体に法人格を付与することが優先されたため、税制等を含めた支援は盛り込まれなかった経緯があります。その後、平成十三年十月からは、認定NPO法人に対する税制上の優遇措置が設けられましたが、認

定を受けたのは、現在、十法人にすぎません。

本法案においては、この認定NPO法人への支援を明記するのみとなっております。すべてのNPO法人に対する税制上の支援策を規定するものではないと考えます。提案者は、NPO法人に対する税制上の支援策をどのようにお考えか、お伺いします。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 法律を制定するときも、税法上の優遇措置、必要であるということでも盛んにそれを主張してまいりました。ただ、三年間の実績を見て、その公益活動が考慮するに足りるということならば税法上の優遇措置を付けようという案でございましたので、それならば三年以内に改正でいいんじゃないかというので当初の案から削られた経緯がございます。

委員長御指摘のように、その三年よりも少し前に、十三年十月一日ということで税の優遇措置を入れました。支援税制を入れたわけでございます。それは、しかも三年の実績じゃなくて二年の実績ということで、短い期間で判定をするということで入れていただきました。

しかし、それとともに、いわゆる言い難いという、行政の裁量が一歩ありまして、何が公益かわく言い難い。いわゆる言い難いけれども、これは認める、これは認めないということではないので、すべて細かく文章で書いてほしい、はっきり書いてほしいということと要求をしまして、その中身を固めて了承もしたんですけれども、実際気付いてみるとこれが物すごい厳しかったというところで、我々も大変問題に思っております。

六か月を待たず一つだけは改正をしてもいいというので、項目だけは。しかし、余りに近いというので、今年が本格的に税の優遇措置の、支援税制の改正の年であるということで、今懸命に自由民主党の方でも党税調で頑張っているところとございます。最終局面を迎えております。

それで、公益ということをお判断するものもなかなか難しいものですから、アメリカの例を見まして、パブリックサポートテストということにいた

しました。三分の一は広く少額の寄附が集まっていると。総収入の三分の一は広く少額の寄附が集まっていると。こういうことで、寄附金の三分の一ですね、こういうことをテストの基にしたわけでございますが、なかなか厳しい状況でございます。日本の状況に合わせれば、三分の一じゃなく五分の一で十分なんじゃないだろうかという要求を出しております。

また、寄附金、広く集めるということなんです。大きな寄附がばつとあった場合はいけないので、分子には入れますけれども、分母にそれを算入するときには、分母は総収入でございますけれども、分子に算入するときには寄附金総額の二割を計算して、それだけを入れます。一人の人の支配に属しないと、こういうことをやっていただけたらいいんですが、それも、二割厳し過ぎるということで五割ということを出しております。

また、少額の寄附を、三千円未満は足切りしておりますが、やはり千円というのが圧倒的に多いというので、千円はオーケー、千円未満は足切りということとか、それから、二つ以上の市町村で必ずやらないければ駄目だと。三つぐらいの要件がありますが、そのうちの二つは必ず二つ以上の市町村でやる。広域性の要件とっておりますが、これも、例えば七十万都市で一生懸命やっています駄目だということになりますと問題でございますので、これも削除してほしいと。

また、一つの新しい哲学を加えて、アメリカの場合は広く集まっているということとともに、国とか州とか国際機関から寄附をもらいますとこれもパブリックから認められていて、パブリック機関ですからね、パブリックから認められるということで分母分子に加えますので、三分の一要件を極めて簡単にクリアできるということとございます。日本は分母分子から除いている、あるいは、分母には入っているけれども分子には二割条項が掛かるとか、そういう厳しい条件がございします。

総括的に申し上げますと、アメリカに勝るとも

劣らない寄附文化を育てられるような、そういう立派な支援税制にしてほしいということで、今懸命に努力しているところでございます。

○委員長(小川敏夫君) 最後に、NPO法人に対する警察の関与についてお尋ねします。

今回新たに設置された本法第四十三条の二は、所轄庁は、NPO法人が暴力団等であるとの疑いがあると認めるときは、警察庁長官又は警察本部長の意見を聴くことができると規定しております。また、四十三条の三は、警察庁長官又は警察本部局長は、NPO法人が暴力団等であると疑うに足りる理由があり、所轄庁が適当な措置を取る必要があると認めたときは、所轄庁に対し意見を述べることができると規定しております。

NPO法人を暴力団が組織したり、暴力団を糊塗するために関連団体を使ってNPO法人を作るということは絶対にあつてはならないこととありますが、しかし、本来、すべてのNPO法人の活動内容は個々に違っても、各法人の自主独立性は保障しなければならぬものではないかと考えます。

この点から考えますと、第四十三条の二及び第四十三条の三は、運用いかんによつては第三の主体であるNPO法人に対し警察の関与が強くなり、はしないかとの疑念が生じ、NPO法人にとつてはもろ刃の剣になりかねません。

まず、こうした疑念に対する提案者のお考えをお伺いします。

また、両条文は所轄庁の関与を強める内容であるとありますが、提案者はNPO法人の自主独立性の確保をどのように保障すべきとお考えか、お伺いいたします。

○衆議院議員(石毛鏡子君) 現行法でもNPOの認証の基準では暴力団を認めないということにしておりまして、それから役員等の欠格事由といたしまして暴力団の構成員等は排除するという規定がございします。ですから、本来、暴力団がNPOの活動を進めるといふことはあつてはならないこととありますけれども、昨今、実際の問題として

請願者 仙台市青葉区小田原六ノ五ノ三
渡辺幸光外九千五百二十八名
紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一三号 平成十四年十一月二十二日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 札幌市中央区南十二条西二二三丁目
藍田心外四千九百九十九名
紹介議員 大脇 雅子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四一四号 平成十四年十一月二十二日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 東京都府中市押立町五ノ一五ノ五
森川貞夫外百一名
紹介議員 測上 貞雄君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四一五号 平成十四年十一月二十二日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 北海道釧路市春日町五ノ五二二
木村よし子外二百一名
紹介議員 藁科 満治君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四一六号 平成十四年十一月二十二日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 横浜市緑区竹山四、二〇四ノ四五
二 吉井タツ外二百十五名
紹介議員 ツルネマルテイ君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四一七号 平成十四年十一月二十二日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 静岡県富士市久沢一、一五七ノ三
井出志津子外百七名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四二六号 平成十四年十一月二十二日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 神戸市中央区熊内町六ノ二ノ二
畑富士子外二百十二名
紹介議員 堀 利和君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四二七号 平成十四年十一月二十二日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 山口県下関市熊野町三ノ一五ノ八
中村恵外三百十一名
紹介議員 高橋紀世子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四二八号 平成十四年十一月二十二日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 長野県岡谷市本町四ノ一ノ三七
森裕外二百十名
紹介議員 沢 たまき君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四二九号 平成十四年十一月二十二日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 北九州市八幡西区則松二ノ三ノ二

五 井上加津子外四千百十三名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三〇号 平成十四年十一月二十二日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 北海道登別市新川町二ノ二五ノ四
北村幸夫外四千九百九十九名
紹介議員 内藤 正光君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三六号 平成十四年十一月二十二日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 奈良県生駒郡安堵町東安堵一ノ三
三 池上直子外三千三百九十九名
紹介議員 直嶋 正行君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三七号 平成十四年十一月二十五日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 東京都文京区音羽一ノ一九ノ一八
佐藤光春外四千九百九十九名
紹介議員 若林 秀樹君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三八号 平成十四年十一月二十五日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 島根県八束郡鹿島町大字佐陀本郷
二二六ノ三 錦織宏外四百九十九名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四三九号 平成十四年十一月二十五日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム二
一〇ノ三五 荒谷純子外四千九百九十九名
紹介議員 山本 孝史君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四〇号 平成十四年十一月二十五日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 島根県安来市新十神町一四
大 谷豊外八千九百四十七名
紹介議員 木俣 佳文君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四一号 平成十四年十一月二十五日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 川崎市川崎区大島上町二五ノ九
栗原真外四千九百九十九名
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四二号 平成十四年十一月二十五日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 広島県竹原市東野町一、七六八ノ
三 土田瑞彦外四千五百四十一名
紹介議員 江本 孟紀君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四三号 平成十四年十一月二十五日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 大阪府枚方市翠香園町六ノ一四
木吉清外九千七百九十七名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四四号 平成十四年十一月二十五日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 北海道中川郡美深町東二条北四丁
目 杉本昭二外四千九百九十九名
紹介議員 山根 隆治君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四五号 平成十四年十一月二十五日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 鹿兒島県指宿市若本二、九五

紹介議員 畑中道代外二百四名

紹介議員 木俣 佳丈君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四九六号 平成十四年十一月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 埼玉県蕨市塚越二ノ一三ノ一八

紹介議員 野崎忠雄外百七名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四九七号 平成十四年十一月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 神奈川県鎌倉市浄明寺三ノ一〇ノ

紹介議員 四一 松田涼子外二百七名

紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四九八号 平成十四年十一月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 名古屋市中川区吉津五ノ一一九

紹介議員 宮内多恵子外百八名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第四九九号 平成十四年十一月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 新潟県長岡市堀金二ノ一三ノ一二

紹介議員 石澤剛外百七名
瑞穂君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第五一三三号 平成十四年十一月二十五日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 福井県今立郡池田町清水谷二二ノ

九ノ一 森田春美外四千三百二十

九名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五一四号 平成十四年十一月二十五日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 大阪府堺市桃山台一ノ三ノ二三ノ

一〇三 中川克己外千九百九十九

名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五一五号 平成十四年十一月二十五日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡川井村大字小国一

二ノ六 高橋金一外四千三百七十

五名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五一六号 平成十四年十一月二十五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 広島市安佐南区八木九ノ一二ノ三

六 吉井美智子外百名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第五二二号 平成十四年十一月二十六日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡開成町延沢一、

四〇六ノ二 小野明美外四千五百

四十二名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二二二号 平成十四年十一月二十六日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸二条九ノ一ノ五

五 中田孝次外九千九百九十九名

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

請願者 神奈川県足柄上郡開成町延沢一、

四〇六ノ二 小野明美外四千五百

四十二名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二二三号 平成十四年十一月二十六日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸二条九ノ一ノ五

五 中田孝次外九千九百九十九名

紹介議員 榛葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二三三三号 平成十四年十一月二十六日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 茨城県龍ヶ崎市府原町四八四ノ

三 福田貴浩外四千五百七十五名

紹介議員 江本 孟紀君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二四四号 平成十四年十一月二十六日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 島根県八束郡鹿島町古浦六四 山

本幸治外四百九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二六六号 平成十四年十一月二十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 東京都日野市日野台四ノ八ノ五

島田和彦外百四名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第五二七七号 平成十四年十一月二十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 さいたま市根岸一ノ一九ノ二四

小池創造外百名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

請願者 さいたま市根岸一ノ一九ノ二四

小池創造外百名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第五二八八号 平成十四年十一月二十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 横浜市戸塚区下倉田町四九六 阿

部信市外百九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第五三六六号 平成十四年十一月二十六日受理

慰安婦問題の戦後責任を果たすための立法の早期制定に関する請願

請願者 鳥取県米子市大崎一、一四七 小

西淑子外八十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第五三七七号 平成十四年十一月二十六日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願

請願者 大阪府羽曳野市郡戸三五二ノ七

松本郁夫外百三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第五五〇号 平成十四年十一月二十六日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 福井市木田三ノ七〇一ノAノ二〇

四 今井三千穂外四千九百九十九

名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五五五号 平成十四年十一月二十七日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 島根県松江市浜佐田町八二七ノ五

江藤浩二外四百九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五五六号 平成十四年十一月二十七日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 大阪府東大阪市石切町五ノ一

ノ三六 浦田秀雄外四千九百九十九名

紹介議員 今泉 昭君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五五七号 平成十四年十一月二十七日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 山形県最上郡大蔵村大字清水一、

五三三 国分愛子外八千七百四十

四名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五五八号 平成十四年十一月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する

請願

請願者 岩手県和賀郡東和町小友二ノ一〇

〇 入江敦外二百二十五名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第五五九号 平成十四年十一月二十七日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する

請願

請願者 東京都清瀬市旭が丘二ノ四ノ七ノ

一〇六 増田直昭外二百十名

紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第五八四号 平成十四年十一月二十七日受理
食の安全の抜本的な見直し強化に関する請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字牧野林

八二一ノ二 関村景介外千五百十

四名

紹介議員 平野 達男君

食の安全・安心は、消費者にとって大きな願い

である。しかし、非常に低い確率ながらも、人へ

の感染のおそれがあるBSE(狂牛病)が日本でも

発生した。そのうえ、それに端を発して偽装表示

が次々と発覚し、何を信じていいのかわからない

状態になっていく。現在政府は、食の安全確保の

ための法律や行政組織について検討を始めてい

る。そこでもう一度食の安全を根本から問い直

し、食の安全の仕組みづくりと、それを確かなも

のとする日本の農林水産業の発展を求める。BSE

の問題では、一九九六年WHO(世界保健機構)

から肉骨粉の使用禁止の勧告が出ていたにもか

かわらず、日本では禁止しなかったという失敗が明

らかになった。加えて食の安全行政が、複数の省

庁にまたがり互いの連携や責任のなさも明確に

なっていない。食品の安全についての危機意識が欠如し

ており、国民、消費者の生命と健康の保護を軽視

している行政と言わざるを得ない。偽装表示問題

についても、罰則が甘く、チェックする検査員も

全国でわずか二〇人しかいないなど、偽装しや

すい背景があることも問題である。こうした食を

めぐる問題では、過去にはカネミ油症(PCB)森

永ドライミル(ヒ素)などのような大規模な食品

公害を起こしてきたが、今もいつ起こしてもおか

しくない状況がある。六年前の病原性大腸菌O・

一五七の問題では三人の死者を含む九、五〇〇人

が被害を受け、昨年も五歳の保育園児が痛ましい

犠牲者となった。二年前は雪印乳業の食中毒で一

万五千人の患者を出すなど被害も大規模化してい

る。これだけ輸入食品が氾濫し流通規模も広がる

中では、一たび問題が起きると大きな被害になり

やすい。現在の食をめぐる法律の中心である「食

品衛生法」は、戦後すぐの一九四七年に制定され

たものである。何度か改定を繰り返しているが、

一部改定ではこれからの問題の解決にはつながら

ない。今大事なことは、国民の健康を最優先し、食

の安全を確保するための包括的な法律や行政組織

が整備されることである。また、「地産地消」の

運動が進むことが、食の安全を守ることもつな

がる。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、現在の仕組みや法律では食の安全確保は不可

能である。縦割り行政を排除し、政府が「国民

の健康のために食の安全に責任を持つ」ことを

基本に、新しい法律と行政組織の整備を早急に

すること。

二、新組織は、リスク管理をする行政組織とリス

ク評価をする組織を厳密に区別し、独立性を確

保し、消費者が必ず参加できるような評価組織

にすること。行政には、情報提供や国民の理解

を促進する責任を定めること。

第六六一号 平成十四年十一月二十七日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する

請願

請願者 香川県善通寺市上吉田町六ノ三ノ

一二 中村証二外百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第六六四号 平成十四年十一月二十八日受理

透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 島根県松江市乃白町三九四ノ一

小林タカ外四百九十九名

紹介議員 信田 邦雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六六五号 平成十四年十一月二十八日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 広島市東区牛田早稲田一ノ二四ノ

七ノ五〇七 古川吉則外九千九百

九十九名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六六六号 平成十四年十一月二十八日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する

請願

請願者 横浜市緑区竹山四、二〇四ノ四五

二 吉井國勝外百名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第六六七号 平成十四年十一月二十八日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する

請願

請願者 川崎市中原区上小田中七ノ四ノ二

六 高橋美佐子外九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第六六八号 平成十四年十一月二十八日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法

律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する

請願

請願者 佐賀県唐津市鏡一、五六七ノ一

副島タエ外百七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第六八四号 平成十四年十一月二十九日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 島根県松江市馬場町二六ノ三 今

岡充博外四百九十九名

紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六八五号 平成十四年十一月二十九日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 北九州市小倉南区北方三ノ一七〇
一七〇二〇三 中山幸彦外百四名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第六八六号 平成十四年十一月二十九日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 福島県白河市新白河二ノ一七四
安治和子外百一名
紹介議員 大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第六八七号 平成十四年十一月二十九日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 長野県塩尻市大門七ノ一三〇二四
横田幸子外百名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第六八八号 平成十四年十一月二十九日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願
請願者 福岡市東区三苫三ノ八〇二五 堺
龍一外百九名
紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第七〇五号 平成十四年十一月二十九日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 東京都日野市落川一三三〇二
田美砂外四千九百九十九名
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七〇六号 平成十四年十一月二十九日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 佐賀県杵島郡白石町大字廿治二、
〇七三〇二 溝口京子外九千九百七十名
紹介議員 海野 徹君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七〇七号 平成十四年十一月二十九日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 福井県武生市湯谷町三〇一四ノ一
加藤康子外四千九百九十九名
紹介議員 川橋 幸子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七〇八号 平成十四年十一月二十九日受理
慰安婦問題の戦後責任を果たすための立法の早期制定に関する請願
請願者 神奈川県大和市西鶴間三ノ六ノ七
角田敏太郎外二十九名
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第七〇九号 平成十四年十一月二十九日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 東京都三鷹市上連雀七ノ一二ノ一
大串芳男外九千三百名
紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条―第四十三条」を「第四十一条―第四十三条の三」に、「第四十六条」を「第四十六条・第四十六条の二」に改める。

第五十条の見出しを「(その他の事業)」に改め、同条第一項を次のように改める。

特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

第五十二条第二項中「収益事業」を「その他の事業」に改める。

第十条第一項第二号イからハまでを次のように改める。

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

第十条第一項第二号ニを削る。

第十条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号及び第九号を削り、同項第十号中「設立の初年及び翌年(事業年度を設ける場合には、当初の事業年度及び翌事業年度。次号において同じ。)」を「設立当初の事業年度及び翌事業年度」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十二号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「収益事業」を「その他の事業」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 事業年度

度」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十一号中「設立の初年及び翌年」を「設立当初の事業年度及び翌事業年度」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「第十号及び第十一号」を「第七号及び第八号」に改める。

第十一号第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「収益事業」を「その他の事業」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十一 事業年度

第十二条第三項中「第一項第十一号」を「第一項第十二号」に改める。

第十二条第一項第三号を次のように改める。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)

ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員団体の構成員を含む。以下この号において同じ。若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。))の統制の下にある団体

第十二条の次に次の一号を加える。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

第二十号中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団の構成員等

第二十四条に次の一号を加える。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選

任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

第二十五条第三項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を併せて添付しなければならない。

第二十六条第二項中「第十条第一項第八号に掲げる書類」を「第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録」に改める。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 削除

第二十七条第四号中「毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度。次条第一項及び第二十九条第一項において同じ。）を「毎事業年度」に改める。

第二十八条第一項中「毎年」を「毎事業年度」に、「前年（事業年度を設けている場合は、前事業年度。以下この項において同じ。）を「前事業年度」に、「前年」を「前事業年度」に改め、「氏名及び住所又は居所」の下に「並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無」を加え、「当該役員名簿に記載された者のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面」を削り、「その年の翌々年（事業年度を設けている場合は、翌々事業年度）」を「翌々事業年度」に改め、同条第二項中「第十条第一項第八号に掲げる書類」を「第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録」に改める。

第二章第五節第四十三条の次に次の二条を加える。
(意見聴取)
第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては警視總監又は道府県警察本部長（次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。）の意見を聴くことができる。（所轄庁への意見）
第四十三条の三 警察庁長官又は警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができ、
第三章第四十六条の次に次の一条を加える。
第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。
第四十九条に次の一号を加える。
十 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

別表第四号中「文化」を「学術、文化」に改め、同表第十二号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。

- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業（この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第五条第一項に規定する収益事業を除く。）を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定

めのない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。）については、新法第十一条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七条第四号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七条第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八条第一項中「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日（同日前に当初の事業年度が開始した場合にあつては、当該開始の日）」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日（同日までに当初の事業年度が開始した場合にあつては、当該開始の日の前日）までの期間」とする。

十二月九日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、透明で民主的な公務員制度改革に関する請願（第七三八号）（第七三九号）（第七四〇号）（第七四一号）
- 一、慰安婦問題の戦後責任を果たすための立法の早期制定に関する請願（第七四二号）
- 一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願（第七四三号）（第七四四号）（第七七七号）（第七七八号）
- 一、透明で民主的な公務員制度改革に関する請

請願者 広島県福山市御幸町上岩成三四五
ノ一 門井春香外二百九十八名
紹介議員 若林 秀樹君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第八七七号 平成十四年十二月三日受理
食の安全の抜本的な見直し強化に関する請願
請願者 岩手県大船渡市大船渡町砂子前五
ノ八 杉山一男外千九十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第八七八号 平成十四年十二月三日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願
請願者 北海道余市郡余市町栄町二五ノ九
庄司哲二外五百十九名
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第八七九号 平成十四年十二月三日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願
請願者 岩手県盛岡市松園一ノ二八ノ二四
ノ一〇一 松田基宣外二百十三名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第八八〇号 平成十四年十二月三日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願
請願者 神奈川県相模原市文京二ノ一〇ノ
五 伊東永子外九十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第八八一号 平成十四年十二月三日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 佐賀県三養基郡三根町大字天建寺
四九六ノ二 岡昇外九百五十六
五名
紹介議員 岩本 司君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八八二号 平成十四年十二月三日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 鹿児島県伊佐郡菱刈町南浦五六四
永池由喜子外八千二百四十四名
紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八八九号 平成十四年十二月四日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 島根県松江市西津田四ノ七ノ三六
萬谷勇外千七名
紹介議員 信田 邦雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八九〇号 平成十四年十二月四日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 岐阜県可児市今渡二、六一九 津
村実知広外一万四千五百六十六名
紹介議員 平田 健二君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八九一号 平成十四年十二月四日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願
請願者 滋賀県滋賀郡志賀町木戸七五〇
江頭秀美外九十九名
紹介議員 平田 健二君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第九二七号 平成十四年十二月四日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願
請願者 広島県福山市東陽台二ノ一〇ノ八
山本泰久外九十九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第九二八号 平成十四年十二月四日受理
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法
律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する
請願
請願者 東京都新宿区白銀町五ノ五 岡埜
和子外二百一名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第三五六号と同じである。

第九二九号 平成十四年十二月四日受理
慰安婦問題の戦後責任を果たすための立法の早期
制定に関する請願
請願者 東京都目黒区三田二ノ三ノ一四
多田佳英外八十九名
紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九三〇号 平成十四年十二月四日受理
慰安婦問題の戦後責任を果たすための立法の早期
制定に関する請願
請願者 川崎市多摩区菅仙谷三ノ一ノ二三
ノ三〇六 長沼節夫外九十名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第一九六号と同じである。

第九三一号 平成十四年十二月四日受理
食の安全の抜本的な見直し強化に関する請願
請願者 岩手県岩手郡滝沢村大沢二二〇ノ
三 加藤善正外千五十二名
紹介議員 岩佐 恵美君
この請願の趣旨は、第五八四号と同じである。

第九三二号 平成十四年十二月四日受理
国民のための民主的な公務員制度改革に関する請
願
請願者 広島県安芸郡海田町三迫二ノ九ノ
二六ノ一五 渡辺明博外百九十九
名
紹介議員 高橋紀世子君
相次ぐ政治家、官僚、企業の汚職・腐敗事件に
対して、国民から厳しい批判があがっている。こ
うした政治家の癒着・腐敗を断ち切り、国民・住
民に信頼される清潔な政治と行政、それを支える
民主的な公務員制度の確立が求められている。し
かし、政府が昨年一二月に閣議決定した「公務員
制度改革大綱」は、天下りの自由化、官民交流の
拡大、国家戦略スタッフによるスーパード・キャリ
ア官僚の育成と政権党への従属など、政治家の癒
着を更に深刻なものにしてしまっている。また、
憲法で保障された公務員労働者の労働基本権を制
約したまま、人事院勧告を含めてその機能・権限
を縮小する一方で、各府省の人事管理権限を強化
して職場の管理統制を強め、物言えぬ公務員づく
りを押し進めようとしている。さらに、この「大
綱」に基づき、二〇〇三年中に国家公務員法改正
案を国会提出するとともに、自治体関係者の意見
を十分聴くことなく、地方公務員法改正案もセッ
トで国会に提出しようとしていることは重大であ
る。

ついては、公務員は国民・住民全体の奉仕者とい
う憲法原則に基づき、公正・中立で効率的な公
務サービスが提供できるよう、清潔で民主的な公
務員制度の確立に向けて、次の措置を採られた
い。

一、政治家癒着をなくすためにも、天下りの禁
止、特権的な官僚制度の廃止、職員の内部告発
権の保障などを図ること。

二、憲法原則に基づき、公務員労働者にも労働基
本権を保障し、労使対等の労働条件決定システ
ムを確立すること。

三、「公務員制度改革大綱」を撤回し、労働組合との交渉・協議、国民的な議論の下で、清潔で公正・中立な公務員制度を確立すること。

第九三三号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡安土町上出九一ノ四 川本弘子外千六百八十四名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九三四号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 京都府八幡市戸津奥谷七ノ一八 横山富子外七百五十五名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九三五号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 佐賀県唐津市枝去木二、九二四ノ一 小野清美外四百九十三名

紹介議員 平野 達男君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九三六号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 長野県諏訪市高島三ノ一、三〇四ノ二一 阿部秀幸外千二百五十五名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九三七号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 大阪府堺市三原台四丁三五ノ六 岡本隆二外千三百九十五名

紹介議員 岩佐 惠美君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一部 内閣委員会会議録第十一号 平成十四年十二月十日【参議院】

請願者 秋田市泉菅野二ノ三ノ五 藤田なお子外八百五十五名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九三八号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 秋田県横手市赤坂字大道添七二ノ一〇 小松田剛外九百九十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九三九号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 京都府八幡市戸津北小路五三 藤本雅英外八百五十六名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四〇号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 東京都府中市南町四ノ三二ノ二 長谷志穂外千四百四十四名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四一号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 大阪府堺市三原台四丁三五ノ六 岡本隆二外千三百九十五名

紹介議員 岩佐 惠美君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四二号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 愛知県蒲郡市五井町五反田四ノ二 鈴木ひろみ外百九十九名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 京都府中郡峰山町安二二ノ四 井上律子外八百五十五名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四三号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 大阪府池田市八王寺一ノ七ノ二 岩本敏子外一万二千二百五十五名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四四号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 岩手県大船渡市三陸町越喜来字所 通二ノ一三 佐々木秀司外百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四五号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 愛知県知多郡美浜町河和北屋敷三 六ノ七八 尾崎敏行外百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四六号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 東京都八王子市南大沢五ノ六ノ六ノ四〇六 吉本照代外百九十九名

紹介議員 鈴木 寛君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四七号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 北海道北広島市共栄町二ノ二ノ三 柏倉則勝外百九十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四八号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 佐賀県小城郡芦刈町大字道免七五 六 古賀富美子外八百五十五名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九四九号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 兵庫県姫路市北夢前台一ノ六二 三浦瑞枝外百九十九名

紹介議員 田名部匡省君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第九五〇号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 相次ぐ政治家、官僚、企業界の汚職・腐敗事件に対して、国民から厳しい批判があがっている。こうした政官財の癒着・腐敗を断ち切り、国民・住民に信頼される清潔な政治と行政、それを支える民主的な公務員制度の確立が求められている。しかし、政府が昨年一二月に閣議決定した「公務員制度改革大綱」は、天下りの自由化、官民交流の拡大、国家戦略スタッフによるスーパージョブ

ア官僚の育成と政権党への従属など、政官財の癒着を更に深刻なものにしようとしている。また、憲法で保障された公務員労働者の労働基本権を制約したまま、人事院勧告を含めてその機能・権限を縮小する一方で、各府省の人事管理権限を強化して職場の管理統制を強め、物言えぬ公務員づくりを押し進めようとしている。さらに、この「大綱」に基づき、二〇〇三年中に国家公務員法改正案を国会提出するとともに、自治体関係者の意見を十分聴くことなく、地方公務員法改正案もセツトで国会に提出しようとしていることは重大である。

ついで、公務員は国民・住民全体の奉仕者という憲法原則に基づき、公正・中立で効率的な公務サービスが提供できるよう、清潔で民主的な公務員制度の確立に向けて、次の措置を採られたい。

一、政官財癒着をなくすためにも、天下りの禁止、特権的な官僚制度の廃止、職員の内部告発権の保障などを図ること。

二、憲法原則に基づき、公務員労働者にも労働基本権を保障し、労使対等の労働条件決定システムを確立すること。

三、「公務員制度改革大綱」を撤回し、国民的議論の下で、清潔で公正・中立な公務員制度を確立すること。

第九五一号 平成十四年十二月四日受理
透明で民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 北海道函館市東山一ノ二〇ノ三
細川隆志外九千九百六十六名
紹介議員 長谷川 清君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九六九号 平成十四年十二月四日受理
元従軍慰安婦に、国による謝罪と補償を直ちに実施することに関する請願
請願者 埼玉県北本市中丸五ノ六ノ八 青
山邦夫外七十九名

無抵抗の若い女性を無理やりに性奴隷とし、凌辱の限りを尽くし、言語に絶する屈辱と苦痛を与え、女性の人権を蹂躪した旧陸海軍の関与による「従軍慰安婦制度」は最大規模の戦時性暴力であった。また、他民族に対する蔑視であり、主権の侵害であった。韓国・フィリピン・中国・台湾・北朝鮮・インドネシアなどで五〇年も沈黙を強いられてきた被害女性が、正義と尊厳を取り戻そうと、日本政府に対して、真相究明や補償などを求め、損害賠償請求訴訟を起こしている。日本政府は、関与した事実をようやく認めたものの、謝罪はせず、補償については、条約で決着済みという態度を変えてはいない。「女性のためのアジア平和国民基金」を設けて国民のカンパで償い金を支払うことにしたが、多くの被害者からは受け取りを拒否され、そのうえ、韓国と台湾では、政府が償い金支給事業の中止を求めている。国連の人権委員やILOも、「国民基金」は日本政府が責任を認めてのものではないとして、個人補償・責任者の刑事訴追など、厳しい批判と勧告を行っている。また、コソボなどの紛争地で多発する女性への暴力は戦争犯罪であるとし、これらを取り除いていくためにも、「従軍慰安婦問題」の処理がきちんと行われることが大切とする国際世論が高まっている。これらの事実は、日本政府の態度が国際的には通用しないことを、明白にしている。また一九九八年には、下関裁判所が、「従軍慰安婦問題」について、初めて国会の立法不作為責任を問う判決を出した。これを受ける形で、同年九月には、国会に超党派議員による恒久平和決議が誕生した。一日も早く、政府による謝罪と補償をすべきである。

一、戦時の性的強制被害者である元「従軍慰安婦」に対して、速やかに、誠意をもって謝罪するとともに、個人補償を行い、名誉を回復すること。被害者の多くは高齢であることを考え、緊急に行うこと。
二、引き続き真相解明を進めること。そのために、政府として調査会を設置すること。

第九七〇号 平成十四年十二月四日受理
慰安婦問題の戦後責任を果たすための立法の早期制定に関する請願
請願者 東京都品川区大井七ノ四ノ一八
桐畑雅子外八十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第九六九号と同じである。

第九七一号 平成十四年十二月四日受理
国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 名古屋市緑区若田三ノ一、二三六
尾崎裕子外百九十九名
紹介議員 中村 敦夫君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一〇〇八号 平成十四年十二月四日受理
国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 千葉県市川市新浜一ノ九ノ一四
大江良正外六百五十五名
紹介議員 井上 美代君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一〇〇九号 平成十四年十二月四日受理
国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 長野県松本市中山台二五ノ一二
水島浩志外六百五十五名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一〇一〇号 平成十四年十二月四日受理
国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 大阪府大正区南恩加島五ノ六ノ一
六 伊佐明美外六百六十五名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

請願者 秋田市広面谷地田六〇ノ三 山田
美穂子外六百五十五名
大沢 辰美君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一〇一一号 平成十四年十二月四日受理
国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 秋田市泉菅野二ノ三ノ五 藤田理
外六百五十五名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一〇一二号 平成十四年十二月四日受理
国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 秋田市寺内字児桜三四ノ二三 後
藤淑子外六百五十五名
紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一〇一三号 平成十四年十二月四日受理
国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 長野県塩尻市大字大門五七ノ一一
福沢憲一外六百五十五名
紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一〇一四号 平成十四年十二月四日受理
国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願
請願者 大阪府大正区南恩加島五ノ六ノ一
六 伊佐明美外六百六十五名
紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一〇一五号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 大阪市淀川区加島一ノ五一ノ三五

山本進外六百五十五名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

第一〇一六号 平成十四年十二月四日受理

国民のための民主的な公務員制度改革に関する請願

請願者 兵庫県川西市向陽台三ノ六ノ五

宮城のぞみ外六百五十五名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第九三二号と同じである。

平成十四年十二月十八日印刷

平成十四年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

〇